

# 尾張旭市環境基本計画

～環境を考え ともにつくる 私たちのまち～

【中間見直し版】

平成27年3月  
尾 張 旭 市

# 尾張旭市環境基本計画【中間見直し版】 目次

<b>はじめに 環境基本計画の中間見直しにあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 中間見直しの背景 .....	1
2. 見直しの目的 .....	2
3. 見直しの基本的な考え方 .....	2
4. 見直し後の計画期間 .....	2
5. 見直し後の計画の構成 .....	2
6. 見直しの基準 .....	2
<b>第1部 環境基本計画の策定について</b>	
<b>第2部 尾張旭市の現状</b> .....	<b>3</b>
<b>第1章 市の特性</b> .....	<b>3</b>
1. 基礎的条件 .....	3
2. 自然環境 .....	6
3. 生活環境 .....	9
4. 都市・快適環境 .....	14
5. 広域・地球環境 .....	17
<b>第2章 市民、事業者の意識</b> .....	<b>20</b>
1. 市民環境意識調査結果 .....	20
2. 小中学生環境意識調査結果 .....	
3. 事業者環境意識調査結果 .....	36
<b>第3部 環境基本計画</b> .....	<b>42</b>
<b>第1章 尾張旭市の望ましい環境像と分野別目標</b> .....	<b>42</b>
1. 望ましい環境像 .....	
2. 分野別目標 .....	
3. 施策の体系 .....	42
<b>第2章 市、市民・市民団体、事業者の取り組み</b> .....	<b>44</b>
本章の見方 .....	44
分野別目標① 学び広げるまちづくり .....	46
分野別目標② ごみのないまちづくり .....	52
分野別目標③ 地域で地球を考えるまちづくり .....	58
分野別目標④ 自然とふれあうまちづくり .....	65
分野別目標⑤ 暮らしやすい快適なまちづくり .....	71
<b>第3章 環境市民会議からの提案 ～地域のできる市民活動～</b>	
<b>第4章 計画の推進</b> .....	<b>76</b>
1. 推進体制 .....	76
2. 進行管理の方法 .....	77
<b>巻末資料</b> .....	<b>78</b>

※ページ番号がない部分は、「尾張旭市環境基本計画」から見直しを行っていない部分です。

# はじめに 環境基本計画の中間見直しにあたって

## 1. 中間見直しの背景

本市では、尾張旭市環境基本条例第9条の規定に基づき、平成19年3月に「尾張旭市環境基本計画（以下、「当初計画」という。）」を策定し、「環境を考え ともにつくる 私たちのまち」を望ましい環境像として掲げています。これに基づき、今ある環境を将来の世代へ、より良くしながら継承し、誰もが健康で快適な市民生活を営むため、市、市民・市民団体、事業者が協力し、環境に配慮した取り組みを総合的に推進してきました。

こうした中、平成23年3月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故をきっかけとして国のエネルギー政策が見直され、原子力発電への依存度の低下や再生可能エネルギーへの転換が図られ、電力の安定供給や再生可能エネルギー発電促進賦課金などといった様々な課題が生じています。

また、7年ぶりに改訂された国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の統合報告書では、農業や生態系などの面で「すべての大陸と海洋で地球温暖化の影響が表れている」と断定し、今世紀末に温室効果ガスの排出量をほぼゼロにする必要があると指摘しています。

その他にも、生物多様性の保全や循環型社会の構築など、様々な環境に関する課題が提起されており、人口の減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化も並行して進行し、また深刻化しています。

こうしたことを受け、平成24年4月に閣議決定された第四次環境基本計画では、めざすべき持続可能な社会の姿を「人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、安全が確保されることを前提として、低炭素・循環・自然共生の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」としています。

また、愛知県においても、「自然の叡智」をテーマとした愛・地球博（愛知万博）が平成17年に開催されたことをはじめ、平成22年10月には生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が、そして平成26年11月にはESDユネスコ世界会議が開催されるなど、環境に関する世界的な動きが集中しています。さらに、平成26年5月には第四次愛知県環境基本計画が策定され、分野横断的・総合的な施策の展開や持続可能な社会を支える担い手の育成、多様な主体間の連携・協働による施策の展開を進めることとしています。

また、本市においても、上位計画である尾張旭市第五次総合計画が平成26年3月に策定され、尾張旭市都市計画マスタープランや尾張旭市緑の基本計画、尾張旭市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画などの関連計画も改定されるなど、これらの計画との関係性についても整理する必要性が生じています。

## 2. 見直しの目的

当初計画では、「第1部 環境基本計画の策定について」の「5 計画の期間」において、「本市を取り巻く環境、社会情勢の変化や科学技術の進歩、上位計画である総合計画の策定や見直し等に応じ、必要な場合は施策や指標の見直し等の適切な対応を図る」としています。

こうした中、計画期間の中間年次である平成25年度が過ぎ、様々な背景に適切に対応していくためには、これまでの進捗状況を踏まえた形で当初計画の内容を見直す必要があるとともに、「環境を考え ともにつくる 私たちのまち」の実現に向けた取り組みを、さらに加速させていく必要があります。

このため、尾張旭市環境審議会等において審議を重ね、平成27年3月に「尾張旭市環境基本計画【中間見直し版】（以下、「中間見直し版」という。）」を策定しました。

## 3. 見直しの基本的な考え方

計画の骨格である「望ましい環境像」や「分野別目標」、「施策の体系」の部分については、基本的に継承しつつ、計画全体の進捗状況や目標の達成状況、計画策定後の外部環境や内部環境の変化などを踏まえ、「市、市民・市民団体、事業者の取り組み」の部分を中心に、部分的な見直しを行いました。

## 4. 見直し後の計画期間

平成27年度から35年度までの9年間としています。

## 5. 見直し後の計画の構成

中間見直しにあたっての背景や目的を示した後に、当初計画のうちで見直しが必要な「第2部 尾張旭市の現状」と「第3部 環境基本計画」、そして「巻末資料」で構成しています。

なお、上記以外の部分については当初計画の内容を引き続き適用し、当初計画の章番号をそのまま踏襲した構成としています。

## 6. 見直しの基準

今回の見直しに当たっては、次の基準に基づき実施しています。

- (1) 継続的に取り組む場合。新規で追加する場合
  - ① 継続的に取り組むべき内容であること
  - ② 実現可能な取り組み内容であること
  - ③ 緊急性を有すること
  - ④ 可能な限り客観的データで評価出来ること
  - ⑤ 一つの取り組みが複合的な効果をもたらすこと
- (2) 取り組み項目を除外する場合
  - ① 既に十分な取り組みが推進されていること
  - ② 社会情勢や環境に対する価値観の変化により、現状にそぐわないこと

## 第2部 尾張旭市の現状

### 第1章 市の特性

#### 1. 基礎的条件

##### ■人口及び世帯数

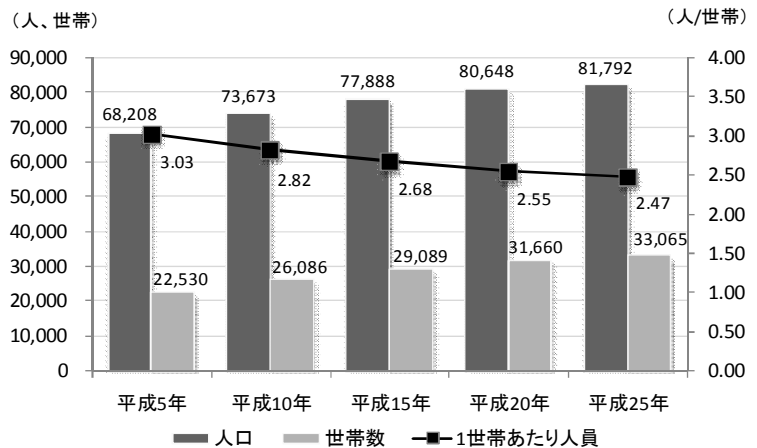
人口、世帯数ともに増加を続けていますが、増加率は低下傾向にあり、平成25年3月末現在の人口は81,792人、世帯数は33,065世帯となっています。また、平成5年に3.03人であった1世帯あたり人員は、平成25年には2.47人へと減少しています。

さらに、昼間人口、夜間人口ともに増加を続けており、昼間人口が夜間人口を下回る「ベッドタウン」の特徴がみられますが、昼夜率（夜間人口に対する昼間人口の割合）は緩やかな増加傾向にあります。

平成25年の年齢別人口は、35-39歳及び40-44歳、60-64歳の2つの年齢層をピークとした分布となっています。なお、当初計画を策定するにあたって実施された環境基礎調査（平成16年）では、30-34歳、55-59歳の2つの年齢層がピークとなっていました。

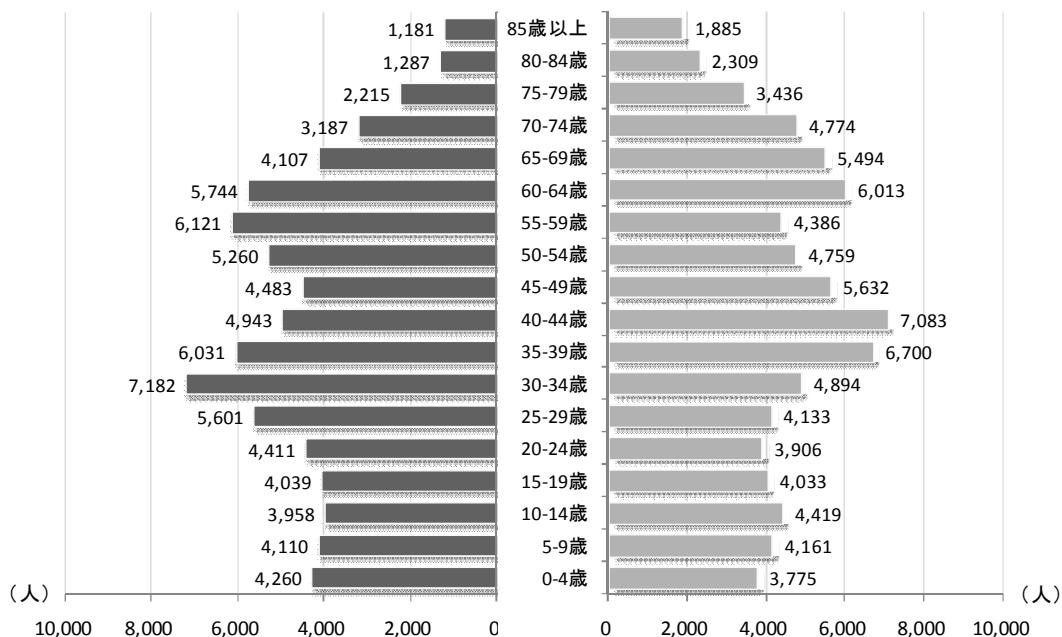
##### ■人口及び世帯数の推移

出典：平成25年版 尾張旭市の統計



##### ■年齢別人口（左：平成16年、右：平成25年）

出典：環境基礎調査報告書（平成18年3月）、平成25年版 尾張旭市の統計



## ■産業の状況

平成21年度における事業所数は、卸売業、小売業が最も多く、次いでサービス業（他に分類されないもの）、宿泊業、飲食サービス業、建設業の順となっています。

農家戸数は年々減少傾向にあり、平成22年には専業農家が13戸、第1種専業農家が2戸、第2種兼業農家が40戸となっています。また、農家戸数の減少に伴って経営耕地面積も減少を続けており、特に田の面積は平成22年度には25haと、昭和60年と比較して約1/6となっています。

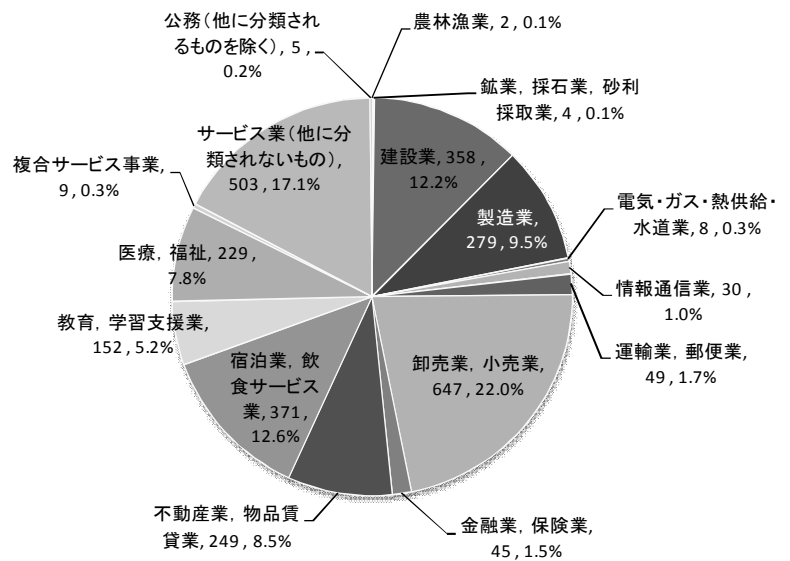
事業所数及び従業者数、製造品出荷額などは、平成18年から平成19年にかけて増加していますが、その後はわずかな増加がみられるものの、全体的には減少傾向を示しています。

商店数及び従業者数は、平成19年にかけて減少傾向にありましたが、平成23年には増加に転じています。

一方、年間商品販売額については、平成16年にかけて増加傾向にありましたが、その後は減少に転じています。

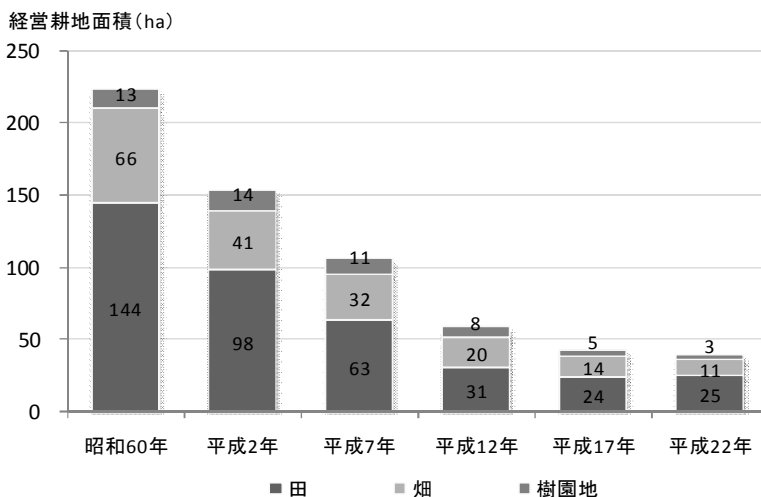
■産業別事業所数（平成21年度）

出典：平成25年度版 尾張旭市の統計



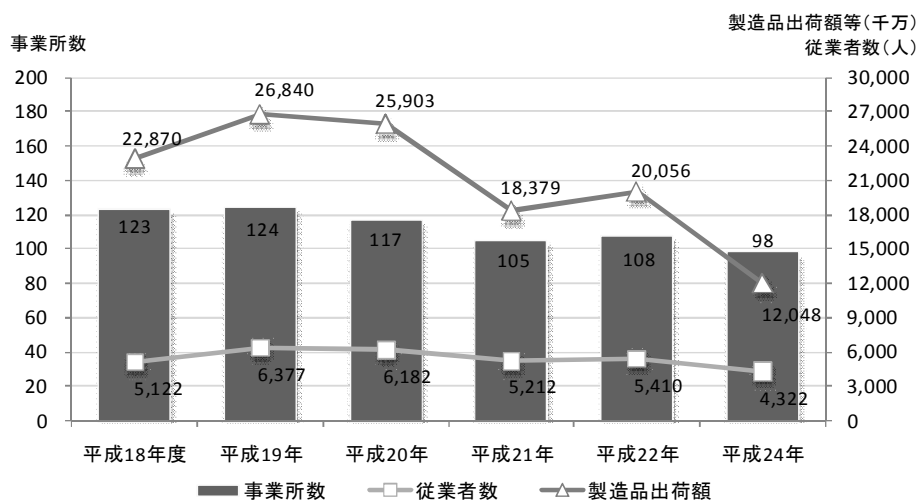
## ■農業：経営耕地面積の推移

出典：平成25年版 尾張旭市の統計



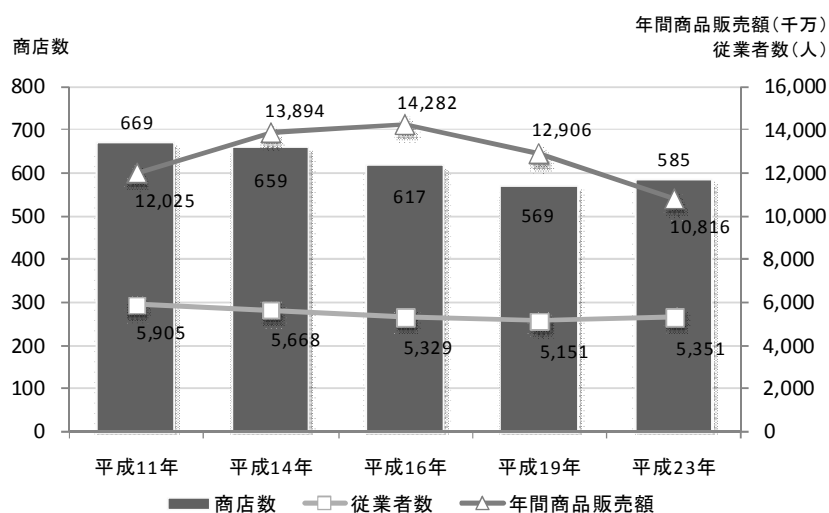
■工業：事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移

出典：平成 25 年版 尾張旭市の統計



■商業：商店数・従業者数・年間販売額の推移

出典：平成 25 年版 尾張旭市の統計



## 2. 自然環境

### ■ 気象

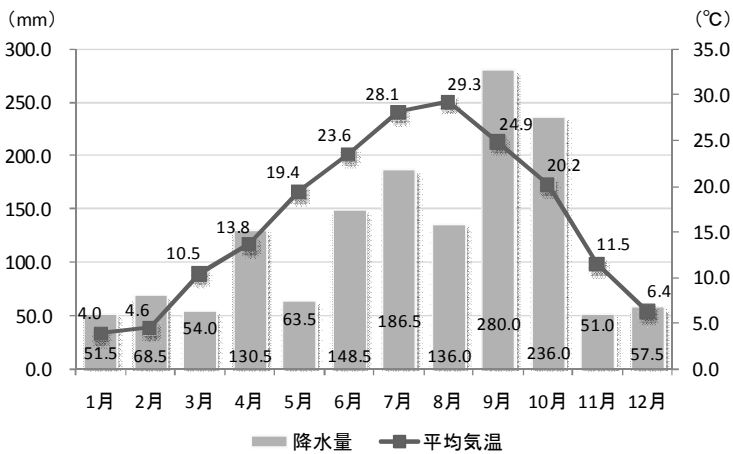
気温は比較的温暖で、年間を通じて晴れる日が多く、特に冬季は晴天が続き、降雪日もそれほど多くありません。月別平均気温は、最低が4.0℃（1月）、最高が29.3℃（8月）となっています。また、月別降水量は、9月に280.0mm、10月に236.0mmと多くなっています。

太平洋岸の他地域に比べると夏季の降水量は若干少なく、高温で晴天の日が長期間続くこともあります。また、冬季の気候は比較的穏やかですが、時折季節風「伊吹おろし」が吹き、日本海側から雪を運んでくることもあります。

なお、名古屋市における年平均気温は、100年あたりで約1.7℃上昇しており、名古屋市における年間あたり猛暑日日数や熱帯夜日数も増加傾向にあります。冬日日数は減少傾向にあります。

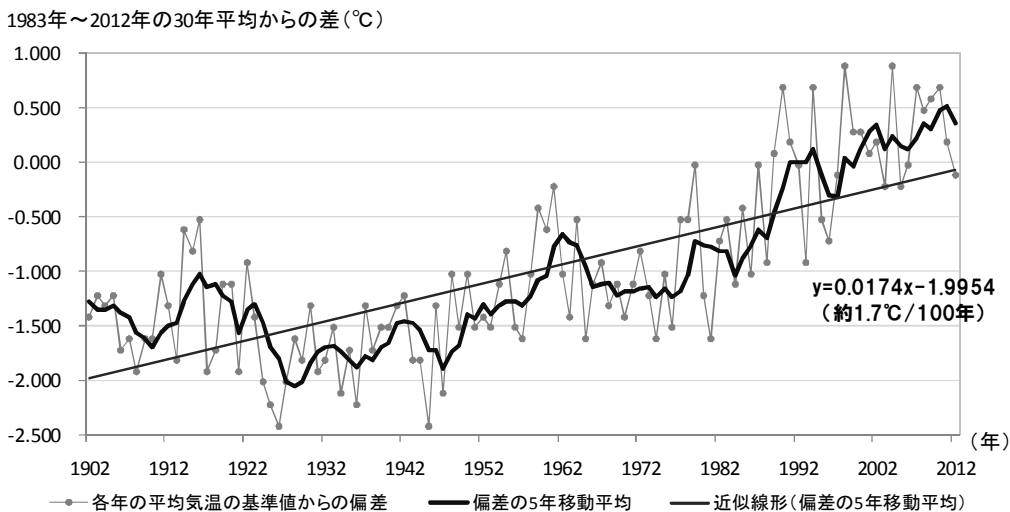
### ■ 月別降水量と平均気温（名古屋地方気象台、平成25年の月平均値）

出典：平成25年版 尾張旭市の統計



### ■ 年平均気温偏差の推移（名古屋地方気象台）

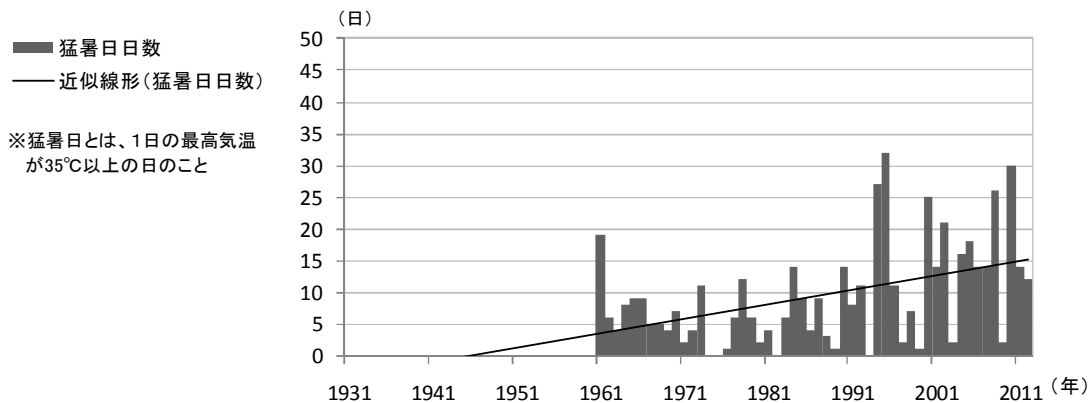
出典：気象統計情報（気象庁ホームページ）





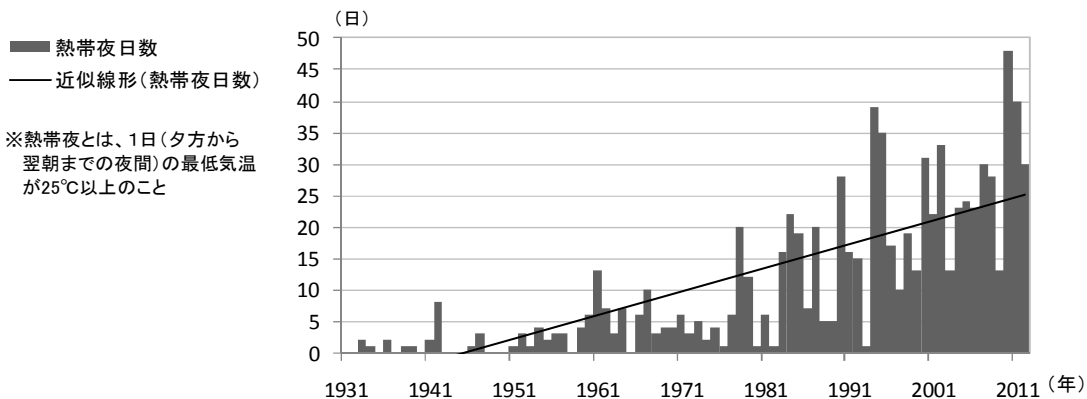
■年間あたり猛暑日日数の推移（名古屋地方気象台）

出典：気象統計情報（気象庁ホームページ）



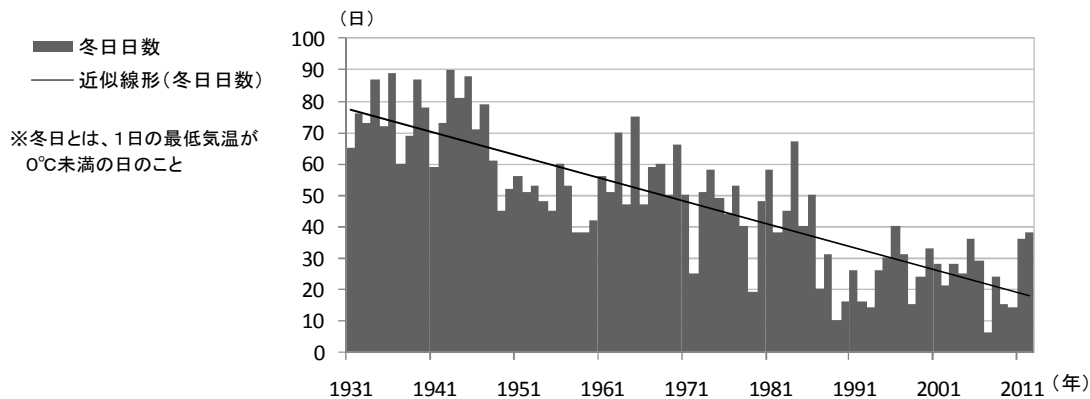
■年間あたり熱帯夜日数の推移（名古屋地方気象台）

出典：気象統計情報（気象庁ホームページ）



■年間あたり冬日日数の推移（名古屋地方気象台）

出典：気象統計情報（気象庁ホームページ）



## ■動植物・生態系

本市の緑の分布状況を見ると、県道上半田川名古屋線の南北にまとまりのある水田が分布しており、市北部の丘陵地はアベマキ・コナラなどの二次林や針広混交林が広く分布しています。また、矢田川の南側斜面地には落葉広葉樹林や竹林が分布しています。

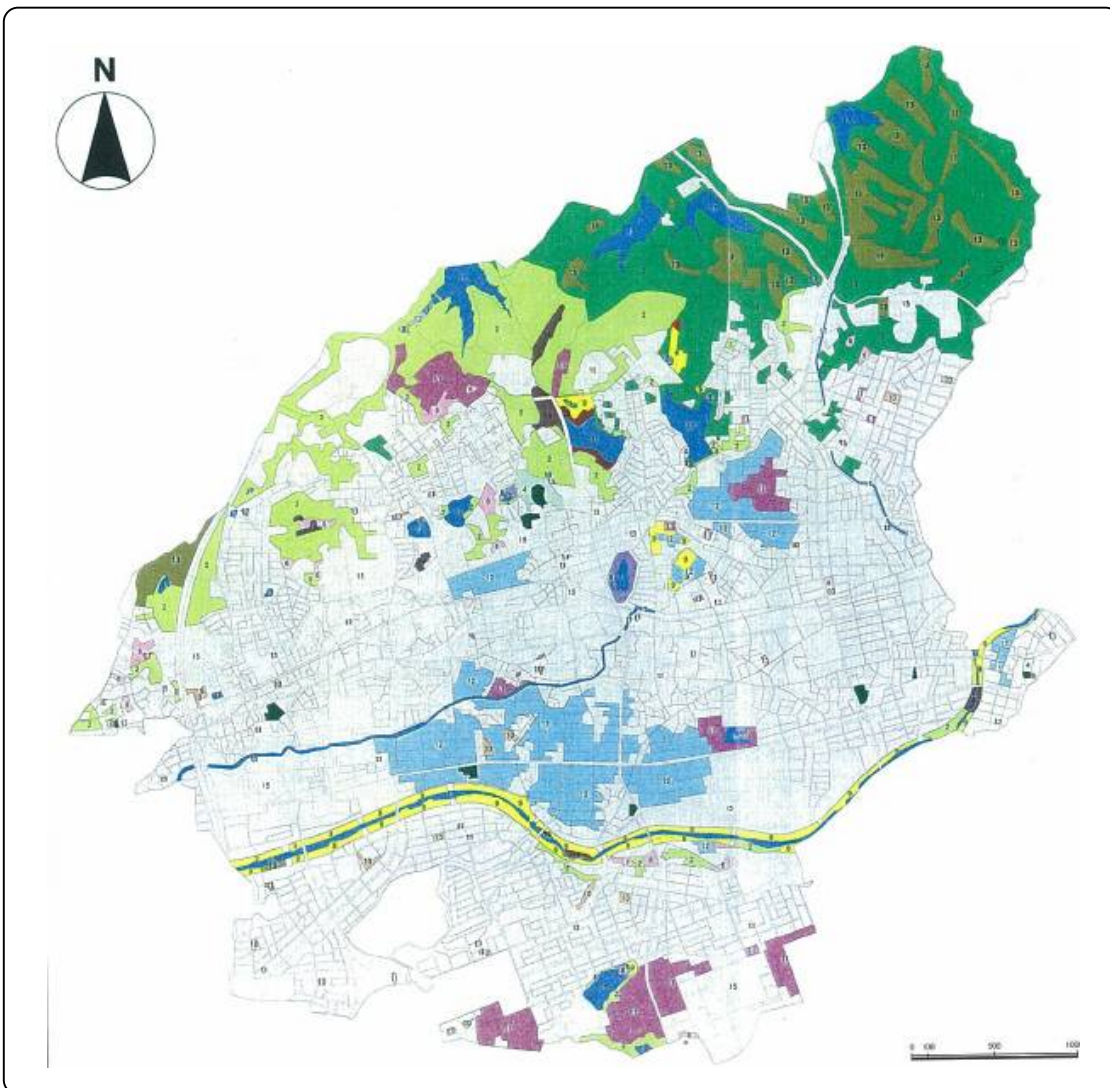
また、矢田川沿いには小規模なハリエンジュ林が分布し、一部の池の周辺ではハンノキ、タチヤナギなどからなる混成林がみられます。

なお、「あいち生物多様性ポテンシャルマップ」によると、北部丘陵地域は、尾張東部でも希少種が多い地域であり、オオタカの生息適地、シジュウカラの安定的な生息地とされています。

しかし、市域の自然環境基礎調査は平成12年度以降実施されておらず、動植物・生態系の現況把握にあたっては、改めて調査を実施することが求められています。

## ■現存植生図

出典：尾張旭市緑の基本計画（平成23年3月）、尾張旭市域自然環境基礎調査（平成12年）



### 3. 生活環境

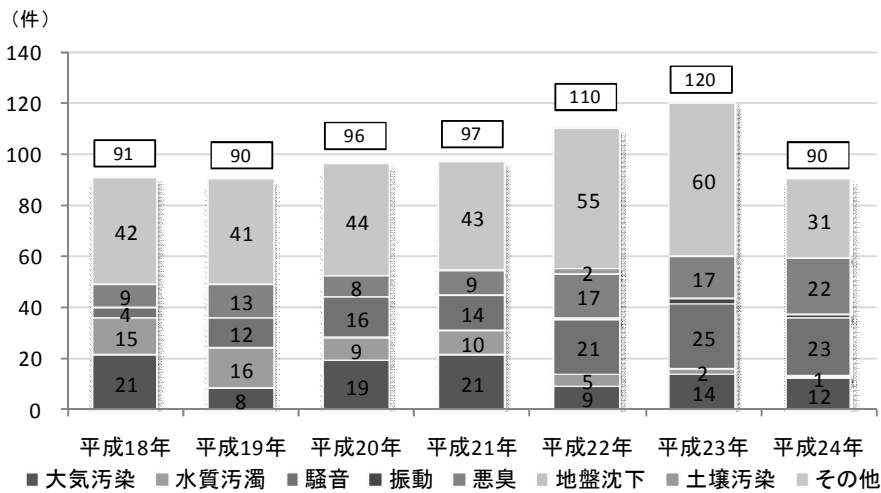
#### ■公害苦情

公害苦情の総数は、平成23年にかけて増加傾向にありましたが、平成24年には大きく減少しています。苦情件数は、典型7公害以外の「その他」の苦情が大部分であり、平成24年の減少にも大きく影響しています。内訳としては、浄化槽由来の側溝の汚れによるものが多く、他に野焼きや近隣騒音などが挙げられます。

なお、典型7公害のうち、水質汚濁に関する苦情は減少していますが、騒音や振動、悪臭に関する苦情は増加傾向にあります。

#### ■公害関係苦情件数の推移

出典：平成25年版 尾張旭市の統計



#### ■大気

市内では、東大道町に設置された一般環境測定局において、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント（光化学スモッグ）、浮遊粒子状物質などの調査が行われています。

その結果、大気汚染調査項目のうち、光化学オキシダントについては、平成17年度以降、環境基準を満たしておらず、浮遊粒子状物質についても短期的評価では満たしていない年もありましたが、近年では改善傾向にあります。

■大気汚染調査結果（二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質）

出典：愛知県大気汚染常時観測結果

大気汚染調査項目	環境基準		環境基準適合状況								
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
二酸化硫黄	短期	1時間値が0.1ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.04ppm以下。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	長期	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二酸化窒素	長期	年間の日平均値の98%値が0.06ppm以下。	—	—	—	—	○	○	○	○	○
光化学オキシダント	長期	年間の日平均値の98%値が0.06ppm以下。	×	×	×	×	×	×	×	×	×
浮遊粒子状物質	短期	1時間値が0.1ppm以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.04ppm以下。	×	×	×	○	×	○	×	○	○
	長期	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○

短期：測定を行った日又は時間についての評価

長期：年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえでの評価

■水質

愛知県による公共用水域と地下水の水質調査結果によると、市域を流れる矢田川の河川水質（pH、DO、BOD、SS）はいずれも環境基準に適合しており、BODとSSについては、当初計画策定時から改善されてきています。

また、市内のため池では、維摩池と新池で水質調査が行われており、いずれも環境基準の適用はありませんが、維摩池の方がCOD、SS、全窒素、全リンの値が低くなっており、愛知用水からの導水が影響しているものと考えられます。

さらに、市内の浄化センターでは、水道法に基づく水質基準に照らして井戸水の検査を実施していますが、平成25年度の調査結果では、水道水の水質基準を超えている項目も見られたものの、調査を実施した項目の中で環境基準を超過しているものはありません。

その他、地下水については、愛知県が過去に地下水の環境基準を超過した地点において、継続的に定期モニタリング調査を実施していますが、市内に該当する調査地点はありません。

pH：水素イオン濃度

DO：溶存酸素

BOD：生物学的酸素要求量

SS：浮遊物質

## ■騒音・振動

騒音については、県道名古屋瀬戸線と県道春日井長久手線において道路交通騒音の騒音調査が行われています。県道名古屋瀬戸線では、昼間・夜間ともに環境基準（等価騒音レベルが昼間70dB、夜間65dB）を下回っており、県道春日井長久手線においても環境基準と同値となっています。

また、「県民の生活環境の保全等に関する条例」で規制する施設を設置する市内の工場は、次のとおりとなっています。

### ■「県民の生活環境の保全等に関する条例」で規制する施設を設置する市内の工場数

出典：平成25年度県民の生活環境の保全等に関する条例施行状況調査

施設の種類の種類	騒音	振動	施設の種類の種類	騒音	振動
金属加工機械	13	1	ゴム練用ロール機等	—	0
圧縮機及び冷凍機	88	90	合成樹脂用射出成形機	1	0
土石用破碎機等	4	0	鋳造型機	0	0
織機	0	0	穀物用製粉機	0	0
建設用資材製造機械	0	—	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	3	5
コンクリートブロックマシン等	—	0	送風機及び排風機	21	29
木材加工機械	1	0	走行クレーン	0	—
抄紙機	0	—	洗びん機	0	—
印刷機械	0	0	真空ポンプ	1	—

## ■悪臭・土壌汚染

「県民の生活環境の保全等に関する条例」対象となる市内の悪臭関係工場は、次のとおりとなっています。

また、土壌汚染に関する苦情は近年寄せられていませんが、「県民の生活環境の保全等に関する条例」の規定による市内の土壌汚染の届出は年に数件、愛知県へ提出されています。

### ■「県民の生活環境の保全等に関する条例」対象の市内の悪臭関係工場数

出典：平成25年度県民の生活環境の保全等に関する条例施行状況調査

悪臭関係業種	届出件数	悪臭関係業種	届出件数
鋳物製造業	1	ごみ処理場	1
し尿処理施設	1	終末処理場	2

## ■ダイオキシン類

市内では、尾張東部衛生組合が大気中のダイオキシン類の環境調査を行っており、また、愛知県が周辺市町において、大気質や水質（底質含む）、土壌の調査を実施していますが、環境中濃度については環境基準を満たしています。

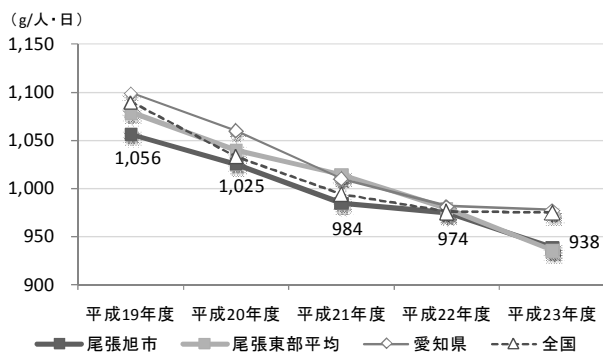
## ■ごみ処理

過去30年間における本市のごみ排出量は、昭和60年度から平成13年度までの17年間、増え続けてきましたが、平成14年度以降は減少方向にあります。

また、本市における平成23年度の1人1日あたりごみ総排出量は938g/人・日であり、全国平均や愛知県平均値よりも下回っています。また、資源化率は29.8%であり、全国平均及び愛知県平均値、尾張東部平均（尾張東部衛生組合構成市（尾張旭市、瀬戸市、長久手市）の平均）より上回っています。

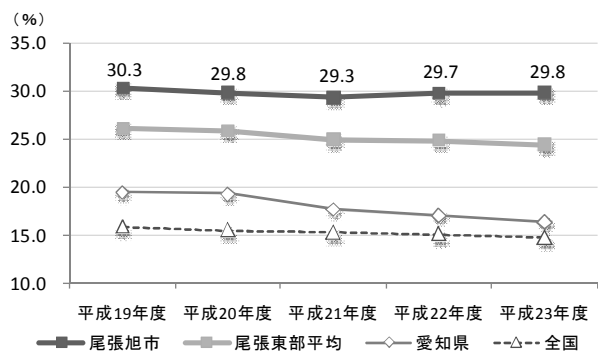
なお、最終処分率は11.2%と、ほぼ全国平均と同じ値ですが、愛知県平均値よりも上回っています。また、1人あたり処理費用は6,591円と、全国平均や愛知県平均値よりも下回っています。

### ■1人1日あたりごみ総排出量の比較

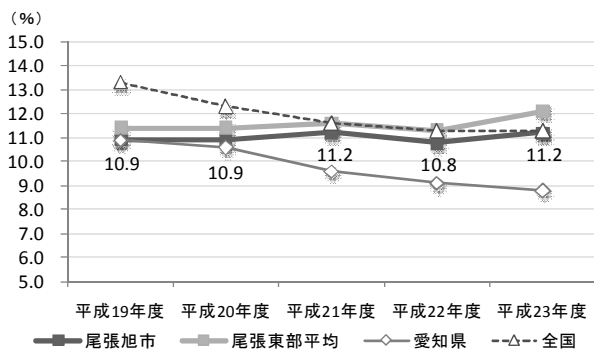


### ■資源化率の比較

出典：平成 26～35 年 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

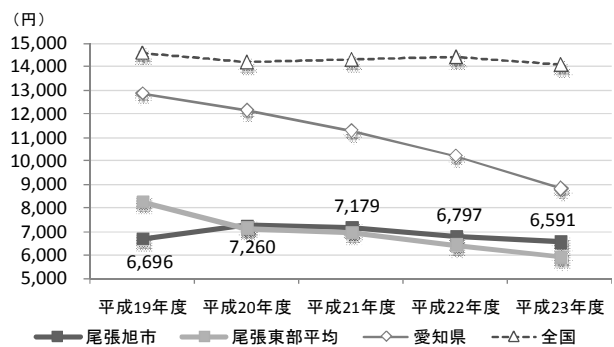


### ■最終処分率の比較



### ■1人あたり処理費用の比較

出典：平成 26～35 年 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画



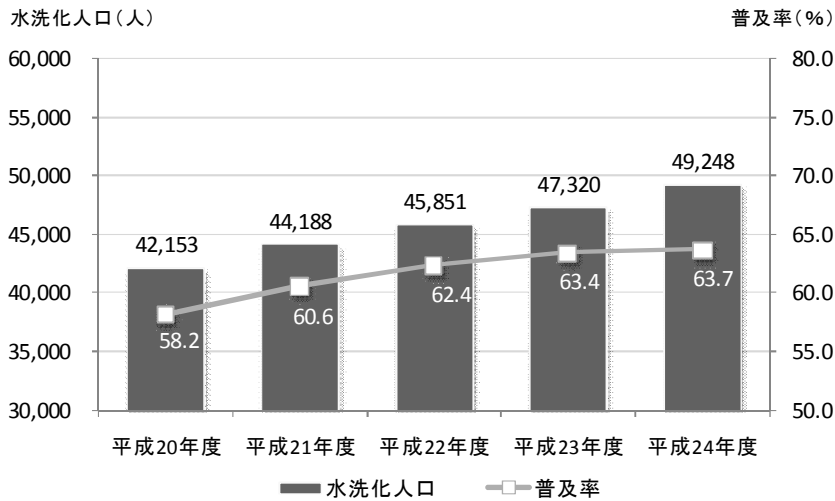
## ■生活排水処理

本市の生活排水は、公共下水道と合併処理浄化槽で処理されています。

下水道普及率は増加を続けていますが、平成24年度は63.7%となっており、さらなる普及が求められています。

## ■公共下水道の状況

出典：平成 25 年版 尾張旭市の統計



※平成 24 年度から外国人人口を含む

## 4. 都市・快適環境

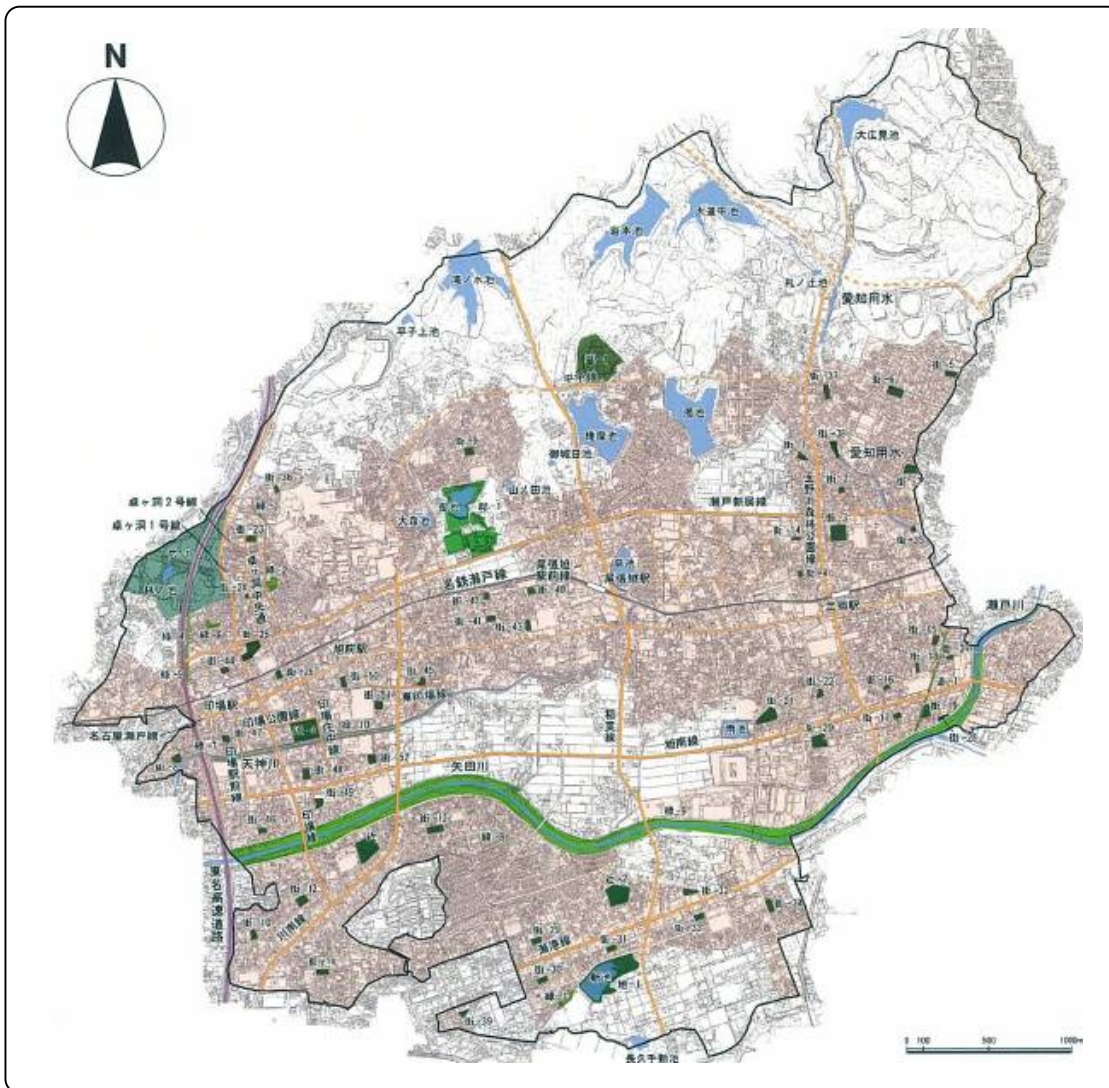
### ■公園・緑地

平成25年11月末現在の公園面積は、70ヶ所で56.15haとなっており、これに、広域公園である小幡緑地（19.39ha）と森林公園（329.54ha）を合わせると405.08haとなります。

その結果、市民一人あたりでは49.31m<sup>2</sup>/人となり、愛知県の平均値（7.5m<sup>2</sup>/人）や国の整備目標値（10.0m<sup>2</sup>/人）を大きく上回っています。

### ■都市公園等分布図

出典：尾張旭市緑の基本計画（平成23年3月）





## ■交通

市内には、高速道路と国道が各1路線、そして県道が6路線、市道が1,365路線あり、そのうち85.4%が改良済みとなっています。

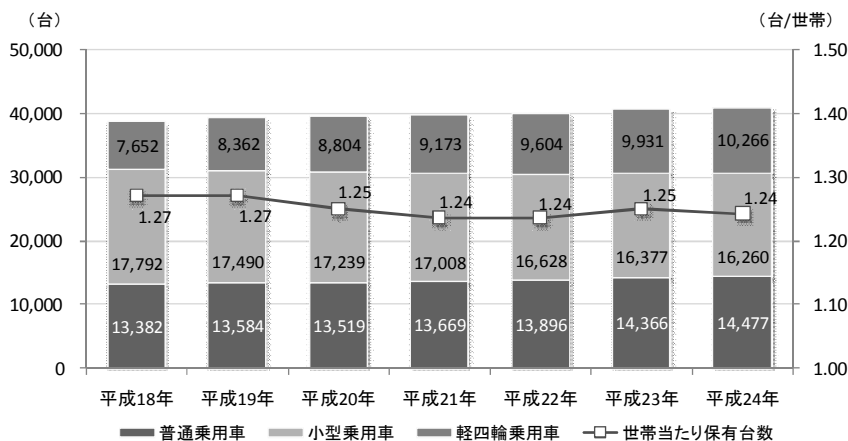
市南部には、瀬戸市と名古屋市を連絡する国道363号が東西に横断しているとともに、県道名古屋瀬戸線が名鉄瀬戸線と並行し、県道春日井長久手線が三郷駅西側を南北に横断しています。

また、名鉄瀬戸線以南には、国道、主要地方道、一般県道が各1路線ずつ東西方向（瀬戸市、名古屋市方面）に存在しますが、以北の区域には存在しません。

なお、自動車登録台数は継続して増加傾向にあり、内訳としては、小型乗用車が減少し、普通乗用車と軽四輪乗用車が増加しています。また、世帯当たりの保有台数は、平成24年度末で1.24台/世帯であり、全国平均（1.09台/世帯）より多く、県平均（1.34台/世帯）より少なくなっています。

## ■自動車登録台数と世帯当たり保有台数

出典：平成25年版 尾張旭市の統計



## ■世帯当たり保有台数の比較

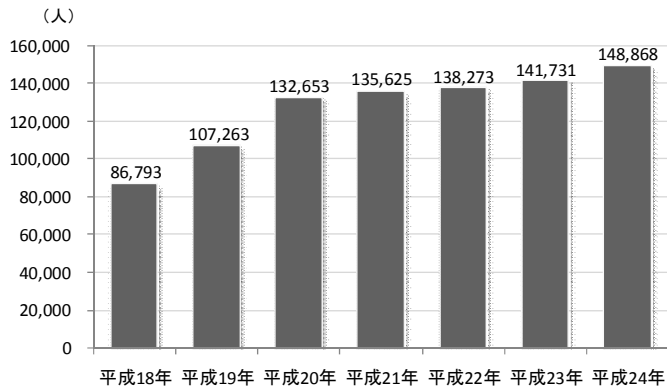
	乗用車保有台数 (台)	世帯数 (世帯)	世帯当たり保有台数 (台/世帯)
尾張旭市	41,003	33,000	1.24
愛知県	3,975,912	2,972,829	1.34
全国	59,357,223	54,594,744	1.09

市域中心部には、東西に名鉄瀬戸線が運行しており、本市と名古屋市中区、瀬戸市中心市街地を連絡しています。

また、バス路線としては、名鉄バスや名古屋市営バス、尾張旭市営バス（あさび一号）が運行しており、名鉄バスは尾張旭向ヶ丘や瀬戸方面から、名鉄バスセンターや藤が丘駅に発着し（9～12往復）、名古屋市営バスは本地住宅や印場駅、東谷山フルーツパークから、藤が丘駅や大曽根駅などに発着しています。

#### ■尾張旭市営バスの利用者数の推移

出典：平成25年版 尾張旭市の統計



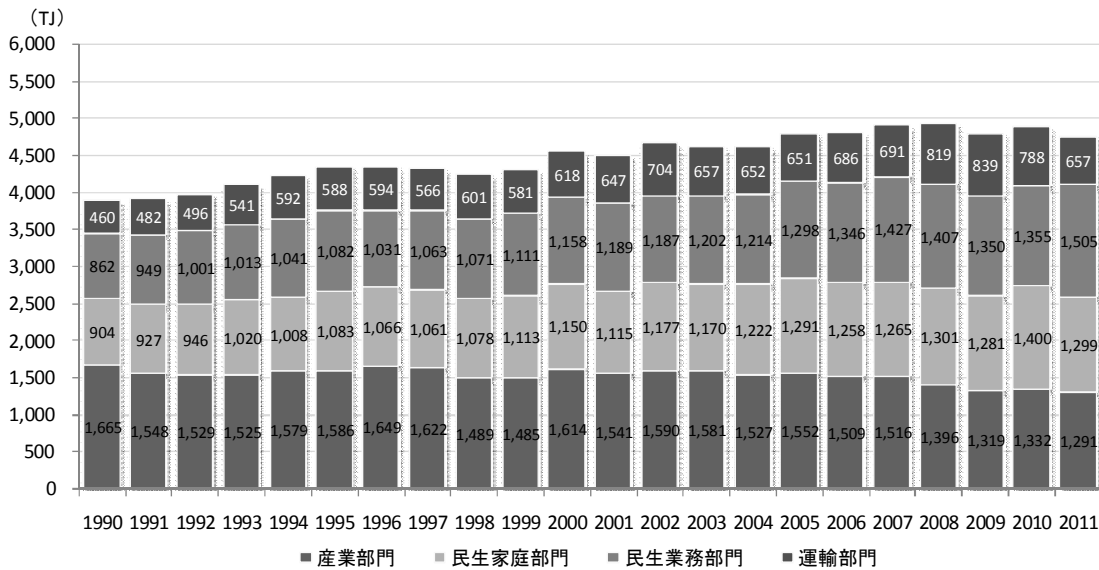
## 5. 広域・地球環境

### ■部門別のエネルギー消費量

平成2年以降における全体のエネルギー消費量は、ゆるやかな増加傾向を示していましたが、平成23年には微減しています。

なお、平成2年と平成23年の部門別エネルギー消費量を比較すると、産業部門では22.4%減となっている一方で、民生家庭部門では43.6%増、民生業務部門では74.6%増、運輸部門では42.8%増となっており、民生部門での増加が著しくなっています。

### ■部門別エネルギー消費量（推計）の推移



※本市の部門別エネルギー消費量は、経済産業省「都道府県別エネルギー消費統計」における愛知県のデータを、同省「市町村別エネルギー消費統計作成のためのガイドライン」の考え方にに基づき、各種統計データを用いて推計したものです。

※TJ（テラジュール）はエネルギーの単位で、テラは10の12乗です。

### ■新エネルギーの賦存量・可採量

本市における新エネルギーの賦存量を試算すると、太陽エネルギー（太陽光発電及び太陽熱利用）とバイオマス燃料製造に比較的大きな潜在性があると算出されました。

一方、可採量を試算すると、廃食用油利用によるバイオマス燃料製造に潜在性があると算出されましたが、関連プラントの維持管理や実際の燃料利用の面で課題があるため、県内でも数か所での実施に留まっています。

なお、現時点では、家畜飼養頭羽量や河川流量などのデータが十分揃っていないため、新エネルギーを今後利用する際には、事前に詳細な賦存量や可採量調査を実施する必要があります。

## ■新エネルギー賦存量・可採量（推計）

新エネルギー		賦存量		可採量	
①	太陽光発電	10,492,158.6[MWh]	37,771,771.0[GJ]	37,602.7[MWh]	135,369.6[GJ]
②	風力発電	34,825.7[MWh]	125,372.4[GJ]	12.0[MWh]	43.1[GJ]
③	バイオマス発電	1,120.2[MWh]	4,032.7[GJ]	163.5[MWh]	588.6[GJ]
④	中小規模水力発電	—[MWh]	—[GJ]	—[MWh]	—[GJ]
⑤	地熱発電	357.4[MWh]	1,286.7[GJ]	17.9[MWh]	64.3[GJ]
⑥	太陽熱利用	37,771,771.0[GJ]		138,926.9[GJ]	
⑦	温度差熱利用(地中熱)	1,009,940.4[GJ]		136,984.5[GJ]	
	温度差熱利用(河川水)	—[GJ]		—[GJ]	
⑧	バイオマス熱利用	4,032.7[GJ]		2,692.0[GJ]	
⑨	雪氷熱利用	0.0[GJ]		0.0[GJ]	
⑩	バイオマス燃料製造	4,460,402.7[GJ]		1,338,120.8[GJ]	

※賦存量…市内に存在する全エネルギー量で、実際に取得できるかどうかは問わない。

※可採量…「賦存量」のうち、現在の技術を用いて利用できる最大量。

## ■再生可能エネルギー設備の設置

本市では、住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部補助制度を平成22年度から実施しています。なお、平成24年度に「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始されて以降、補助件数は増加しています。

### ■尾張旭市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付件数の推移

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
補助件数	57件	54件	94件	122件
累計	57件	111件	205件	327件

市公共施設においても再生可能エネルギーの利用を促進しており、その一部は災害用電源としても活用しています。

また、土地の有効活用策の一つとして、遊休地への太陽光発電設備の設置が全国各地で進められており、市内にも数か所で設置されています。

このように、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の開始をきっかけとして、全国各地で官民を問わず、関連設備の設置が拡大していますが、とかく売電から得られる利益に視点が偏る傾向があり、地球温暖化防止などの環境に関する視点での検討も、今一度必要であると考えられます。

■太陽光発電設備設置状況

導入設備	設置年月	規模			用途
		定格出力(kW)	基数(基)	総出力(kW)	
尾張旭市保健福祉センター	H13.10	7.68	1	7.68	施設電力
渋川小学校北校舎	H15.2	20.00	1	20.00	施設電力
白鳳小学校	H20.3	5.00	1	5.00	施設電力
新池交流館・ふらっと	H22.2	10.00	1	10.00	施設電力
旭中学校	H22.2	10.00	1	10.00	施設電力
尾張旭市学校給食センター	H22.7	10.00	1	10.00	施設電力
多世代交流館・いきいき	H26.3	0.21	48	10.03	売電

■風力発電設備設置状況

導入設備	設置年月	規模			用途
		定格出力(kW)	基数(基)	総出力(kW)	
新池交流館・ふらっと	H21.1	1.00	3	3.00	施設電力

■温度差エネルギー利用状況

導入設備	設置年月	能力(m <sup>3</sup> /h)	用途
尾張旭市保健福祉センター	H21.1	空気量 17,300	施設電力

## 第2章 市民、事業者の意識

### ■調査対象・方法

住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民2,000人と、市内に本社・支店を置く民間事業者100社を調査対象とし、平成26年7月に郵送による方法で意識調査を実施しました。

### ■回収結果

	配布数	回収数	回収率	(当初計画策定時)
18歳以上の市民	2,000	811	40.6%	39.7%
尾張旭市に本社・支店を置く民間事業者	100	51	51.0%	45.3%
合計	2,100	862	41.0%	—

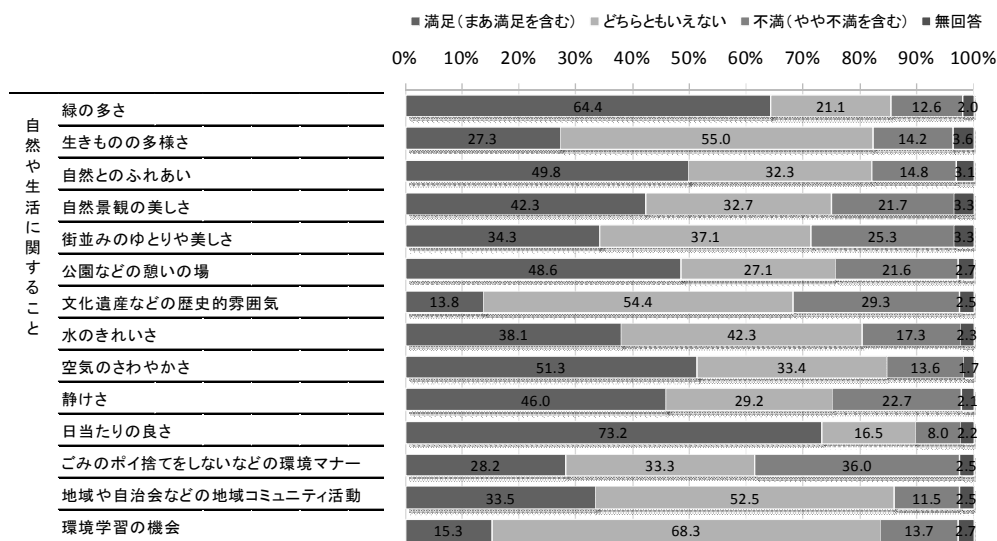
## 1. 市民環境意識調査結果

### ■居住地区の満足度

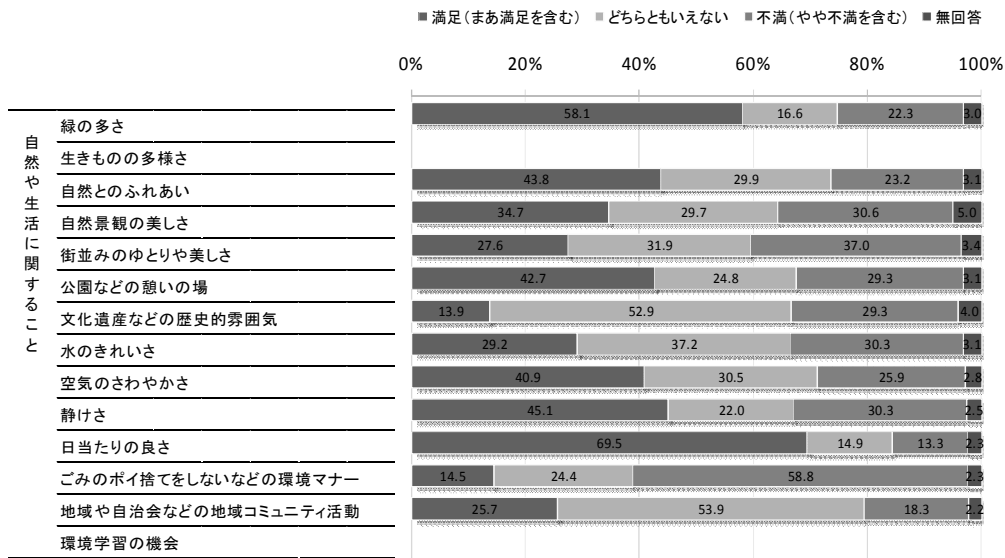
居住地区の環境の満足度をみると、自然や生活に関することでは、「日当たりの良さ」、「緑の多さ」、「空気のさわやかさ」といった項目の満足度が高く、「ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー」、「文化遺産などの歴史的雰囲気」、「街並みのゆとりや美しさ」といった項目の満足度が低く、概ね当初計画策定時と同様の結果となっていました。

また、行政の取り組みに関することでは、「ごみ処理体制の充実」、「し尿などの衛生対策」、「下水道整備」といった項目の満足度が高く、「自動車による騒音対策」、「ポイ捨て防止などの環境美化」、「環境に配慮した道路の整備」といった項目の満足度が低くなっていました。なお、「自動車による大気汚染対策」は、当初計画策定時と比較して不満の割合が大きく減少していました。

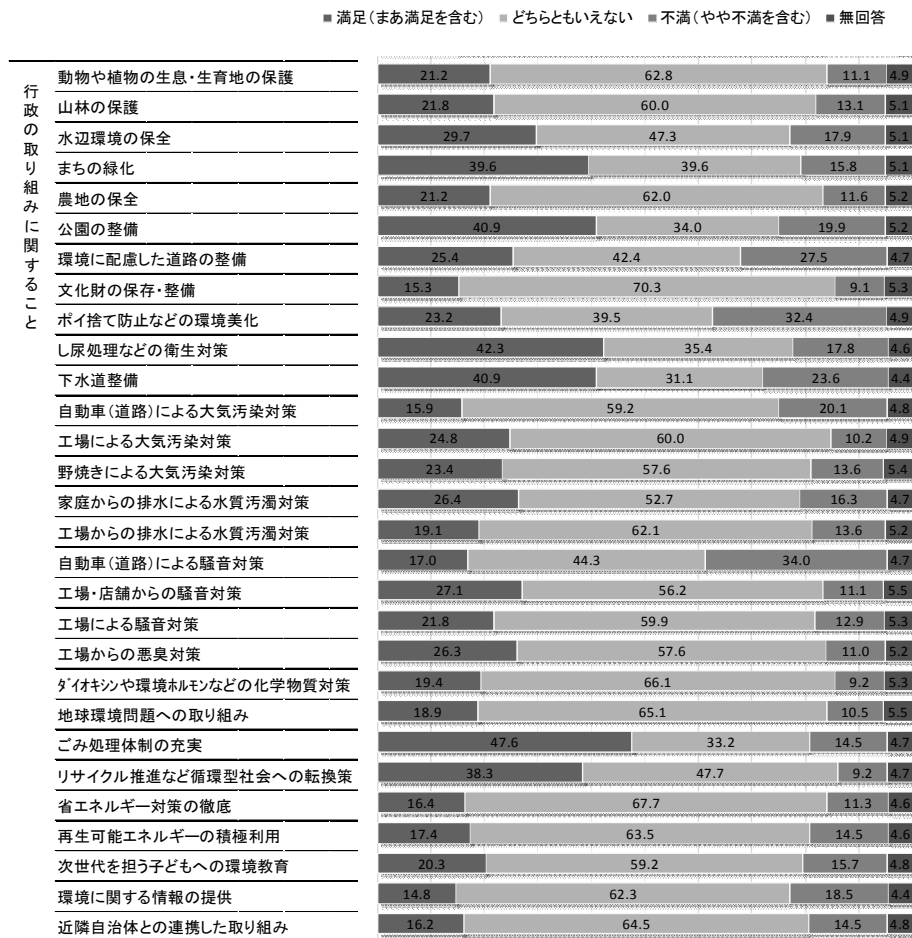
### ■居住地区の満足度（自然や生活に関すること）【N=811】



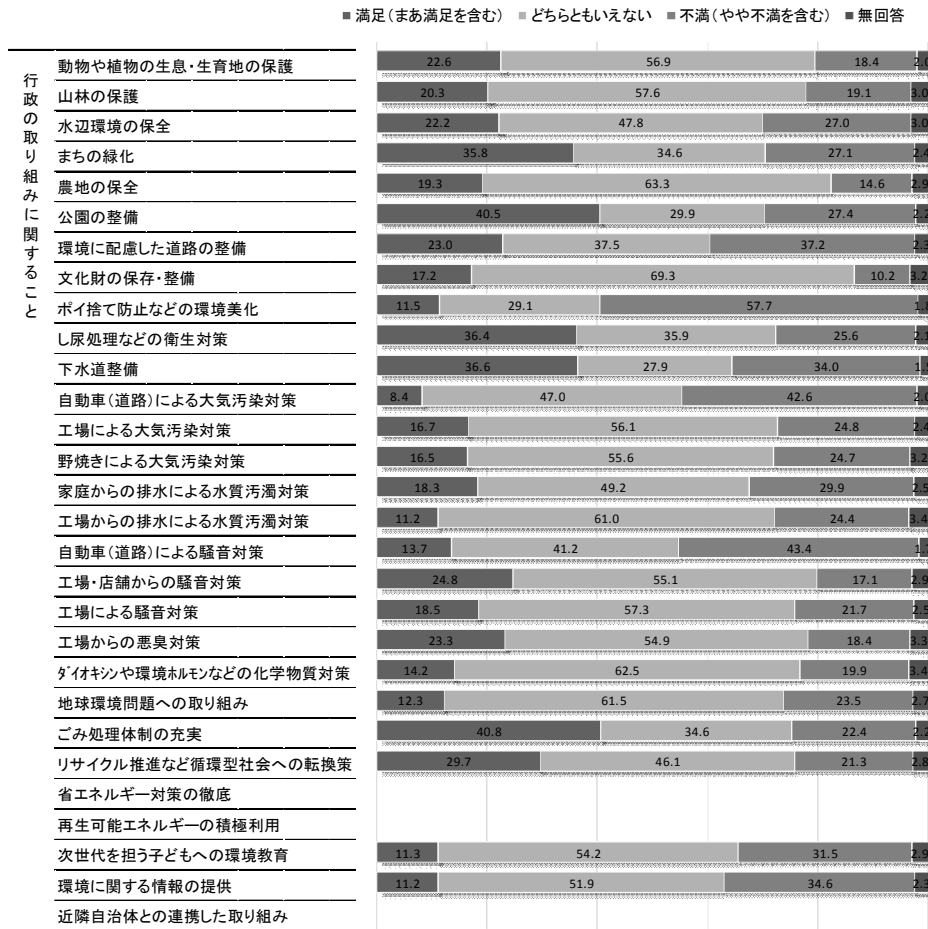
■居住地区の満足度（自然や生活に関すること）※当初計画策定時【N=1,192】



■居住地区の満足度（行政の取組に関すること）【N=811】



■ 居住地区の満足度（行政の取組に関すること）※当初計画策定時【N=1,192】



この結果を年齢別にみると、いずれの年代においても「日当たりの良さ」と「緑の多さ」の満足度が高く、比較的若い世代では、「自然とのふれあい」や「地域や自治会などの地域コミュニティ活動」の満足度も高くなっていました。

また、行政の取組に関することでは、30歳代において「工場・店舗からの騒音対策」や「工場からの悪臭対策」に対する満足度が高くなっていました。

■ 居住地区の満足度（自然や生活に関すること）×回答者の年齢

		居住地区の環境の満足度（自然や生活に関すること） 上位3項目		
		1	2	3
回答者の年齢	全体	日当たりの良さ	緑の多さ	自然景観の美しさ
	10歳・20歳代	緑の多さ	日当たりの良さ	自然とのふれあい
	30歳代	日当たりの良さ	緑の多さ	地域や自治会などの地域コミュニティ活動
	40歳代	日当たりの良さ	緑の多さ	自然とのふれあい
	50歳代	日当たりの良さ	緑の多さ	静けさ
	60歳代	日当たりの良さ	緑の多さ	空気のさわやかさ
	70歳代以上	日当たりの良さ	緑の多さ	空気のさわやかさ



■居住地区の満足度（行政の取り組みに関すること）×回答者の年齢

		居住地区の環境の満足度（行政の取り組みに関すること） 上位3項目		
		1	2	3
回答者の年齢	全体	ごみ処理体制の充実	リサイクル推進など循環型社会への転換策	まちの緑化
	10歳・20歳代	下水道整備	ごみ処理体制の充実	まちの緑化
	30歳代	工場・店舗からの騒音対策	工場からの悪臭対策	まちの緑化
	40歳代	リサイクル推進など循環型社会への転換策	ごみ処理体制の充実	まちの緑化
	50歳代	まちの緑化	し尿処理などの衛生対策	リサイクル推進など循環型社会への転換策
	60歳代	ごみ処理体制の充実	リサイクル推進など循環型社会への転換策	まちの緑化
	70歳代以上	ごみ処理体制の充実	リサイクル推進など循環型社会への転換策	し尿処理などの衛生対策

さらにこの結果を住所別にみると、いずれの地区においても「日当たりの良さ」や「緑の多さ」の満足度は高くなっており、行政の取り組みに関することでは、「ごみ処理体制の充実」や「下水道整備」の満足度が高くなっていました。

■居住地区の満足度（自然や生活に関すること）×回答者の年齢（小学校区）

		居住地区の環境の満足度（自然や生活に関すること） 上位3項目		
		1	2	3
回答者の住所（小学校区）	全体	日当たりの良さ	緑の多さ	空気のさわやかさ
	旭小学校区	日当たりの良さ	緑の多さ	自然とのふれあい
	東栄小学校区	日当たりの良さ	緑の多さ	自然とのふれあい
	渋川小学校区	日当たりの良さ	公園などの憩いの場	緑の多さ
	本地原小学校区	日当たりの良さ	緑の多さ	静けさ
	城山小学校区	緑の多さ	日当たりの良さ	自然とのふれあい
	白鳳小学校区	日当たりの良さ	緑の多さ	自然景観の美しさ
	瑞鳳小学校区	日当たりの良さ	緑の多さ	公園などの憩いの場
	旭丘小学校区	緑の多さ	日当たりの良さ	空気のさわやかさ
	三郷小学校区	日当たりの良さ	緑の多さ	地域や自治会などの地域コミュニティ活動

■居住地区の満足度（行政の取り組みに関すること）×回答者の年齢（小学校区）

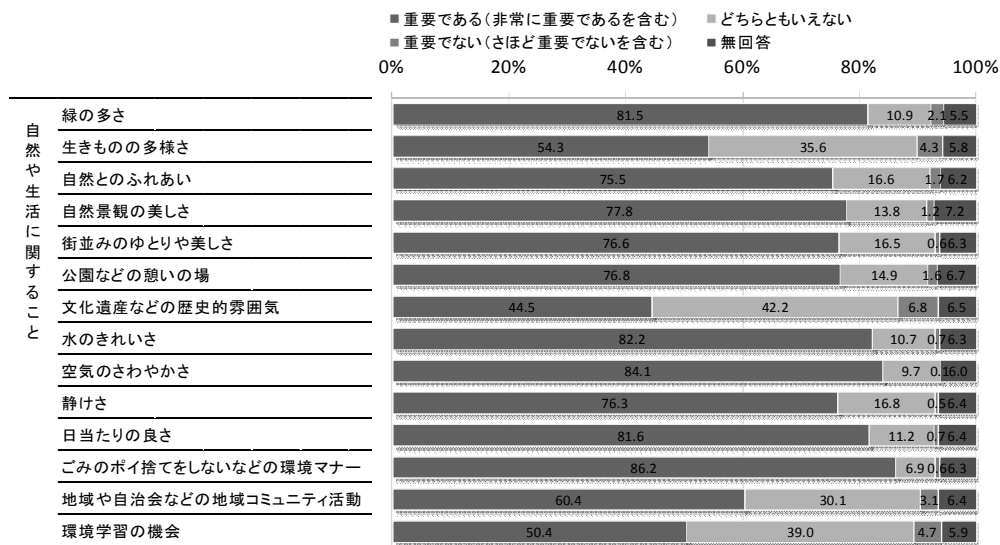
		居住地区の環境の満足度（行政の取り組みに関すること） 上位3項目		
		1	2	3
回答者の住所（小学校区）	全体	ごみ処理体制の充実	リサイクル推進など循環型社会への転換策	まちの緑化
	旭小学校区	ごみ処理体制の充実	リサイクル推進など循環型社会への転換策	まちの緑化
	東栄小学校区	下水道整備	し尿処理などの衛生対策	ごみ処理体制の充実
	渋川小学校区	下水道整備	ごみ処理体制の充実	し尿処理などの衛生対策
	本地原小学校区	ごみ処理体制の充実	リサイクル推進など循環型社会への転換策	下水道整備
	城山小学校区	ごみ処理体制の充実	まちの緑化	公園の整備
	白鳳小学校区	公園の整備	リサイクル推進など循環型社会への転換策	工場からの悪臭対策
	瑞鳳小学校区	下水道整備	し尿処理などの衛生対策	公園の整備
	旭丘小学校区	し尿処理などの衛生対策	まちの緑化	下水道整備
	三郷小学校区	下水道整備	し尿処理などの衛生対策	リサイクル推進など循環型社会への転換策

## ■尾張旭市全体の将来の環境の重要度

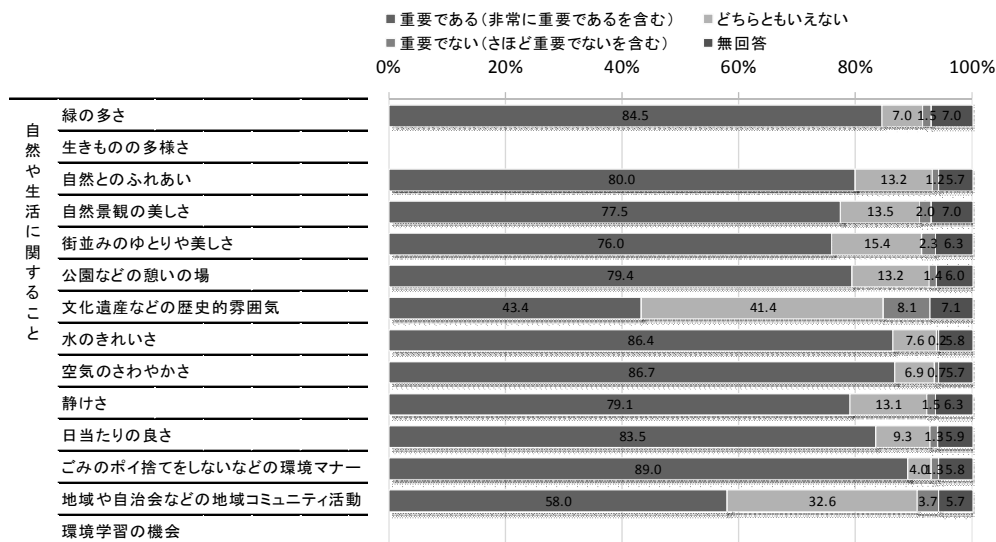
尾張旭市全体の将来の環境の重要度をみると、自然や生活に関することでは、「ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー」、「空気のさわやかさ」、「水のきれいさ」といった項目の重要度が高く、「文化遺産などの歴史的雰囲気」、「環境学習の機会」、「生きものの多様さ」といった項目の重要度が低くなっていました。

行政の取り組みに関することでは、「ごみ処理体制の充実」、「下水道整備」、「し尿処理などの衛生対策」といった生活環境に関する項目の重要度が高くなっており、当初計画策定時と比較して概ね同様の結果となっていました。

### ■尾張旭市全体の将来の環境の重要度（自然や生活に関すること）【N=811】



### ■尾張旭市全体の将来の環境の重要度（自然や生活に関すること）※当初計画策定時【N=1,192】



■尾張旭市全体の将来の環境の重要度（行政の取組に関すること）【N=811】



■尾張旭市全体の将来の環境の重要度（行政の取組に関すること）※当初計画策定時【N=1,192】



この結果を年齢別にみると、自然や生活に関することについては、年齢による重要度の違いはみられませんでした。

一方で、行政の取り組みに関することについては、「下水道整備」、「ごみ処理体制の充実」といった生活環境に関する項目以外に、30歳代では「次世代を担う子どもへの環境教育」が最も重要度が高くなっていました。

■尾張旭市全体の将来の環境の重要度（自然や生活に関すること）×回答者の年齢

		尾張旭市全体の将来の環境の重要度（自然や生活に関すること） 上位3項目		
		1	2	3
回答者の年齢	全体	ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー	空気のさわやかさ	水のきれいさ
	10歳・20歳代	ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー	水のきれいさ	空気のさわやかさ
	30歳代	ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー	水のきれいさ	空気のさわやかさ
	40歳代	ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー	空気のさわやかさ	水のきれいさ
	50歳代	ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー	空気のさわやかさ	水のきれいさ
	60歳代	ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー	空気のさわやかさ	水のきれいさ
	70歳代以上	ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー	空気のさわやかさ	水のきれいさ

■尾張旭市全体の将来の環境の重要度（行政の取り組みに関すること）×回答者の年齢

		尾張旭市全体の将来の環境の重要度（行政の取り組みに関すること） 上位3項目		
		1	2	3
回答者の年齢	全体	下水道整備	ごみ処理体制の充実	し尿処理などの衛生対策
	10歳・20歳代	ポイ捨て防止などの環境美化	水辺環境の保全	し尿処理などの衛生対策
	30歳代	次世代を担う子どもへの環境教育	下水道整備	し尿処理などの衛生対策
	40歳代	下水道整備	し尿処理などの衛生対策	ごみ処理体制の充実
	50歳代	下水道整備	次世代を担う子どもへの環境教育	ごみ処理体制の充実
	60歳代	下水道整備	ごみ処理体制の充実	工場からの排水による水質汚濁対策
	70歳代以上	し尿処理などの衛生対策	ごみ処理体制の充実	次世代を担う子どもへの環境教育

また、この結果を住所別にみると、自然や生活に関することについては、住所による重要度の大きな違いはみられませんでした。

一方で、行政の取り組みに関することについては、渋川小学校区においては「家庭や工場からの排水による水質汚濁対策」、瑞鳳、旭丘、三郷小学校区では「次世代を担う子どもへの環境教育」の重要度が高くなっていました。

■尾張旭市全体の将来の環境の重要度（自然や生活に関すること）×回答者の年齢（小学校区）

		尾張旭市全体の将来の環境の重要度（自然や生活に関すること） 上位3項目		
		1	2	3
回答者の住所（小学校区）	全体	ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー	空気のさわやかさ	水のきれいさ
	旭小学校区	空気のさわやかさ	水のきれいさ	ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー
	東栄小学校区	ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー	空気のさわやかさ	日当たりの良さ
	渋川小学校区	ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー	空気のさわやかさ	水のきれいさ
	本地原小学校区	ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー	空気のさわやかさ	水のきれいさ
	城山小学校区	ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー	空気のさわやかさ	水のきれいさ
	白鳳小学校区	ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー	空気のさわやかさ	水のきれいさ
	瑞鳳小学校区	ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー	空気のさわやかさ	水のきれいさ
	旭丘小学校区	ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー	空気のさわやかさ	水のきれいさ
	三郷小学校区	ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー	日当たりの良さ	空気のさわやかさ

■尾張旭市全体の将来の環境の重要度（行政の取り組みに関すること）×回答者の年齢（小学校区）

		尾張旭市全体の将来の環境の重要度（行政の取り組みに関すること） 上位3項目		
		1	2	3
回答者の住所（小学校区）	全体	下水道整備	ごみ処理体制の充実	し尿処理などの衛生対策
	旭小学校区	下水道整備	ごみ処理体制の充実	し尿処理などの衛生対策
	東栄小学校区	ごみ処理体制の充実	下水道整備	し尿処理などの衛生対策
	渋川小学校区	下水道整備	工場からの排水による水質汚濁対策	ごみ処理体制の充実
	本地原小学校区	ごみ処理体制の充実	し尿処理などの衛生対策	下水道整備
	城山小学校区	下水道整備	し尿処理などの衛生対策	ごみ処理体制の充実
	白鳳小学校区	下水道整備	ごみ処理体制の充実	し尿処理などの衛生対策
	瑞鳳小学校区	ごみ処理体制の充実	次世代を担う子どもへの環境教育	下水道整備
	旭丘小学校区	下水道整備	次世代を担う子どもへの環境教育	ごみ処理体制の充実
	三郷小学校区	下水道整備	次世代を担う子どもへの環境教育	ごみ処理体制の充実

## ■行政の取り組みで特に重要なこと

行政の取り組みで特に重要なことについては、「次世代を担う子どもへの環境教育」が約24%と最も高く、次いで、「下水道整備」、「環境に配慮した道路の整備」、「ごみ処理体制の充実」、「まちの緑化」の順に高くなっていました。

## ■行政の取組で特に重要なこと【N=811】



この結果を年齢別にみると、30歳代～50歳代までの子育て世代で、「次世代を担う子どものへの環境教育」の重要度が特に高くなっていました。

■行政の取り組みに関することで特に重要なこと×回答者の年齢

		行政の取り組みに関することで特に重要なこと 上位3項目		
		1	2	3
回答者の年齢	全体	次世代を担う子どもへの環境教育	下水道整備	環境に配慮した道路の整備
	10歳・20歳代	ポイ捨て防止などの環境美化	環境に配慮した道路の整備	公園の整備
	30歳代	次世代を担う子どもへの環境教育	下水道整備	公園の整備
	40歳代	次世代を担う子どもへの環境教育	ごみ処理体制の充実	環境に配慮した道路の整備
	50歳代	次世代を担う子どもへの環境教育	ごみ処理体制の充実	下水道整備
	60歳代	下水道整備	次世代を担う子どもへの環境教育	公園の整備
	70歳代以上	下水道整備	次世代を担う子どもへの環境教育	環境に配慮した道路の整備

さらに、この結果を住所別にみると、渋川小学校区では、他の地区と比較して「水辺環境の保全」の重要度が高くなっています。また、三郷小学校区では「公園の整備」の重要度が高くなっていました。

■行政の取り組みに関することで特に重要なこと×回答者の年齢

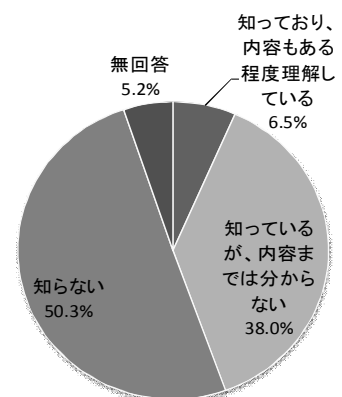
		行政の取り組みに関することで特に重要なこと 上位3項目		
		1	2	3
回答者の住所（小学校区）	全体	次世代を担う子どもへの環境教育	下水道整備	環境に配慮した道路の整備
	旭小学校区	下水道整備	環境に配慮した道路の整備	次世代を担う子どもへの環境教育
	東栄小学校区	次世代を担う子どもへの環境教育	環境に配慮した道路の整備	ポイ捨て防止などの環境美化
	渋川小学校区	次世代を担う子どもへの環境教育	まちの緑化	水辺環境の保全
	本地原小学校区	次世代を担う子どもへの環境教育	下水道整備	ポイ捨て防止などの環境美化
	城山小学校区	下水道整備	次世代を担う子どもへの環境教育	環境に配慮した道路の整備
	白鳳小学校区	下水道整備	次世代を担う子どもへの環境教育	ごみ処理体制の充実
	瑞鳳小学校区	次世代を担う子どもへの環境教育	ごみ処理体制の充実	下水道整備
	旭丘小学校区	次世代を担う子どもへの環境教育	下水道整備	ごみ処理体制の充実
	三郷小学校区	次世代を担う子どもへの環境教育	環境に配慮した道路の整備	公園の整備

■「尾張旭市環境基本計画」の認知度

現行の「尾張旭市環境基本計画」の認知度をみると、「知っており、内容もある程度理解している」という回答は1割未満であり、「知らない」という回答が5割以上となっていました。

年齢別にみると、10歳・20歳代、30歳代で「知らない」という回答が7割以上あり、若い世代ほど認知度が低い結果となっていました。

■「尾張旭市環境基本計画」の認知度【N=811】

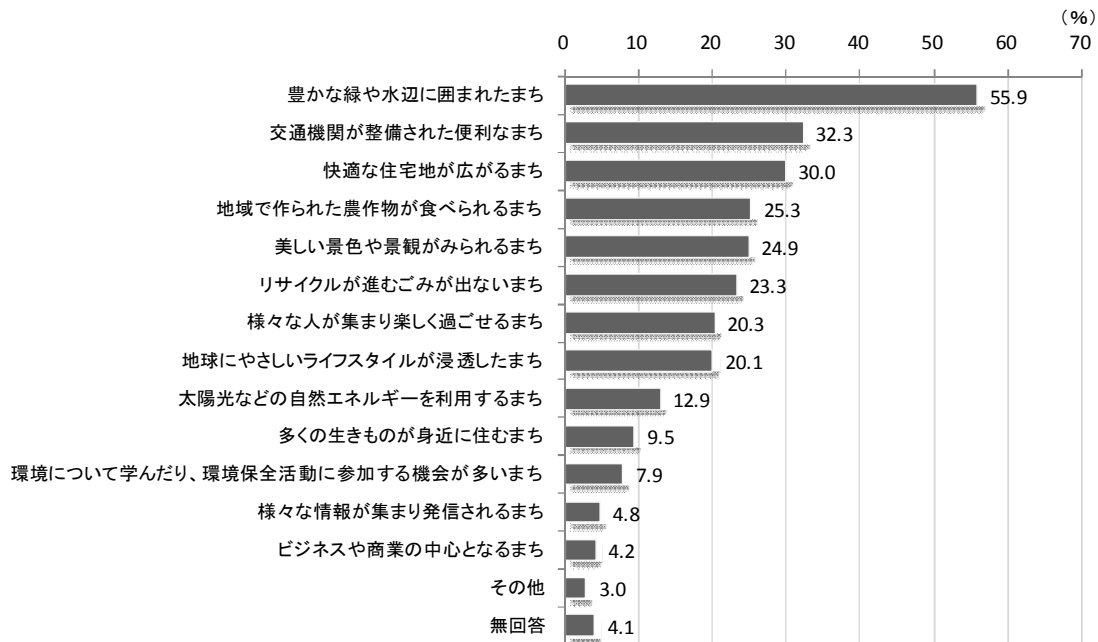


## ■これからの尾張旭市の環境を表すキーワード

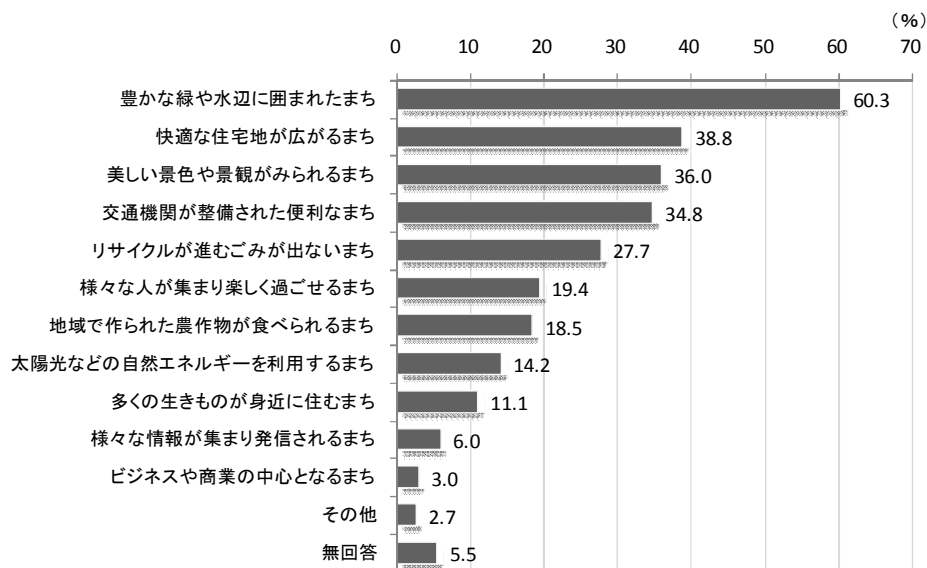
これからの尾張旭市の環境を表すキーワードとしては、「豊かな緑や水辺に囲まれたまち」が約6割と最も高く、次いで「交通機関が整備された便利なまち」、「快適な住宅地が広がるまち」、「地域で作られた農作物が食べられるまち」、「美しい景色や景観がみられるまち」という順に高くなっていました。

また、当初計画策定時と比較すると、「地域で作られた農作物が食べられるまち」の回答割合が高くなっていました。

### ■これからの尾張旭市の環境を表すキーワード【N=811】



### ■これからの尾張旭市の環境を表すキーワード※当初計画策定時【N=1,192】



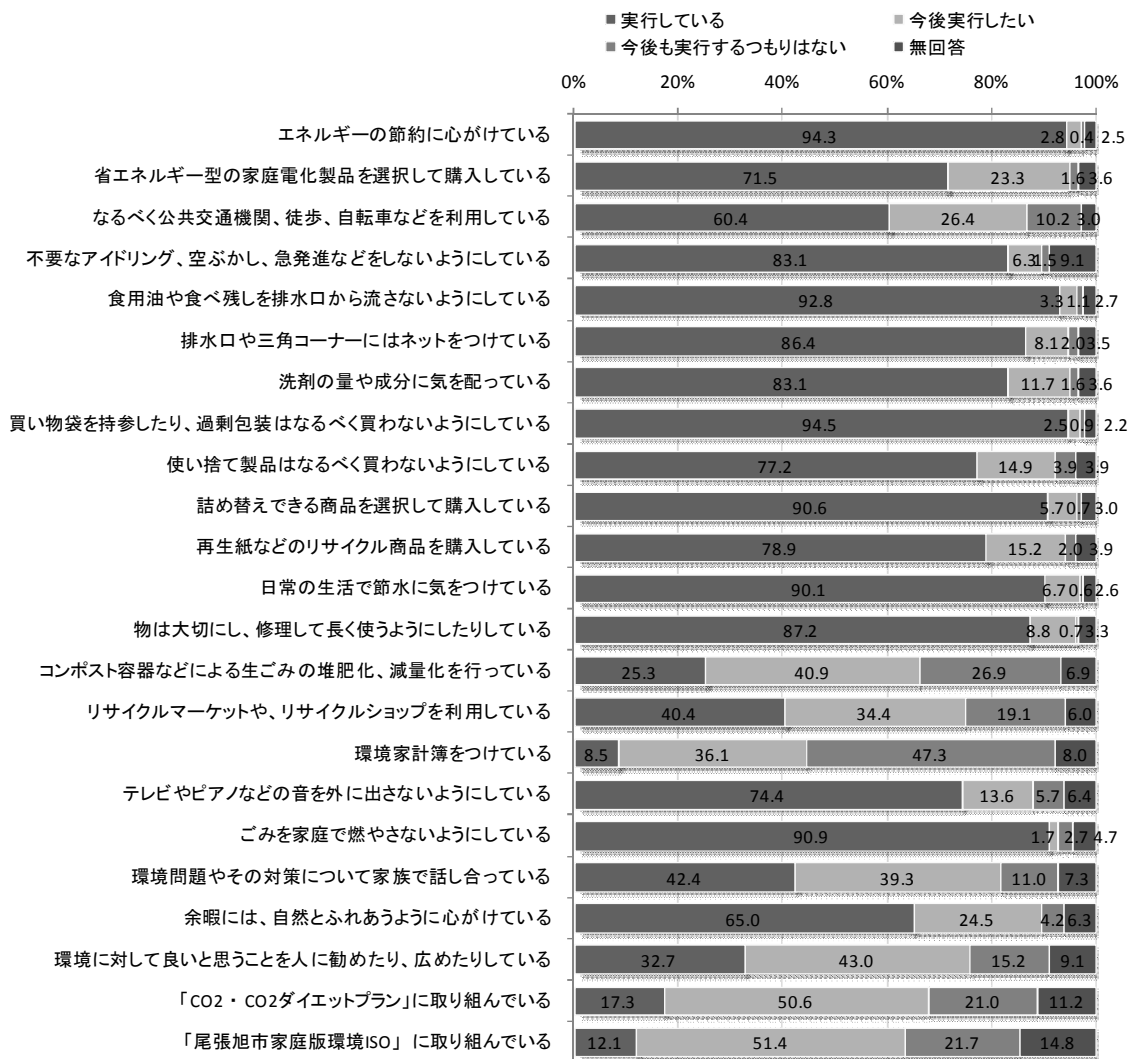


## ■よりよい環境づくりに対する行動

よりよい環境づくりのために普段行っている行動については、「買い物袋を持参したり、過剰包装はなるべく買わないようにしている」、「エネルギーの節約に心がけている」、「食用油や食べ残しを排水口から流さないようにしている」といった行動が、日常的に実行されていました。

また、「尾張旭市家庭版環境ISO」や「CO2・CO2ダイエットプラン」への取り組み、「環境に良いと思うことの普及波及」、「生ごみの堆肥化・減量化」といった行動については、「今後実行していきたい」とされていました。

### ■よりよい環境づくりに対する行動【N=811】



この結果を年齢別にみると、いずれの年齢においても、「ごみを家庭で燃やさないようにしている」や「買い物袋を持参したり、過剰包装はなるべく買わないようにしている」、「食用油や食べ残しを排水口から流さないようにしている」といった行動の実行率が高くなっていました。

■よりよい環境づくりに対する行動×回答者の年齢

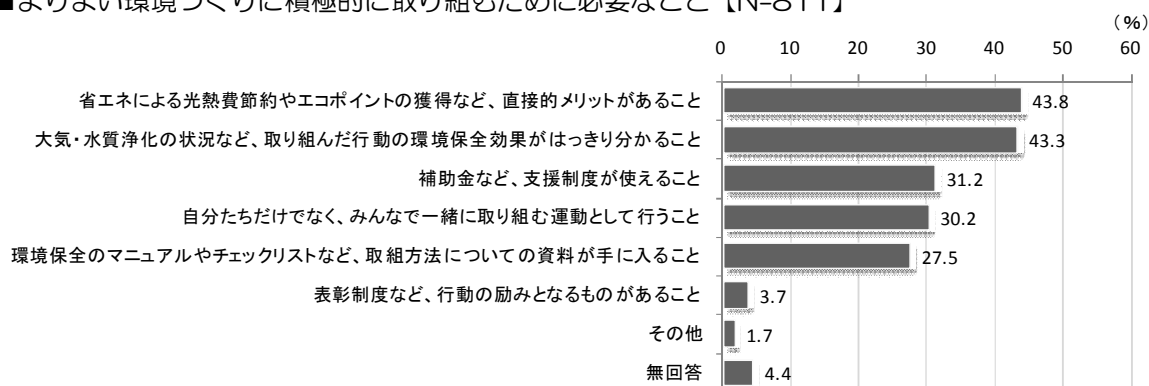
		よりよい環境づくりに対する行動（実行率） 上位3項目		
		1	2	3
回答者の年齢	全体	ごみを家庭で燃やさないようにしている	買い物袋を持参したり、過剰包装はなるべく買わないようにしている	食用油や食べ残しを排水口から流さないようにしている
	10歳・20歳代	排水口や三角コーナーにはネットをつけている	ごみを家庭で燃やさないようにしている	買い物袋を持参したり、過剰包装はなるべく買わないようにしている
	30歳代	ごみを家庭で燃やさないようにしている	エネルギーの節約に心がけている	買い物袋を持参したり、過剰包装はなるべく買わないようにしている
	40歳代	食用油や食べ残しを排水口から流さないようにしている	買い物袋を持参したり、過剰包装はなるべく買わないようにしている	排水口や三角コーナーにはネットをつけている
	50歳代	ごみを家庭で燃やさないようにしている	買い物袋を持参したり、過剰包装はなるべく買わないようにしている	食用油や食べ残しを排水口から流さないようにしている
	60歳代	食用油や食べ残しを排水口から流さないようにしている	買い物袋を持参したり、過剰包装はなるべく買わないようにしている	ごみを家庭で燃やさないようにしている
	70歳代以上	食用油や食べ残しを排水口から流さないようにしている	買い物袋を持参したり、過剰包装はなるべく買わないようにしている	ごみを家庭で燃やさないようにしている

■よりよい環境づくりに積極的に取り組むために必要なこと

よりよい環境づくりに対する行動を、より積極的に取り組むために必要なこととしては、「省エネによる光熱費節約やエコポイントの獲得など、直接的メリットがあること」、「大気・水質浄化の状況など、取り組んだ行動の環境保全効果がはっきりわかること」を挙げる人が4割以上と高くなっていました。

また、この結果を年齢別にみると、10歳・20歳代や60歳代及び70歳代以上で「自分たちだけでなく、みんなで一緒に取り組む運動として行うこと」の回答割合が高くなっていました。

■よりよい環境づくりに積極的に取り組むために必要なこと【N=811】

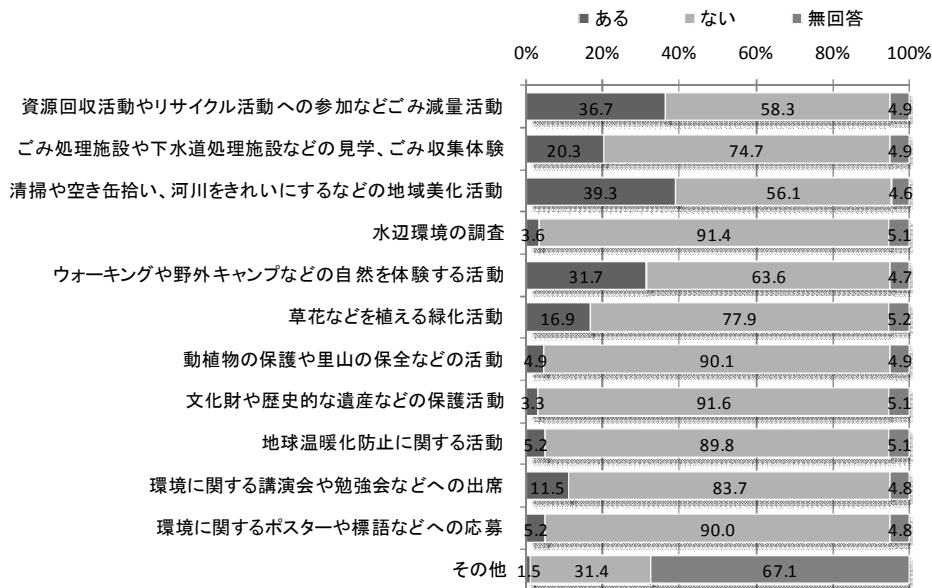


## ■環境保全活動等の参加経験及び今後の参加意向

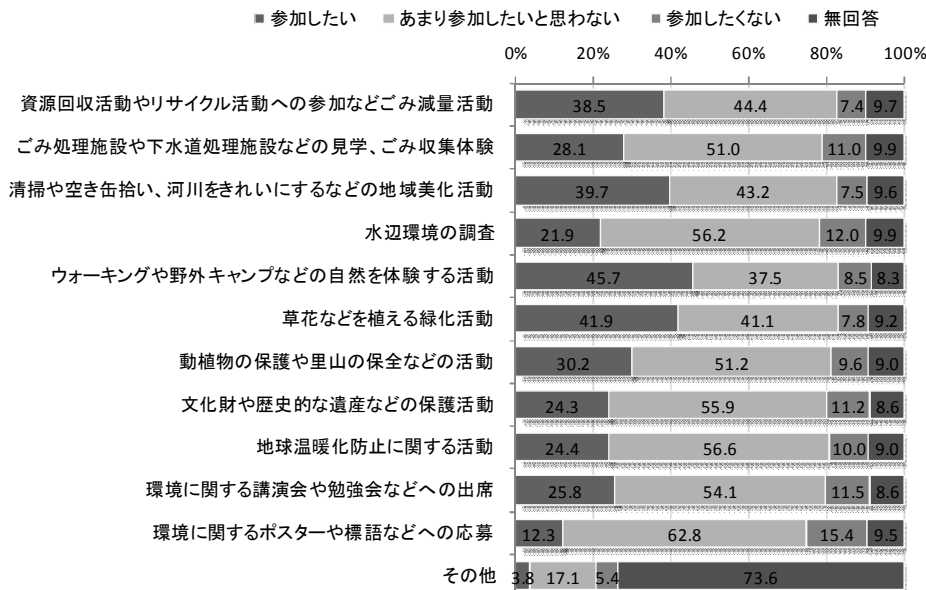
環境保全活動等の参加経験をみると、「清掃や空き缶拾い、河川をきれいにするなどの地域美化活動」や「資源回収活動やリサイクル活動への参加などごみ減量活動」、「ウォーキングや野外キャンプなどの自然を体験する活動」への参加経験が高くなっていました。

また、参加意向の高い環境保全活動としては、「ウォーキングや野外キャンプなどの自然を体験する活動」や「草花などを植える緑化活動」といった参加経験の多い環境保全活動のほかに、「動植物の保護や里山の保全などの活動」のような、主に自然に関する活動への参加意向が高くなっていました。

### ■環境保全活動等の参加経験【N=811】



### ■環境保全活動等への今後の参加意向【N=811】

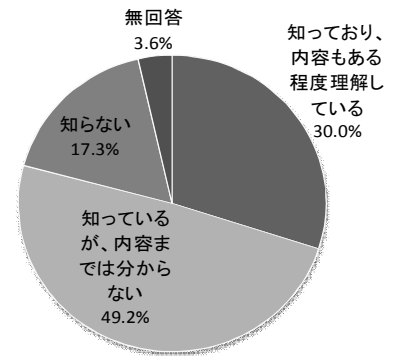


## ■「生物多様性」の認知度

「生物多様性」の認知度をみると、「知らない」という回答は2割弱であり、平成22年に開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」の影響もあり、「生物多様性」という言葉自体は広く認識されていることが分かりました。

年齢別にみると、10歳代では内容まである程度理解している人が約5割であり、若い世代ほど認知度が高くなっていました。

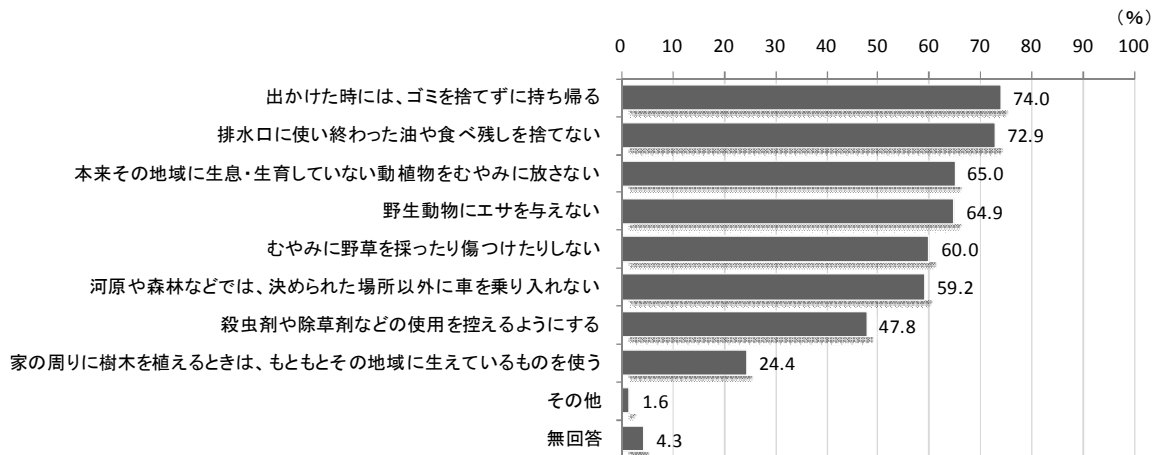
■「生物多様性」の認知度【N=811】



## ■生物多様性を保全するためにできること

生物多様性を保全するためにできることについては、「出かけた時には、ごみを捨てずに持ち帰る」、「排水口に使い終わった油や食べ残しを捨てない」をはじめとして、多くの行動で実践可能とされていました。

■生物多様性を保全するためにできること【N=811】

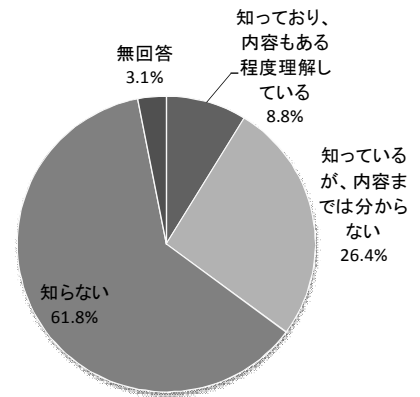


## ■「ESD」の認知度

「ESD」の認知度をみると、「知らない」という回答が6割以上あり、「知っており、内容もある程度理解している」という回答は1割未満でした。

年齢別にみると、「生物多様性」とは逆に、若い世代ほど認知度が低くなっていました。

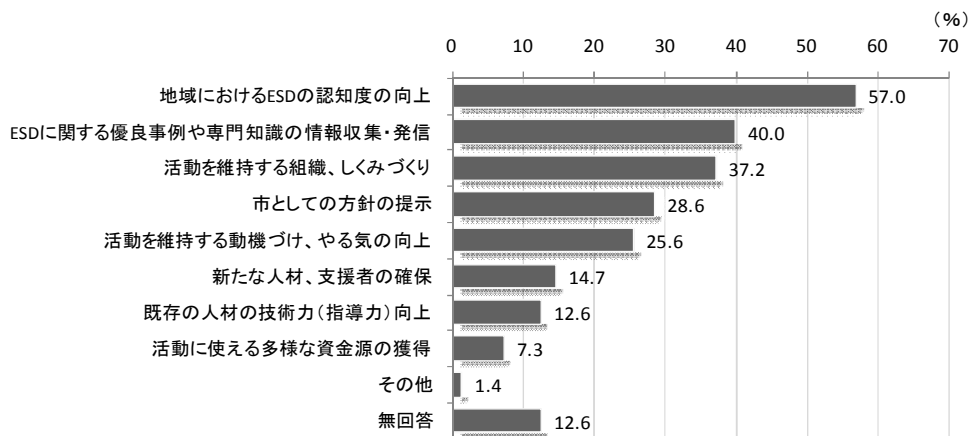
■「ESD」の認知度【N=811】



## ■ESDの取り組みを推進するために必要な施策

ESDの取り組みを推進するために必要な施策としては、「地域におけるESDの認知度の向上」が約6割と最も高く、次いで「ESDに関する優良事例や専門知識の情報収集・発信」、「活動を維持する組織、しくみづくり」となっていました。

■ESDの取り組みを推進するために必要な施策【N=811】

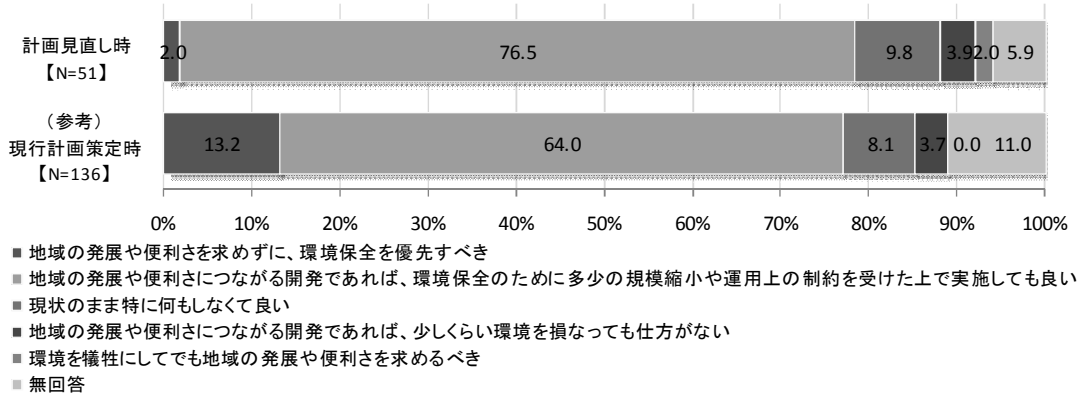


### 3. 事業者環境意識調査結果

#### ■開発と環境保全のバランス

開発と環境保全のバランスをみると、当初計画策定時と比較して、「地域の発展や便利さにつながる開発であれば、環境保全のために多少の規模縮小や運用上の制約を受けた上で実施して良い」と考える事業者の割合が増加していました。

#### ■開発と環境保全のバランス【N=51】



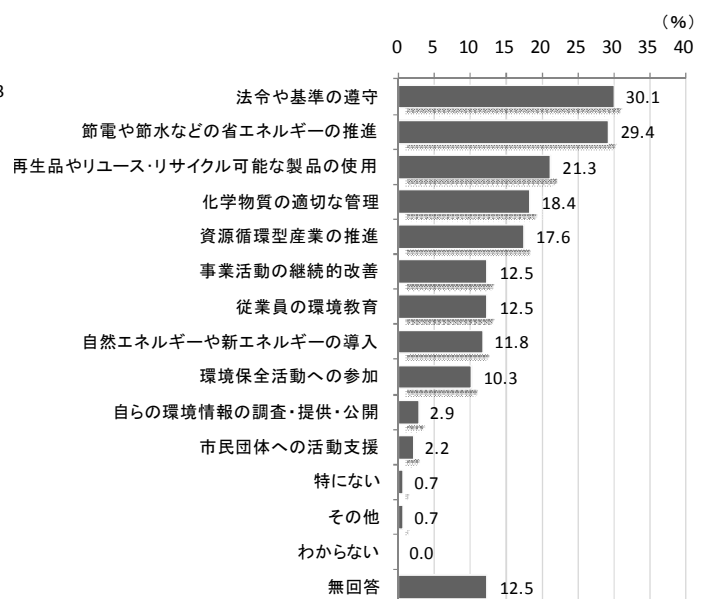
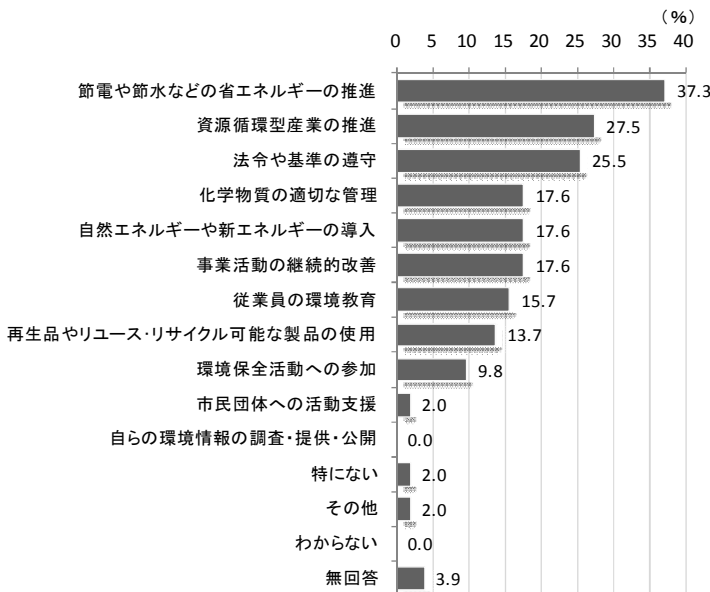
#### ■環境保全のために事業者求められる取り組み

環境保全のために事業者求められる取り組みとしては、「節電や節水などの省エネルギーの推進」が約4割と最も高く、次いで「資源循環型産業の推進」、「法令や基準の遵守」の順に高くなっていました。

また、当初計画策定時と比較すると、「資源循環型産業の推進」の回答割合が大きく増加していました。

#### ■環境保全のために事業者求められる取り組み【N=51】

#### ■環境保全のために事業者求められる取り組み ※当初計画策定時【N=136】

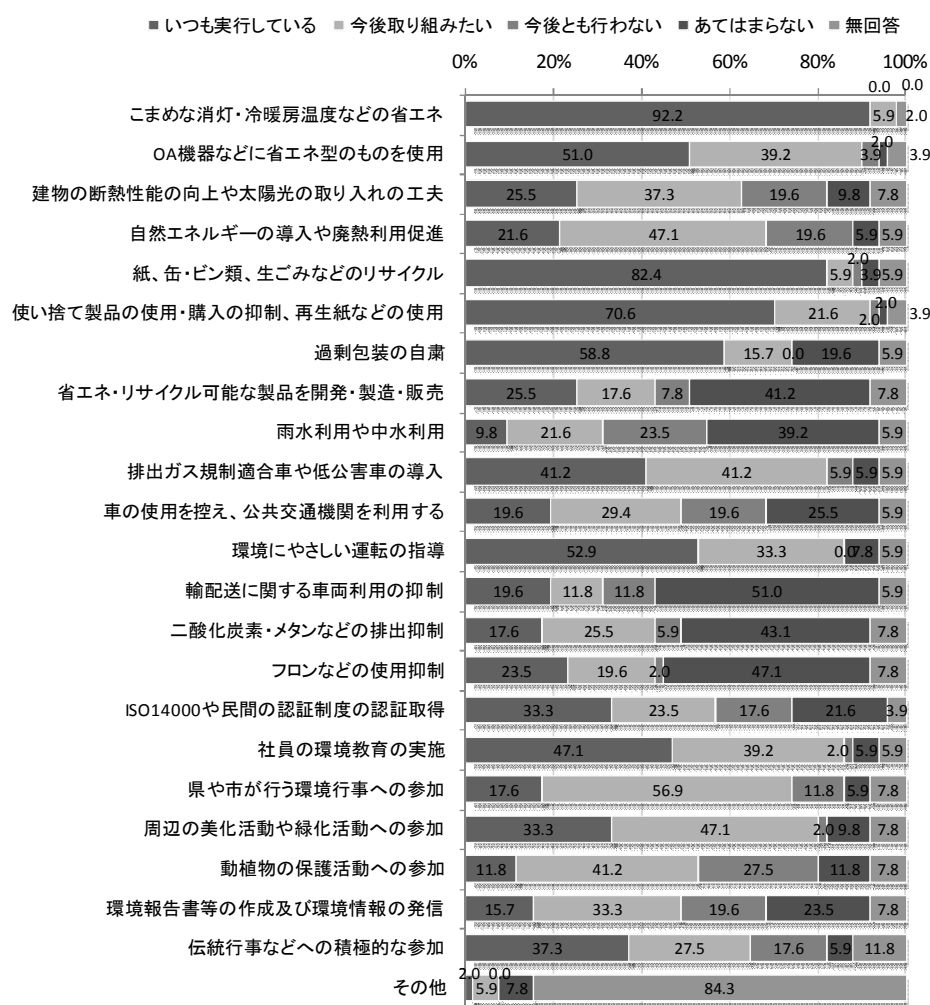


## 環境保全に関する行動

環境保全に関する行動としては、「こまめな消灯・冷暖房温度などの省エネ」、「紙、缶・ビン類、生ゴミなどのリサイクル」、「使い捨て製品の使用・購入の抑制、再生紙などの使用」といった行動を日常的に実行している事業者が高くなっていました。

また、今後取り組みたいとする割合が高かった行動としては、「県や市が行う環境行事への参加」、「周辺の美化活動や緑化活動への参加」、「自然エネルギーの導入や廃熱利用促進」などが挙げられ、CSR活動の一環として取り組む行動や、初期投資はかかるものの長期的視点では大きく経費節減につながる行動などへの意向が高くなっていました。

### ■環境保全に関する行動【N=51】

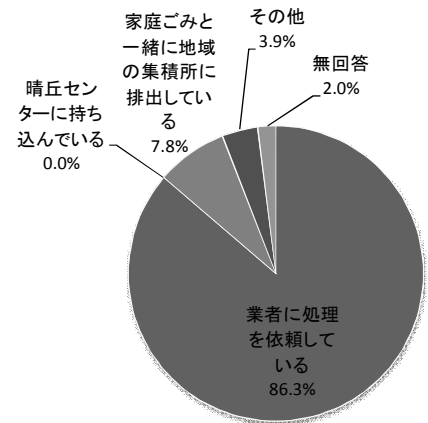


	「今後取り組みたい」の回答割合が高かった行動 上位5項目	(%)
1	県や市が行う環境行事への参加	56.9
2	自然エネルギーの導入や廃熱利用促進	47.1
3	周辺の美化活動や緑化活動への参加	47.1
4	排出ガス規制適合車や低公害車の導入	41.2
5	動植物の保護活動への参加	41.2

## ■事業所から出るごみの排出方法

事業系一般廃棄物の処理方法としては、「業者に処理を依頼している」が約9割と高かった一方で、「家庭ごみと一緒に地域の集積所に排出している」と回答した事業所も1割弱みられました。

■事業所から出るごみの排出方法【N=51】

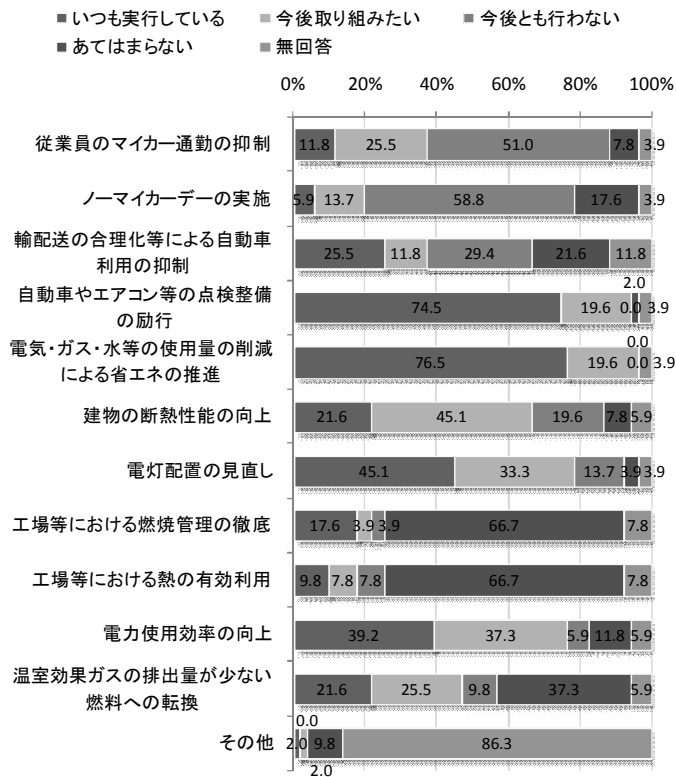


## ■温室効果ガス削減のための取り組み

温室効果ガス削減のための取り組みとしては、「自動車やエアコン等の点検整備の励行」や「電気・ガス・水等の使用量の削減による省エネの推進」を日常的に実行している事業所の割合が高くなっていました。

また、今後取り組みたいとする割合が高かった行動としては、「建物の断熱性能の向上」、「電力使用効率の向上」、「電灯配置の見直し」といった、建物の省エネルギー対策が多く挙げられていました。

■温室効果ガス削減のための取り組み【N=51】



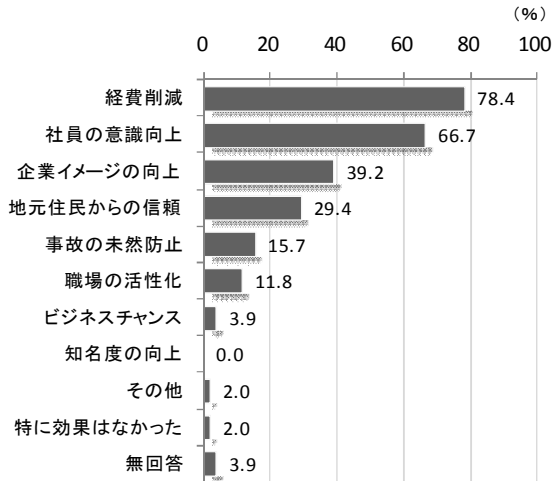
順位	「今後取り組みたい」の回答割合が高かった行動 上位5項目	(%)
1	建物の断熱性能の向上	45.1
2	電力使用率の向上	37.3
3	電灯配置の見直し	33.3
4	従業員のマイカー通勤の抑制	25.5
5	温室効果ガスの排出量が少ない燃料への転換	25.5



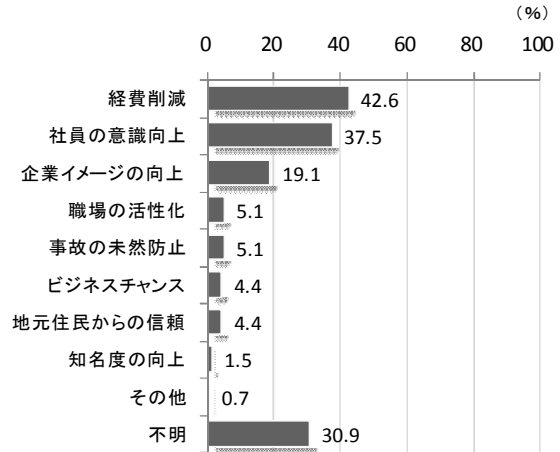
## ■環境保全に取り組むことで得られたメリット

環境保全に取り組むことで得られたメリットとしては、「経費節減」、「社員の意識向上」が6割以上と高く、次いで「企業イメージの向上」となっており、当初計画策定時と同様の結果となっていました。

■環境保全に取り組むことで得られたメリット【N=51】



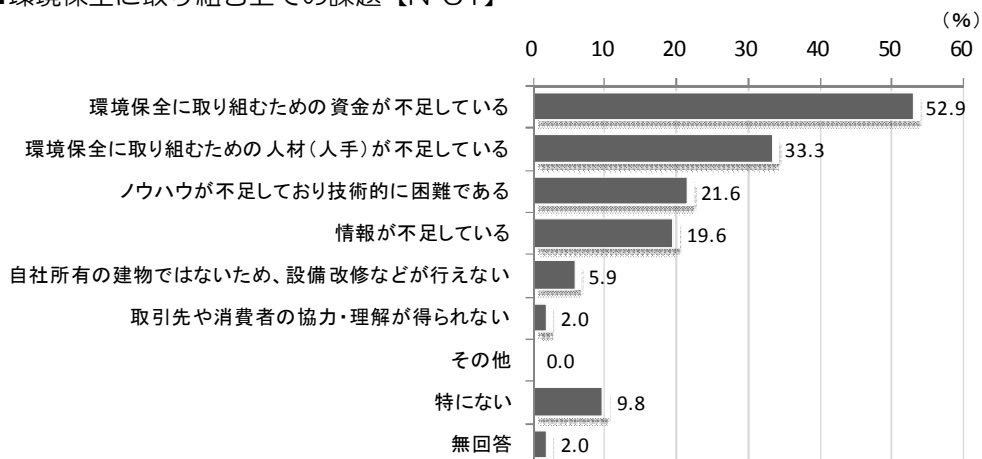
■環境保全に取り組むことで得られたメリット ※当初計画策定時【N=136】



## ■環境保全に取り組む上での課題

環境保全に取り組む上での課題としては、「環境保全に取り組むための資金が不足している」が約5割と最も高く、次いで「環境保全に取り組むための人材が不足している」、「ノウハウが不足しており技術的に困難である」、「情報が不足している」の順に高くなっており、環境保全に取り組む資金や人材に加え、情報・技術不足も今後の課題となっていました。

■環境保全に取り組む上での課題【N=51】

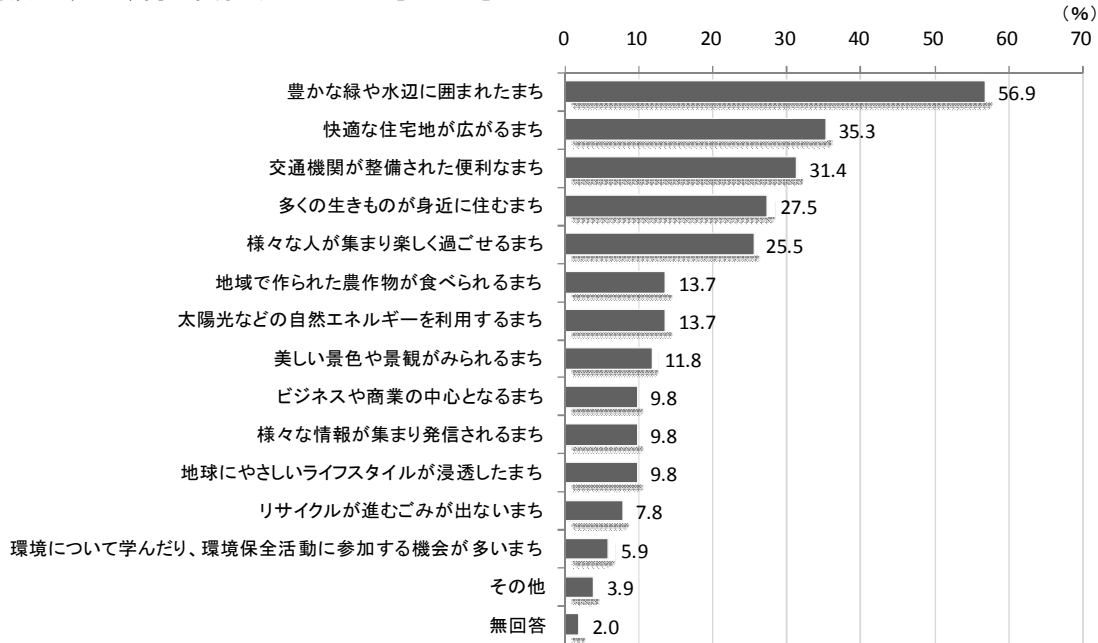


## ■尾張旭市の環境を表すキーワード

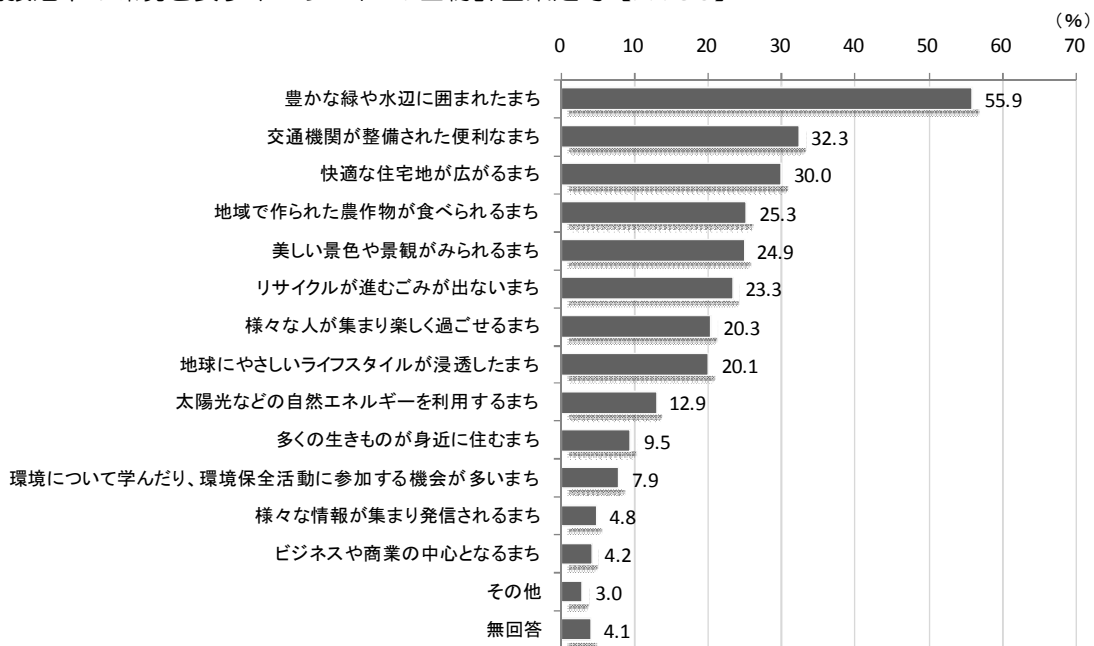
尾張旭市の環境を表すキーワードとしては、「豊かな緑や水辺に囲まれたまち」、「快適な住宅地が広がるまち」、「交通機関が整備された便利なまち」が多く挙げられており、概ね市民の回答と同じになっていました。

なお、市民の回答結果と比較すると、「多くの生きものが身近に住むまち」の回答割合が高くなっていました。

### ■尾張旭市の環境を表すキーワード【N=51】



### ■尾張旭市の環境を表すキーワード ※当初計画策定時【N136】

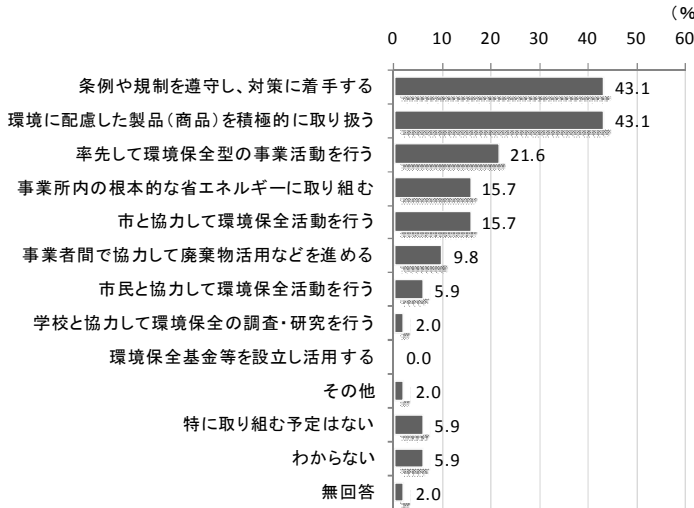


## ■今後取り組んでいく予定の環境保全活動

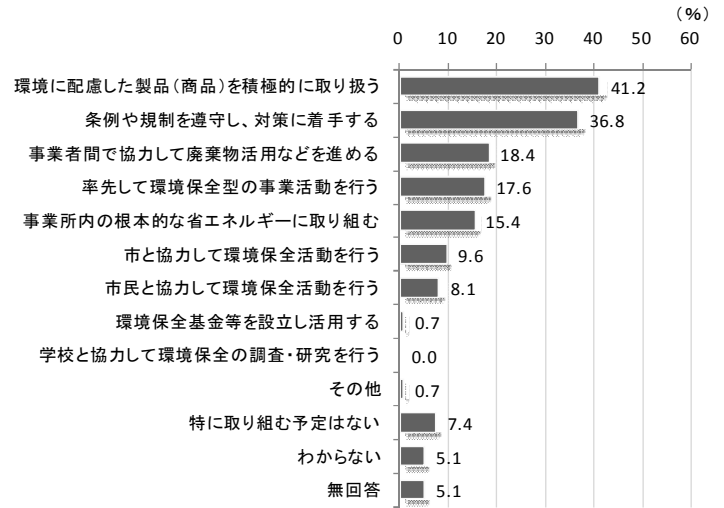
今後取り組んでいく予定の環境保全活動としては、「条例や規制を遵守し、対策に着手する」と「環境に配慮した製品（商品）を積極的に取り扱う」が4割以上と高く、次いで「率先して環境保全型の事業活動を行う」となっていました。

なお、「特に取り組む予定はない」と回答した事業所の割合は、わずかではありますが減少していました。

■今後取り組んでいく予定の環境保全活動【N=51】



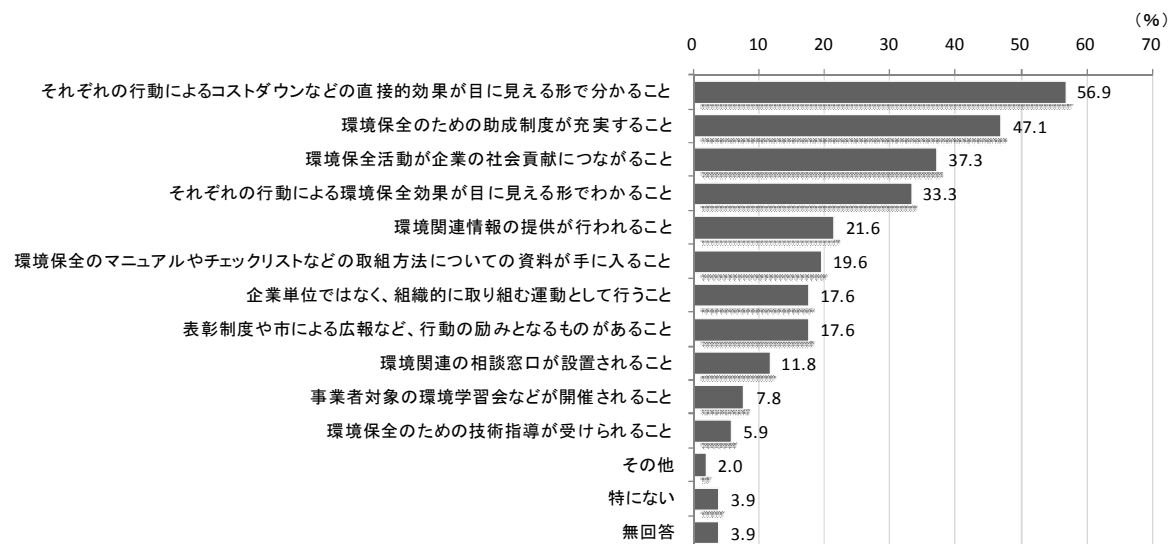
■今後取り組んでいく予定の環境保全活動 ※当初計画策定時【N=136】



## ■環境保全活動により積極的に取り組むために必要なこと

環境保全活動により積極的に取り組むために必要なこととしては、「それぞれの行動によるコストダウンなどの直接的効果が目に見える形で分かること」が最も高く、次いで「環境保全のための助成制度が充実すること」、「環境保全活動が企業の社会貢献につながる」といった順となっていました。

■環境保全活動により積極的に取り組むために必要なこと【N=51】



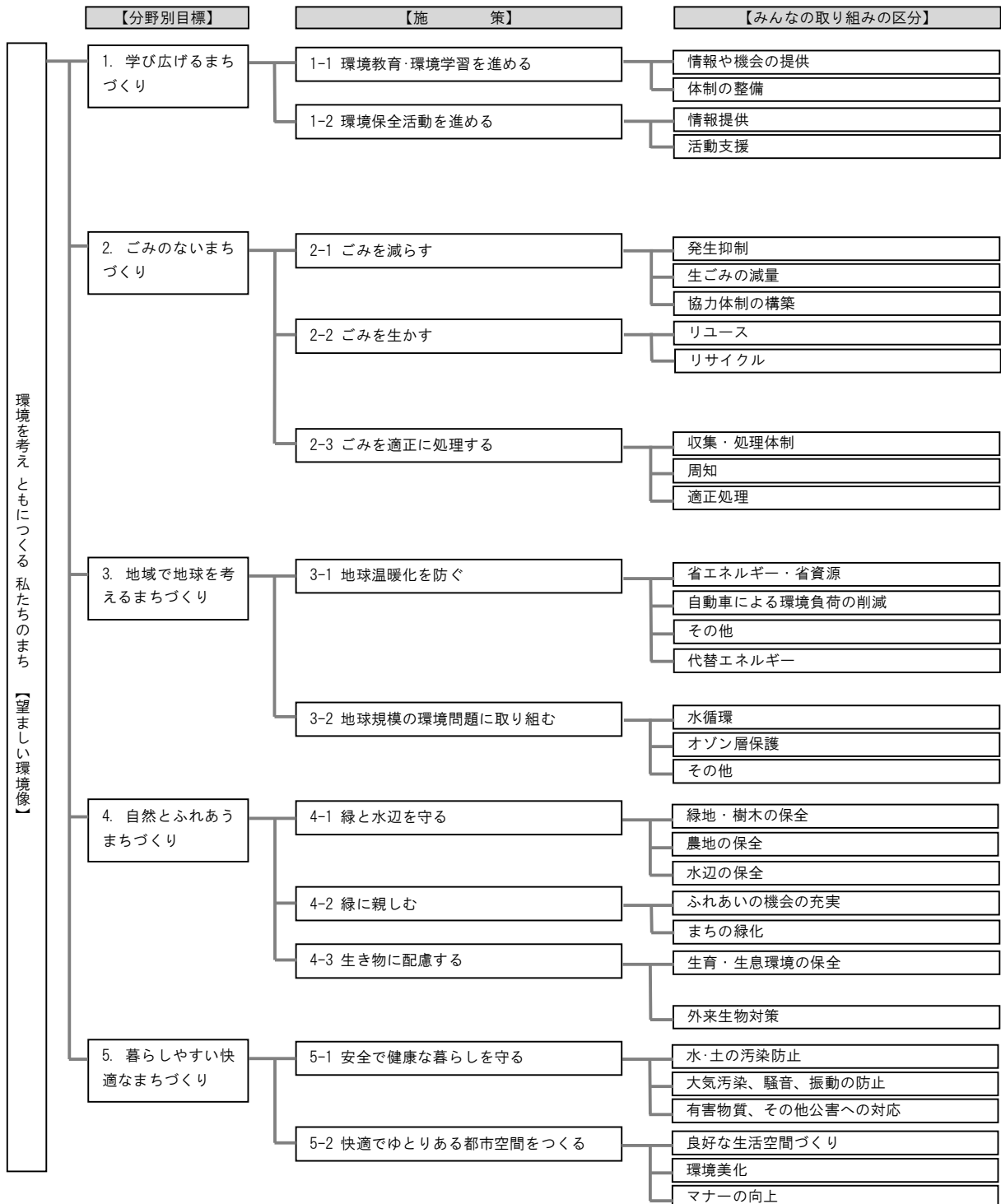
# 第3部 環境基本計画

## 第1章 尾張旭市の望ましい環境像と分野別目標

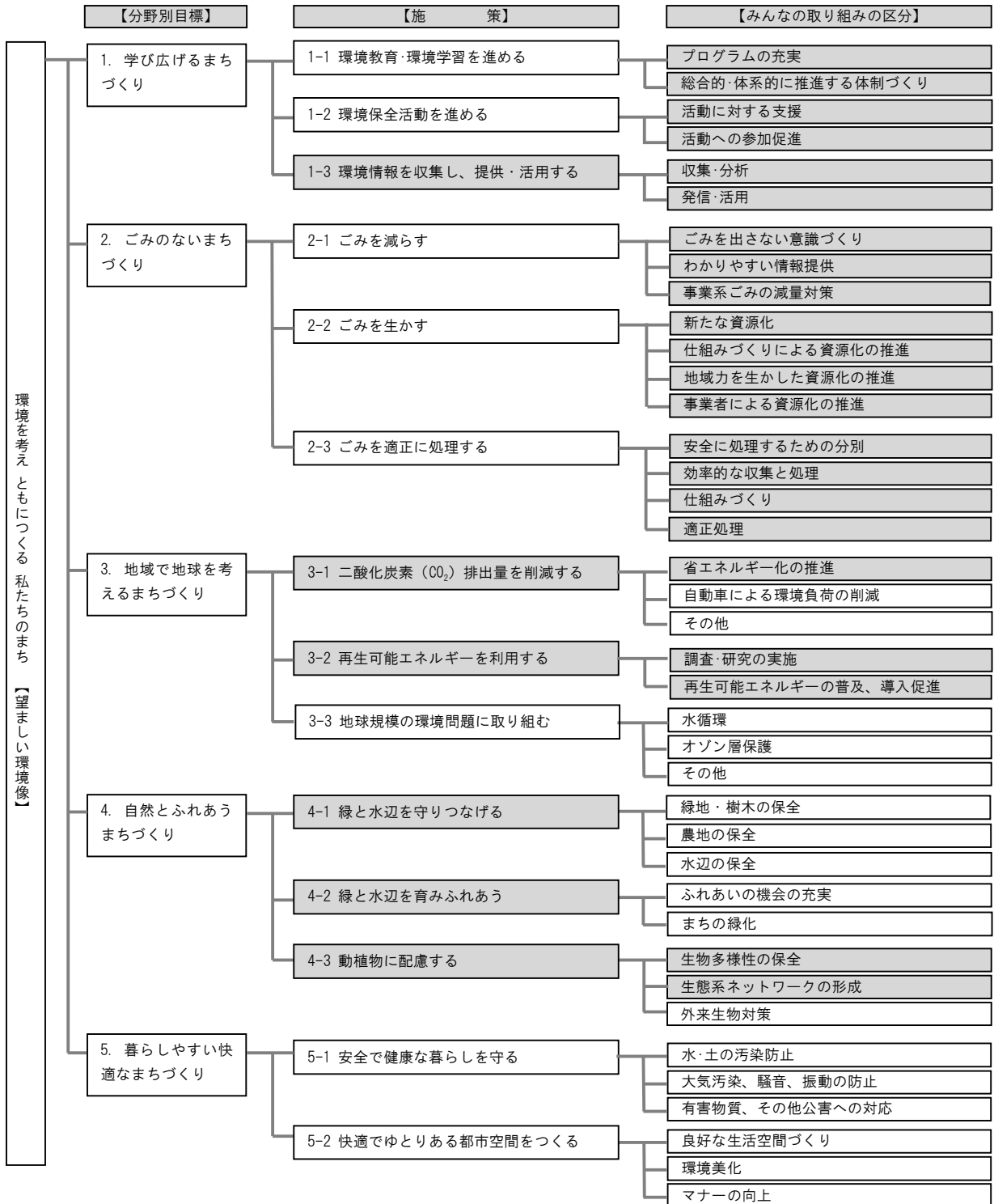
### 3. 施策の体系

「市の特性」や「市民・事業者環境意識調査結果」、そして国や愛知県の動向、さらには社会情勢の変化や上位関連計画の内容などを踏まえ、施策の体系を12から14へと見直すとともに、併せて具体的な取り組み区分も見直します。

#### ■当初計画



■中間見直し後（網かけ部分：見直し・新規追加項目）



環境を考え、ともに生きる 私たちのまち 【望ましい環境像】

## 第2章 市、市民・市民団体、事業者の取り組み

### 本章の見方

「分野別目標」の名称です。

当初計画の検証結果を「施策」ごとに示すとともに、今後の課題を示しています。

「施策」の名称です。

#### 分野別目標① 学び広げるまちづくり

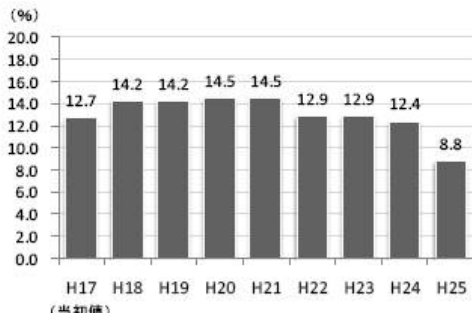
##### 施策 1-1 環境教育・環境学習を進める

「野外活動推進事業」や「学習支援事業」の実施によって、学校教育における環境教育や体験学習の支援を継続的に行うとともに、小学生を対象とした水生生物調査を実施し、環境保全への理解促進と意識高揚を図った結果、「環境について学んだことのある児童生徒の割合」は、継続して高いレベルにあります。

一方、名古屋産業大学と連携を図りながら「あさひエコ大学」や「環境フォーラム」を開催するとともに、広報やホームページなどを通じて情報提供や啓発も行っているものの、「環境問題に関心を持って自ら学んでいる市民割合」は、減少傾向にあります。

自然と共生した持続可能な社会をつくっていくためには、一人一人の自覚と行動が非常に重要であり、世代を越えて引き継がれていく必要があります。また、これを実現するためには、環境についての正しい知識を持ち、進んで行動できるような人材の育成が大変重要であると考えられます。

このため、平成26年11月に名古屋市内で開催された「ESD（持続可能な開発のための教育）に関するユネスコ世界会議」を良いきっかけとして、教育活動に視点を置いた環境教育や、学習者の学びに視点を置いた環境学習に関する事業を積極的に推進していきます。



■環境問題に関心を持って自ら学んでいる市民割合



■あさひこども環境教室

出典：ESD 愛・地球プロジェクトHP

指標の内容の説明です。

##### ■施策の目的達成度を示す指標

指標名	当初値 (H17)	中間目標値 (H25)	現状値 (H24)	長期目標値 (H35)	指標の見方
環境問題に関心を持って自ら学んでいる市民割合 (%)	12.7	(増加)	12.4	17.0	市民が環境問題に関心を持って自ら学んでいるかを見る指標です。
ESD ユネスコスクール数 (校)	—	—	0	2	ESD の推進拠点が整備されているかを見る指標です。
環境を考えた行動をしている児童生徒の割合 (%)	—	—	90.7	91.0	児童生徒が環境について考え、行動をしているかを見る指標です。

「みんなの取り組み」の実施によって、どれだけその施策の目的が達成されたかを見る指標（モノサシ）です。  
尾張旭市第五次総合計画に掲げたものを引用しています。

当初計画に掲げた目標値（当初値 平成17年度）と中間目標値（平成25年度）、中間見直し時の現状値（平成24年度）と長期目標値（平成35年度）であり、「市民アンケート」や「業務データ」から取得しています。  
中間見直しによって新たに設定された指標では、当初値と中間目標値を「—」で表しています。

市の取り組みを、グループ分けした区分の名称です。

「施策」を実現するための、市の取り組みを示します。

「施策」を実現するための、市民・市民団体及び事業者の取り組みを示します。市職員個人の取り組みは、市民や事業者の取り組みに含めることとします。

**■みんなの取り組み**

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
プログラムの充実	○地域の特性を活かしながら、環境に関する講座や見学会など学習の機会を提供します。	産業 環境 教行 生涯	○環境に関する知識や経験を家族や友人等と話し合い、学習の輪を広げます。 ○行政や市民団体の行う環境教育・環境学習への積極的な参加に努めます。	○事業所内で環境に関する研修会などを開催し、従業員に対する環境教育・環境学習の推進に努めます。
	○環境教育・環境学習に関する情報提供・啓発に努めます。	環境		
	○学校における環境教育を積極的に推進するとともに、子どもたちが自然とふれあう機会の充実に努めます。	環境 教行		
	○名古屋産業大学と連携し、環境教育・環境学習を推進します。	環境		
	●あらゆる年齢層に対する環境教育・環境学習の実施方法を模索します。(新規)	環境		
総合的・体系的に推進する体制づくり	○環境教育・環境学習を総合的・体系的に推進する体制の整備に努めます。	環境 教行	○小中学校で行われる環境への取り組みに協力します。 ○市民団体は、地域における環境教育・環境学習に協力するよう努めます。	○小中学校で行われている環境への取り組みに協力します。 ○環境配慮技術の研究・開発に努めます。
	○環境教育・環境学習拠点の整備について検討します。	環境		
	●環境学習を行う各主体への支援・育成を行います。(新規)	環境		
	●各主体をつなぐ組織やネットワークの構築、強化を図ります。(新規)	環境		
	●ユネスコスクールへの加盟を申請し、子どもたちがESDの視点から議論したり、世界に向けて発信したりする機会を設けることを検討します。(新規)	教行		
●学校内のビオトープを活用した水生生物調査のほか、大気や水の調査など、学校ごとに特色のある取り組みの実施に努めます。(新規)	教行			

「●」、「(新規)」の項目は、中間見直しによって新たに追加した項目を示します。

- 市の取り組みの関連課を示します。
- 略号
- |          |             |
|----------|-------------|
| 人事：人事課   | 土木：土木管理課    |
| 企画：企画課   | 下水：下水道課     |
| 財政：財政課   | 上水：上水道課     |
| 契約：契約検査課 | 消防：消防署      |
| 市活：市民活動課 | 教行：教育行政課    |
| 産業：産業課   | 給食：学校給食センター |
| 環境：環境課   | 生涯：生涯学習課    |
| こども：こども課 | 文化：文化スポーツ課  |
| 都計：都市計画課 | 各課：関係各課     |
| 都整：都市整備課 |             |



## 分野別目標① 学び広げるまちづくり

### 施策1-1 環境教育・環境学習を進める

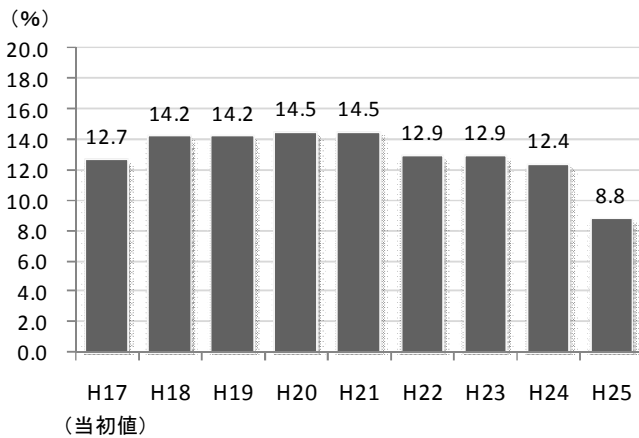
「野外活動推進事業」や「学習支援事業」の実施によって、学校教育における環境教育や体験学習の支援を継続的に行うとともに、小学生を対象とした水生生物調査を実施し、環境保全への理解促進と意識高揚を図った結果、「環境について学んだことのある児童生徒の割合」は、継続して高いレベルにあります。

一方、名古屋産業大学と連携を図りながら「あさひエコ大学」や「環境フォーラム」を開催するとともに、広報やホームページなどを通じて情報提供や啓発も行っているものの、「環境問題に関心を持って自ら学んでいる市民割合」は、減少傾向にあります。

自然と共生した持続可能な社会をつくっていくためには、一人一人の自覚と行動が非常に重要であり、世代を越えて引き継がれていく必要があります。また、これを実現するためには、環境についての正しい知識を持ち、進んで行動できるような人材の育成が大変重要であると考えられます。

このため、平成26年11月に名古屋市で開催された「ESD（持続可能な開発のための教育）に関するユネスコ世界会議」を良いきっかけとして、教育活動に視点を置いた環境教育や、学習者の学びに視点を置いた環境学習に関する事業を積極的に推進していきます。

#### ■環境問題に関心を持って自ら学んでいる市民割合



#### ■あさひ子ども環境教室

出典：ESD 愛・地球プロジェクト HP



#### ■施策の目的達成度を示す指標

指標名	当初値 (H17)	中間 目標値 (H25)	現状値 (H24)	長期 目標値 (H35)	指標の見方
環境問題に関心を持って自ら学んでいる市民割合 (%)	12.7	(増加)	12.4	17.0	市民が環境問題に関心を持って自ら学んでいるかを見る指標です。
ESDユネスコスクール数 (校)	—	—	0	2	ESDの推進拠点が整備されているかを見る指標です。
環境を考えた行動をしている児童生徒の割合 (%)	—	—	90.7	91.0	児童生徒が環境について考え、行動をしているかを見る指標です。



## ■みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
プログラムの充実	○地域の特性を活かしながら、環境に関する講座や見学会など学習の機会を提供します。	産業 環境 教行 生涯	○環境に関する知識や経験を家族や友人等と話し合い、学習の輪を広げます。 ○行政や市民団体の行う環境教育・環境学習への積極的な参加に努めます。	○事業所内で環境に関する研修会などを開催し、従業員に対する環境教育・環境学習の推進に努めます。
	○環境教育・環境学習に関する情報提供・啓発に努めます。	環境		
	○学校における環境教育を積極的に推進するとともに、子どもたちが自然とふれあう機会の充実に努めます。	環境 教行		
	○名古屋産業大学と連携し、環境教育・環境学習を推進します。	環境		
	●あらゆる年齢層に対する環境教育・環境学習の実施方法を模索します。(新規)	環境		
総合的・体系的に推進する体制づくり	○環境教育・環境学習を総合的・体系的に推進する体制の整備に努めます。	環境 教行	○小中学校で行われる環境への取り組みに協力します。 ○市民団体は、地域における環境教育・環境学習に協力するよう努めます。	○小中学校で行われている環境への取り組みに協力します。 ○環境配慮技術の研究・開発に努めます。
	○環境教育・環境学習拠点の整備について検討します。	環境		
	●環境学習を行う各主体への支援・育成を行います。(新規)	環境		
	●各主体をつなぐ組織やネットワークの構築、強化を図ります。(新規)	環境		
	●ユネスコスクールへの加盟を申請し、子どもたちがESDの視点から議論したり、世界に向けて発信したりする機会を設けることを検討します。(新規)	教行		
	●学校内のビオトープを活用した水生生物調査のほか、大気や水の調査など、学校ごとに特色のある取組みの実施に努めます。(新規)	教行		

## 施策1-2 環境保全活動を進める

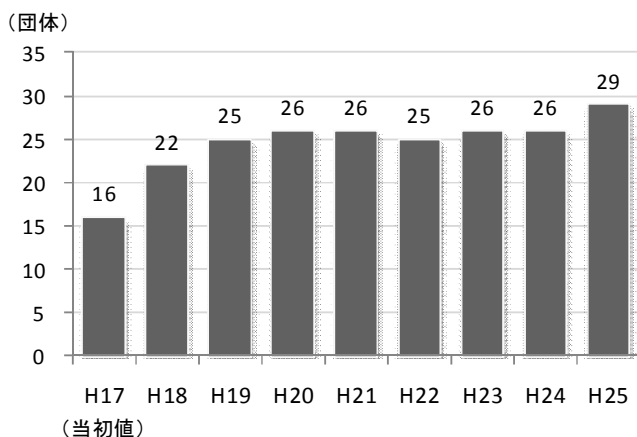
「市民活動支援事業」の実施によって、環境保全に係るボランティア団体やNPOの活動を支援するとともに、アダプトプログラムや公園愛護会制度の運用によって、市民による環境保全活動の支援を行っています。

その結果、各種の活動は恒例行事として定着しつつありますが、「環境保全活動等に参加している市民団体数」や「環境保全活動参加者数」は伸び悩んでいます。

全ての人々が、環境への負荷の少ない行動を自ら進んで行う社会をめざすためには、自主的で積極的な環境保全活動が必要であり、これらの活動に対する支援も欠かせないものと考えられます。

このため、環境教育や環境学習に関する事業の拡大や、ボランティア団体やNPOの活動内容のPRなどを通じて、環境保全活動への参加を促進していきます。

■環境保全活動等に参加している市民団体数



■アダプトプログラムによる地域清掃活動

出典：尾張旭市 HP



■施策の目的達成度を示す指標

指標名	当初値 (H17)	中間目標値 (H25)	現状値 (H24)	長期目標値 (H35)	指標の見方
環境保全活動等に参加している市民団体数 (団体)	16	30	26	30	市民団体が環境保全活動に参加しているかを見る指標です。
環境保全分野のボランティアをしている市民の割合 (%)	—	—	4.4	7.0	市民が環境保全分野のボランティア活動に参加しているかを見る指標です。

## ■みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
活動に対する支援	○活動に必要な資材の提供、講師の派遣など、活動団体の支援に努めます。	市活 環境 都整 土木	○市民団体の環境保全活動への積極的な参加に努めます。 ○市民主体の環境保全活動を進め、環境への関心を高めます。 ○事業者や市が開催する環境関連イベントに積極的に参加します。 ○環境保全活動の活発なメーカーや店舗を応援します。	○環境保全活動に積極的に協力します。 ○従業員の環境保全活動等への参加を、バックアップします。 ○地域の環境保全活動や環境関連イベント等に積極的に参加・協力します。
	○地域における環境保全活動を推進する人材や団体の育成を図るとともに、環境保全活動に関する表彰や活動支援を行います。	市活 環境 都整 土木		
	○活動状況の情報交換を行うことができる場の提供に努めます。	市活 環境 都整 土木		
活動への参加促進	○活動団体の環境保全に関する情報を収集・整理し、市民への提供・啓発に努めます。	市活 環境 都整 土木	○環境に関する市民活動などに参加・協力し、情報を収集します。	○事業所内や事業において環境に配慮した取り組みを広く紹介します。
	●環境保全活動への参加を促進します。(新規)	市活 環境 都整 土木		

### 施策1-3 環境情報を収集、提供・活用する

**新規**

大気や水、土壌、生物などの間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことによって、はじめて成り立っている環境は決して無限のものではなく、人類を含む地球上すべての生物の存続の基盤であり、その活動に伴って刻一刻と変化を続けています。

こうした環境を良好な状態に保全し、その全体を自然の系として健全に維持していくためには、構成する様々な要素の現状を把握し、適切な対応を検討する必要があり、その結果を積極的に公表し、市民や市民団体等の活動に生かしていくことも必要です。

このため、環境・経済・社会の状況や自然資源の賦存等についての調査・把握を進めるとともに、その発信や活用にも努めていきます。

#### ■あさひエコ大学

出典：ESD ユネスコ世界会議  
あいち・なごや支援実行委員会 HP



#### ■水生生物調査

出典：市環境課



#### ■施策の目的達成度を示す指標

指標名	当初値 (H17)	中間 目標値 (H25)	現状値 (H24)	長期 目標値 (H35)	指標の見方
環境に関する情報の発信 機会（件）	—	—	75	80	市民・事業者に対して環境に関する情報を十分発信しているかを見る指標です。
河川水質調査項目数 （件）	—	—	22	22	河川の環境情報を収集しているか（現況を把握しているか）を見る指標です。
環境保全の知識を学んでいる市民の割合（％）	—	—	8.8	14.5	市民が環境保全に関する知識を学んでいるかを見る指標です。

## ■みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
収集・分析	●社会経済情勢を踏まえながら、環境を取り巻く情報や、自然資源の分布等を客観的・定量的に把握します。(新規)	環境	○情報交換を活発にし、環境に関する知識を身につけるとともに発信します。	○環境報告書や環境会計等を作成し、環境情報を発信します。
	●河川の水質調査や工場の排水調査を継続的に実施し、水質汚濁状況を把握します。(新規)	環境	●家庭版環境ISOに取り組み、家庭でのエネルギー使用量等の把握に努めます。(新規)	○市域の環境への配慮意識の向上、相互の情報交換の活性化に協力します。
発信・活用	○環境情報を積極的に発信し、市民の意識高揚につなげます。	環境	○環境に関連する情報を積極的に得るよう努めます。	○環境に関する情報を積極的に収集・整理します。
	●地域に密着した環境関連の先進事例を紹介し、市民や市民団体、事業者等の各主体が保有している情報の共有を図ります。(新規)	環境		
	●環境に関する無関心層への啓発方法を検討します。(新規)	環境		

## 分野別目標② ごみのないまちづくり

### 施策2-1 ごみを減らす

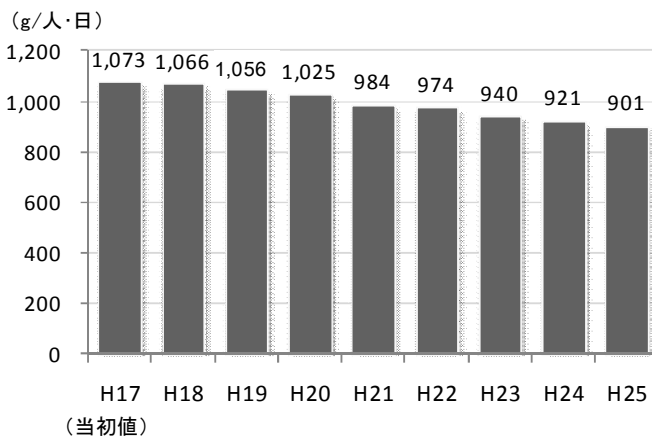
ごみの減量に関する市民意識の醸成により、「市民一人一日あたりのごみ総量」は、毎年減少しつづけています。

また、「環境事業センターにおけるリユース件数」は、平成23年度から実施した「粗大ごみの有料化」の影響を受けて減少傾向にありましたが、自転車やベビーカー等のこども用品を対象とした「リユース品引取・提供事業」を開始した結果、近年では増加傾向に転じています。

こうしたことから、この状態を維持又はさらに改善していくための、継続した意識啓発が求められていると考えられます。

このため、ごみ処理施設の見学会、民間事業者と共同で開催する「エコクッキング教室」や小学生による「クリーンシティ推進ポスター・標語募集事業」を継続的に実施していくとともに、リサイクル広場の学習拠点を充実させ、さらなるごみの減量に関する意識を醸成していきます。

#### ■市民一人一日あたりのごみ総量



#### ■エコクッキング教室

出典：市環境課



#### ■施策の目的達成度を示す指標

指標名	当初値 (H17)	中間 目標値 (H25)	現状値 (H24)	長期 目標値 (H35)	指標の見方
市民一人一日あたりのごみ総量 (g/人・日)	1,073	991	921	845	市全体から排出されるごみ総量を、市民一人一日あたりに換算した指標です。
再使用している市民の割合 (%)	—	—	38.3	42.0	市民が再使用に取り組んでいるかを見る指標です。
ごみの発生抑制 (リデュース) に取り組んでいる市民の割合 (%)	—	—	91.9	92.0	市民がごみの発生抑制に取り組んでいるかを見る指標です。
環境事業センターにおけるリユース件数 (件)	641	900	129	400	市民がリユースに取り組んでいるかを見る指標です。

## ■みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
ごみを出さない意識づくり	●燃えるごみの排出量に応じた費用負担を検討します。(新規)	環境	○買い物の際には買い物袋や風呂敷などを持参するよう努めます。 ○過剰包装は断るよう努めます。 ○使い捨てのコップや割り箸などを、できるだけ使用しないようにします。 ○ものを大切にすることを習慣づけます。 ○調理の際には無駄のない料理方法(エコクッキング)に努めます。 ○食べ残しをしない習慣を身につけます。(学校給食も含めます)	○買い物袋持参運動の推進などにより、レジ袋の削減に努めます。 ○過剰包装抑制への理解を求めます。 ○食料品店では無駄のない料理方法(エコクッキング)のレシピを紹介します。
	●再使用を推進するためリサイクル広場の再利用品広場を拡充します。(新規)	環境		
	●子ども用品の譲渡及び譲受けの場を拡大します。(新規)	環境		
	●ごみ減量と資源化を啓発するプロジェクトを進めます。(新規)	環境		
	●ごみの減量を取り入れたエコライフを進めます。(新規)	環境		
	●レジ袋削減運動を更に展開します。(新規)	環境		
	○家庭版環境ISOの普及に努め、市民の自主的な環境保全活動を促進します。	環境		
	○無駄のない料理方法(エコクッキング)を普及します。	産業環境給食生涯		
わかりやすい情報提供	●ごみに関する情報をわかりやすく市民に提供します。(新規)	環境	○ごみ処理施設の見学会に参加します。 ○ごみの現状に関心を持ちます。 ●ごみに関する学習機会に積極的に参加します。(新規) ●保育園での生ごみの堆肥化の取り組みに協力します。(新規)	○ごみの現状に関心を持ちます。
	●再使用(リユース)に関する情報を発信します。(新規)	環境		
	●ごみ処理施設や再生工場等の見学会を実施します。(新規)	環境		
	●小・中学生に対してごみに関する学習の機会を提供します。(新規)	環境 教行		
	●ごみに関する学習拠点を発展させます。(新規)	環境		
	●保育園での生ごみを使った堆肥化の取り組みを進めます。(新規)	こども		
事業系ごみ減量対策	●事業系ごみの実態を把握するため事業者アンケートを実施します。(新規)	環境	○一定の時期にしか使用しないものは、レンタルやリースを活用するよう努めます。 ●自転車(リユース品)を利用します。(新規)	○事業系ごみの排出ルールを守ります。 ○ごみ削減に対する取組みを従業員に定着させます。 ○事業活動においてレンタルやリースの活用に努めます。 ○減量化やリサイクル率について、目標値を設定して取り組みます。 ●イベント時のごみの減量に努めます。(新規)
	●事業系ごみの実態を把握するため調査を実施します。(新規)	環境		
	●商工会等と連携して事業系ごみの処理に関する啓発を実施します。(新規)	環境		
	●事業系ごみについて広報やホームページにて情報発信します。(新規)	環境		
	●市民祭等のイベントから出るごみの減量と資源化を進めます。(新規)	各課		
	●放置自転車の再使用を進めます。(新規)	市活		



## 施策2-2 ごみを生かす

生ごみ処理機等の購入補助制度の実施や、市民団体による積極的な活動によって、生ごみの堆肥化が促進されています。

また、市民団体による資源ごみの回収や環境事業センター内に常設している「リサイクル広場」での啓発、さらには小型家電の引き取りなどによって、「燃えるごみの組成調査における資源物の混入割合」は減少傾向にあり、この状態を維持又は改善していくための継続した取り組みが求められていると考えられます。

このため、「資源ごみ回収団体活動奨励事業」の運用や市民にとって便利なりサイクルステーションを設置することによって、ごみの資源化を推進していきます。

また、公共施設から排出される剪定ごみの資源化を引き続き促進していくとともに、地域の各種団体や事業者と連携してごみの資源化を推進していきます。

### ■リサイクル広場での啓発

出典：市環境課



### ■資源ごみ回収団体の活動

出典：市環境課



### ■施策の目的達成度を示す指標

指標名	当初値 (H17)	中間 目標値 (H25)	現状値 (H24)	長期 目標値 (H35)	指標の見方
燃えるごみの組成調査における資源物の混入割合 (%)	—	—	30.5	25.0	資源物を適正に排出しているかを見る指標です。
資源化率 (%)	—	—	30.0	32.0	資源化(リサイクル)が推進されているかを見る指標です。



## ■みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
新たな資源化	●剪定枝、木製品の再生利用を進めます。(新規)	環境	○生ごみ処理機の活用や生ごみの堆肥化に努めます。 ●小型家電の分別排出に協力します。(新規)	○食品を扱う事業所では、生ごみ処理機の導入や生ごみの堆肥化・飼料化に努めます。 ●生ごみの堆肥化やエネルギー化の研究を進めます。(新規)
	●小型家電の分別回収を進めます。(新規)	環境		
	●生ごみ堆肥化のシステムを作ります。(新規)	環境		
	●生ごみのエネルギー化を検討します。(新規)	環境		
仕組みづくりによる資源化の推進	●食品トレイ・ペットボトルキャップ・インクカートリッジ等の民間が行っている分別を市の分別ルールに組み入れます。(新規)	環境	○資源は決められた方法で分別し、決められた場所日時に排出します。 ○リサイクルしやすい製品を選択します。 ○リサイクルマーケットやリサイクルショップなどを利用します。 ○生ごみ処理機の活用や生ごみの堆肥化に努めます。	○再生品の利用の拡大や資源回収ルートの確保に努めます。 ○リサイクル原料を使用した商品や、製品の販売に努めます。 ○不用品の活用を進めます。 ○食品を扱う事業所では、生ごみ処理機の導入や生ごみの堆肥化・飼料化に努めます。
	●公共施設に設置されている資源物拠点回収所の設置条件を統一します。(新規)	環境		
	●市民にとって便利なりサイクルステーションを設置します。(新規)	環境		
	●分別が不十分なごみは取り残し措置を行い、必要に応じて開封調査・指導を行います。(新規)	環境		
	●家庭における生ごみの減量や堆肥化を進めます。(新規)	環境		
	●ふれあい農園における堆肥化を進めます。(新規)	産業		
	●燃えるごみの分別啓発を目的とした戸別収集制度を検討します。(新規)	環境		
地域力を生かした資源化の推進	●ごみの減量と資源化を自治会等の各種団体と共に積極的に進めます。(新規)	環境	○自治会などが行う集団回収に積極的に協力します。 ●資源ごみ回収団体活動に協力します。(新規)	●自治会などが行う集団回収に積極的に協力します。(新規) ●資源ごみ回収団体活動に協力します。(新規)
	●自治会等との連携による生ごみ堆肥化のモデル事業を実施します。(新規)	環境		
	●資源ごみ回収団体活動奨励金制度の実効性を高めます。(新規)	環境		
事業者による資源化の推進	●事業者が排出する剪定木の資源化を進めます。(新規)	環境	●使い終わった容器を回収してもらえ、お店を選択して利用します。(新規)	●剪定枝の資源化に努めます。(新規) ●使い終わった容器を店に戻してもらい、仕組みを進めます。(新規)
	●買った店に使い終わった容器を戻す仕組みを広げます。(新規)	環境		
	●学校給食における食品残渣等の資源化と教育への活用について検討します。(新規)	教行		

## 施策2-3 ごみを適正に処理する

環境保全指導員によるパトロールや各種看板の設置、分別に関するパンフレットの配布などによって、「不法投棄箇所数」や、「違法な焼却に関する苦情件数」は減少傾向にあります。しかし、それらの解消にまでは至っておらず、未然防止のための啓発や、パトロールの強化が求められていると考えられます。

このため、引き続き、市民ボランティアの協力を得ながら地域の環境監視を実施するとともに、ごみ処理施設の見学会を開催したり、広報やホームページ等による情報提供を実施したりすることで、ごみの適正処理に対する意識を醸成していきます。

また、「尾張旭市良好で快適な生活環境を確保する条例」に基づき、空き缶・吸い殻等の投げ捨ての禁止や屋外焼却行為の制限を徹底するなど、より厳しい姿勢で対応を進めていきます。

### ■不法投棄の例

出典：市環境課



### ■尾張旭市 ごみ減量分別ガイド



### ■施策の目的達成度を示す指標

指標名	当初値 (H17)	中間 目標値 (H25)	現状値 (H24)	長期 目標値 (H35)	指標の見方
ごみ残置シール貼付数 (枚)	—	—	4,662	4,200	市民・事業者が正しくごみを排出し、きちんと収集されているかを見る指標です。
ごみ収集に関する不具合・ 事故件数 (件)	—	—	15	9	きちんとごみが収集されているかを見る指標です。

## ■みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
安全に処理するための分別	●スプレー缶、カセットボンベ、ライターを危険ごみとして分別回収します。(新規)	環境	●危険ごみは分別して排出するなど、適正処理に努めます。(新規)	●販売した消火器、バッテリー、プロパンボンベ等の適正処理に努めます。(新規)
	●消火器、バッテリー、プロパンボンベ等を販売店で適正処理するよう呼び掛けます。(新規)	環境		
効率的な収集と処理	●地域と連携し、ごみ集積所の配置や管理のあり方を検討します。(新規)	環境	○ごみ出し指導に協力します。 ●ごみ集積所の配置や管理のあり方の検討に協力します。(新規)	●ごみ集積所の配置や管理のあり方の検討に協力します。(新規)
	●プラスチックごみの処理のあり方について検討します。(新規)	環境		
	●コスト分析の標準的手法である「一般廃棄物会計基準」を導入します。(新規)	環境		
	●効率的なごみの収集運搬体制を整えます。(新規)	環境		
仕組みづくり	●ごみ119番のような相談窓口を設置します。(新規)	環境	●ごみの分別や出し方などに困った際は、相談窓口を利用します。(新規) ●あさひ訪問収集に協力します。(新規)	●ごみの分別や出し方などに困った際は、相談窓口を利用します。(新規)
	●あさひ訪問収集を地域と連携した制度へ拡充します。(新規)	環境		
適正処理	●公共事業や市役所等の公共施設から出るごみを適正に処理します。(新規)	環境	○小型焼却炉や一斗缶等によるごみの焼却は行いません。 ○ごみのポイ捨てはしません。 ○廃棄物の不法投棄や違法な焼却処理を見つけたら市や関係行政機関に連絡します。	○廃棄物関連法規を遵守します。
	○関係行政機関との連携や市民ボランティアによる環境パトロールの協力を得ながら、廃棄物の不法投棄や違法な焼却処理に対する監視・指導の強化に努めます。	環境		
	●「尾張旭市良好で快適な生活環境を確保する条例」に基づき、空き缶・吸い殻等の投げ捨ての禁止や、屋外焼却行為の制限を徹底するなど、より厳しい姿勢で対応を進めます。(新規)	環境		

## 分野別目標③ 地域で地球を考えるまちづくり

### 施策3-1 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量を減らす

見直し

市営バス「あさぴー号」をはじめとした公共交通の利用促進や、各家庭や事業所への「緑のカーテン」の普及、公用車への低公害車の導入によって、二酸化炭素の排出量の削減に取り組んでいますが、「地球環境に優しい生活を送っている市民割合」は減少傾向にあります。

企業や店舗、行政による積極的な啓発活動によって、「節水」や「節電」、「マイバックの持参」や「詰め替え商品の購入」などが一般化しつつある中、さらなる市民意識の高揚を図っていくためには、情報提供方法や啓発方法の見直しが求められているものと考えられます。

このため、各家庭や事業所へのゴーヤの苗の配布事業を継続するとともに、地球環境保全のため日常生活の中でできることをPRすること等によって、省エネルギー化や環境負荷の削減を進めていきます。

#### ■市営バス「あさぴー号」

出典：市都市計画課



#### ■ゴーヤの苗の配布チラシ

出典：市環境課



#### ■施策の目的達成度を示す指標

指標名	当初値 (H17)	中間 目標値 (H25)	現状値 (H24)	長期 目標値 (H35)	指標の見方
地球環境にやさしい取り組みの平均実践項目数 (項目)	—	—	7.2	9.0	市民が地球環境にやさしい生活を送っているかを見る指標です。
省エネルギー、再生可能エネルギー設備を導入している市民の割合 (%)	—	—	19.0	30.0	市民が省エネルギー、再生可能エネルギー設備を活用しているかを見る指標です。
市の施設における温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> )	—	—	2,386.7	2,300	行政として、環境に対する具体的な取り組み姿勢を示し、積極的に環境保全に努めているかを見る指標です。

## ■みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
省エネルギー 一化の推進	○省エネルギー型製品の普及を促進します。	環境	○電化製品の購入・買い替えの際には、省エネルギー型製品の購入に努めます。 ○家庭での電気・ガス・灯油などの節約に努めます。 ○古紙の分別回収に努め、再生紙を使用した製品を購入します。 ○使い捨てのコップや割り箸などを、できるだけ使用しないようにします。 ○エコマーク製品の購入などグリーン購入に努めます。 ●家庭用燃料電池等の省エネルギー機器を導入します。(新規) ●家庭版環境ISOやCO2・CO2ダイエットプランに取り組み、エネルギー消費量の「見える化」に努めます。(新規)	○事業活動において、省エネルギーに努め、これを推進する人材を育成します。 ○電化製品の購入・買い替えの際には、省エネルギー型製品の購入に努めます。 ○省エネルギー型製品の販売促進に努めます。 ○省エネルギー型の製品づくりや物流の効率化など省エネルギーに努めます。 ○熱帯木材の使用を抑制します。 ○間伐材の活用に努めます。 ○エコマーク製品の購入などグリーン購入に努めます。 ●省エネルギー診断を受診し、エネルギー使用の無駄をなくします。(新規) ●「カーボンフットプリント」等に取り組みます。(新規)
	○温暖化対策や省エネルギー対策に関する情報提供・啓発に努めます。	環境		
	○エコマーク製品の購入などグリーン購入を促進します。	環境		
	●市内全ての公共施設で緑のカーテン事業を実施します。(新規)	環境		
	●HEMSにより、太陽光発電の発電量や機器ごとの電力使用量等を「見える化」し、蓄電池や電気自動車への充放電など、電力の効率的な利用を可能とするスマートハウスの普及に努めます。(新規)	環境		
	●企業における省エネルギーを推進する人材の育成を支援します。(新規)	環境		
	●省エネルギー診断を進め、エネルギー使用量の「見える化」を普及・推進します。(新規)	環境		
●流通事業者、日用品メーカー等と連携しながら、「カーボン・フットプリント」「フードマイレージ」などの普及促進を図ります。(新規)	環境			
自動車による 環境負荷 低減	○公共交通網の充実に努めます。	都計	○公共交通機関が利用できる場合は、自家用車よりも公共交通機関を利用するよう努めます。 ○車を使用する際は、エコドライブを心がけます。 ○車を利用するときは相乗りに努め、近所への移動は徒歩や自転車を利用するよう努めます。 ○ノーカーデー運動を事業者、市と協力して進めます。 ○車の購入や買い替えの際には、次世代自動車等先進エコカーの購入に努めます。	○車を使用する際は、エコドライブを心がけます。 ○車を利用するときは相乗りに努めます。 ○配送の合理化を図るなど、効率的な物流システムの整備に取り組みます。 ○ノーカーデー運動を市民、市と協力して進めます。 ○車の購入や買い替えの際には、次世代自動車等先進エコカーの購入に努めます。
	○駅・駅周辺施設を充実させ、公共交通の利用を促進します。	市活 都計		
	○幹線道路交通の円滑化に努めます。	都計		
	○ノーカーデー運動を市民、事業者と協力して進めます。	人事 環境		
	○公用車の購入や買い替えの際には、次世代自動車等先進エコカーの導入に努めます。	契約 各課		
	●次世代自動車等エコカーの導入と、関連設備の整備を促進します。(新規)	契約 各課		

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
その他	○CO <sub>2</sub> の吸収源として、緑地の適切な保全に努めます。	産業都整	○水田など農地や山林の保全に協力します。 ○暮らしの中で省資源・省エネルギー（地球にやさしいエコライフ）に努めます。 ○家庭版環境ISOに取り組みます。 ●緑のカーテンに取り組みます。（新規） ○地球環境問題に関心を持ち、家庭での温暖化対策、省エネルギーなどに努めます。	○農林業においては、農地や山林の多面的機能を認識し、保全に努めます。 ○ISO14001認証取得など、環境マネジメントシステムの構築に努めます。 ○地球環境問題に関心を持ち、事業活動における温暖化対策、省エネルギーなどに努めます。 ○製造段階から販売、廃棄までを考慮して、環境への負荷が少ない製品を開発します。 ●緑のカーテンに取り組みます。（新規） ○消費者とのコミュニケーションを大切にし、消費者が環境配慮型製品を購入しやすくなるように、製品の差別化や価格への配慮に努めます。
	○家庭版環境ISOの普及に努め、市民の自主的な環境保全活動を促進します。	環境		
	○環境マネジメントシステムに基づき、全庁的な環境配慮を推進します。	環境		
	●各家庭や事業所へのゴーヤの苗の配布事業を継続します。（新規）	環境		
	●自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出削減のための総合的かつ計画的な施策の策定、実施に取り組みます。（新規）	環境		



### 施策3-2 再生可能エネルギーを利用する

**見直し**

平成23年3月の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の発生によって、国のエネルギー政策が見直され、原子力発電への依存度の低下や、再生可能エネルギーへの転換が図られています。

また、平成24年7月には、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始され、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー発電設備の導入が進んでおり、本市においても、住宅用太陽光発電システム設置費補助制度の充実化によって、年々整備の設置件数は増加しています。

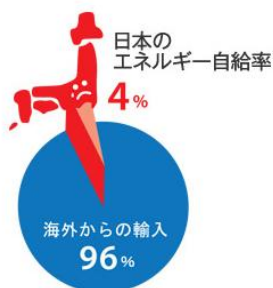
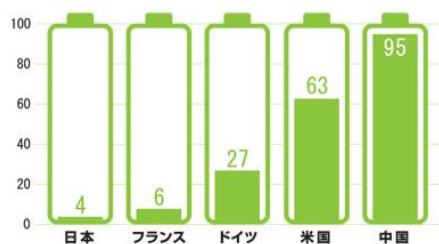
こうした中、急速な発電設備の導入によって、需給バランスや電気料金の高騰等といった問題も生じていますが、地域に必要なエネルギーを、地域のエネルギー資源によってまかなう「エネルギーの地産地消」に関する取り組みも、全国各地で展開されています。

このため、本市における再生可能エネルギーの賦存量・可採量の調査を進めるとともに、公共施設への太陽光発電設備の設置や、家庭や事業所への導入を促進していきます。

#### ■日本のエネルギー自給率

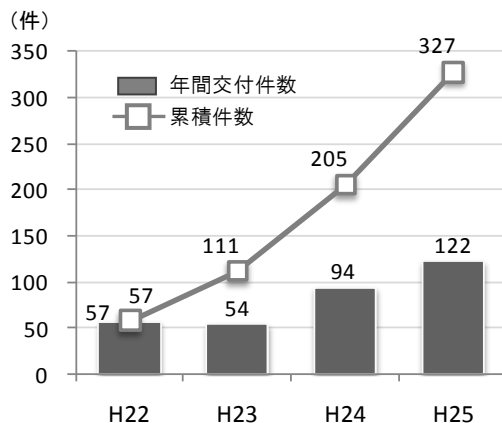
出典：経済産業省資源エネルギー庁 HP

エネルギー自給率の国際比較



#### ■尾張旭市住宅用太陽光発電システム

設置補助金交付件数



#### ■施策の目的達成度を示す指標

指標名	当初値 (H17)	中間目標値 (H25)	現状値 (H24)	長期目標値 (H35)	指標の見方
地球環境にやさしい取り組みの平均実践項目数 (項目)	—	—	7.2	9.0	市民が地球環境にやさしい生活を送っているかを見る指標です。
省エネルギー、再生可能エネルギー設備を導入している市民の割合 (%)	—	—	19.0	30.0	市民が省エネルギー、再生可能エネルギー設備を活用しているかを見る指標です。
再生可能エネルギーを活用している公共施設数 (件)	—	—	6	15	行政として、環境に対する具体的な取り組み姿勢を示し、積極的に環境保全に努めているかを見る指標です。

## ■みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
調査・研究の実施	●再生可能エネルギーの賦存量・利用可能量の調査を行います。(新規)	環境	●市が行う再生可能エネルギーの調査・研究に協力します。(新規)	●市が行う再生可能エネルギーの調査・研究に協力します。(新規) ●事業所で使用するエネルギーを、自ら創出する設備の導入を検討します。(新規)
	●エネルギーを地域で創り、地域で消費するエネルギーの地産地消の研究を進めます。(新規)	環境		
再生可能エネルギーの普及、導入促進	○公共施設への太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を進めます。	環境	○太陽光発電など、自然エネルギーを暮らしに活用します。	○再生可能エネルギーを積極的に活用します。
	○再生可能エネルギー導入を促進するため、市民、事業者への情報提供・啓発に努めます。	環境		
	●環境省の「再生可能エネルギー等導入推進事業」を活用して、公共施設への太陽光発電設備の設置を進めます。(新規)	環境		
	●公共施設の屋根を貸し出し、太陽光発電設備を設置する事業の導入を進めます。(新規)	環境		



### 施策3-3 地球規模の環境問題に取り組む

貴重な資源である水道水の有効利用や節水についての意識向上を図るため、水道週間の際には水道施設の見学会を実施するなどの啓発活動を行っています。

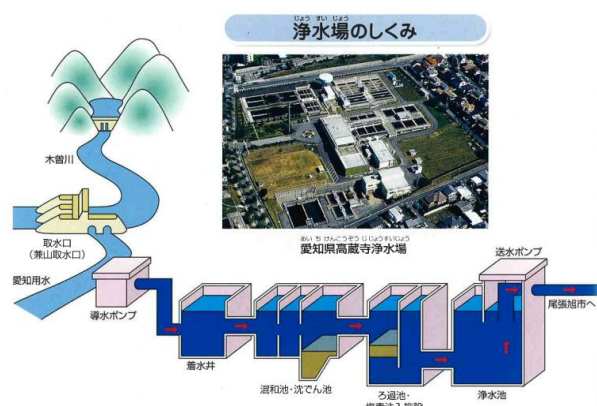
また、各家庭で環境負荷の少ない行動をとっていただくため、「家庭版環境ISO事業」や「CO<sub>2</sub>・CO<sub>2</sub>（コツコツ）ダイエットプラン事業」への参加者を募集していますが、「地球環境に優しい生活を送っている市民割合」は減少傾向にあるため、今一度、意識啓発方法の見直しが求められていると考えられます。

なお、本市の市民一人一日当たりの平均給水量は、全国平均や県平均と比較して低い水準にあることを踏まえると、今後大幅な低減は見込めないものの、水の有効利用に関する啓発活動は継続して実施していきます。

また、運用開始後年数が経過している「家庭版環境ISO事業」や「CO<sub>2</sub>・CO<sub>2</sub>（コツコツ）ダイエットプラン事業」については、近年参加者数が伸び悩んでいるため、効果的なPR方法や取り組みやすい内容への変更等についても検討していきます。

#### ■尾張旭市の水道水が家庭にとどくまで

出典：わたしたちの水道（尾張旭市の水道施設）



#### ■CO<sub>2</sub>・CO<sub>2</sub> ダイエットプランチャレンジシート

出典：CO<sub>2</sub>・CO<sub>2</sub> ダイエットプランのすすめ方

項目	エコライフ行動メニュー	できるCO <sub>2</sub> 削減量	1か月で削減できたCO <sub>2</sub> の量	1か月で節約できた金額
1	家電製品 テレビなど使用していない家電製品は、主電源を切ったり、長時間使用しない家電製品のコンセントを抜く。	約 7.3kg	約 7.3kg	約 500円
2	照明 だれもいない部屋の照明はこまめに消す。	約 0.6kg	約 0.6kg	約 30円
3	冷蔵庫 冷蔵庫は食品を詰め込みすぎないように整理する。	約 1.4kg	約 1.4kg	約 80円
4	入浴 シャワーを使うときは、お湯を出しっぱなしにしない。	約 2.8kg	約 2.8kg	約 240円
5	調理 電気ポットでの長時間保温はしない。	約 3.4kg	約 3.4kg	約 200円
6	洗濯 洗濯はできるだけまとめ洗いをする。	約 1.0kg	約 1.0kg	約 330円
7	冷暖房 エアコンの設定温度を夏28℃以上、冬20℃以下とする。	約 2.6kg	約 2.6kg	約 150円
8	テレビ 1日1時間テレビを見る時間を減らす。	約 1.0kg	約 1.0kg	約 60円
9	ごみ 買い物袋を持参し、できるだけ省包装の商品を選ぶ。	約 4.8kg	約 4.8kg	約 1円
10	自動車 「ちょっとそこまで」の外出は、できるだけ自動車は使わずに、自転車や歩きで出かける。	約 15.4kg	約 15.4kg	約 670円

●感想、気づいた点など自由にご記入ください。

登録番号: \_\_\_\_\_ (※市役所記入欄のため、記入しないでください。)

1か月間のCO<sub>2</sub>削減量と節約金額の合計を記入します。  
Kg/月 \_\_\_\_\_  
円/月 \_\_\_\_\_

#### ■施策の目的達成度を示す指標

指標名	当初値 (H17)	中間目標値 (H25)	現状値 (H24)	長期目標値 (H35)	指標の見方
地球環境にやさしい取り組みの平均実践項目数 (項目)	—	—	7.2	9.0	市民が地球環境にやさしい生活を送っているかを見る指標です。
環境保全を意識し、行動している市職員の割合 (%)	—	—	89.9	93.0	行政として、環境に対する具体的な取り組み姿勢を示し、積極的に環境保全に努めているかを見る指標です。

## ■みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
水循環	○雨水利用や節水など、水の有効利用を普及啓発します。	下水 上水	○炊事・洗濯・風呂などでの水の利用では、節水を心がけます。 ○雨水浸透ますや駐車場の透水性舗装の導入に努めます。	○水資源を有効に活用します。 ○雨水浸透ますや透水性舗装の導入に努めます。
	○雨水を地下浸透させる透水性舗装の整備を促進します。	都計 都整 土木		
	○下水道接続により不要となった浄化槽を雨水貯留槽に転用する費用の補助制度を推進します。	下水		
オゾン層保護	○オゾン層の保護など、地球規模の環境問題に対する意識啓発を推進します。	環境	○製品の使用後は、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に従い、適正な処理ルートで処理を行います。 ○フロン回収に協力し、フロン使用製品の使用を自粛します。	○製品の使用後は、フロン回収破壊法に従い、適正な処理ルートで処理を行います。 ○ノンフロン製品を製造し、販売・普及します。
その他	○地球環境の保全や国際協力に関する情報提供・啓発に努めます。	環境	○家庭版環境ISOに取り組みます。 ●地球環境問題に関する情報を収集し、正しい知識を身につけます。(新規)	○ISO14001認証取得など、環境マネジメントシステムの構築に努めます。
	○家庭版環境ISOの普及に努め、市民の自主的な環境保全活動を促進します。	環境		
	●光化学スモッグやPM2.5に対する注意喚起や啓発を図ります。(新規)	環境		

## 分野別目標④ 自然とふれあうまちづくり

### 施策4-1 緑と水を守りつなげる

見直し

「尾張旭市都市計画マスタープラン」や「尾張旭市緑の基本計画」に基づき、街区公園や矢田川散歩道の整備などを進めた結果、「公共緑地面積」は増加しています。

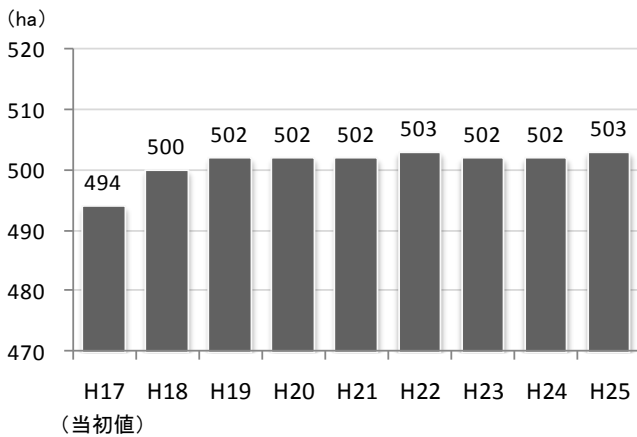
しかし、「私有緑地面積」については、土地区画整理事業の進捗や生産緑地の制限解除などによって減少傾向にあり、宅地化の進行などによって、新たな緑地の確保は厳しい状況にあります。

さらに、都市化や農家の分承が進まないなどの理由により農地転用が進み、「農業振興地域における農地面積」も減少傾向にあります。

このため、土地区画整理事業区域内の公園整備や矢田川散歩道の整備を進めることによって緑地を確保していくとともに、多面的な役割を踏まえながらため池の整備を進めていきます。

さらに、耕作放棄地解消のための経費や景観形成作物の栽培経費を補助するとともに、「農業まつり」や「田んぼアート」、「田んぼイルミネーション事業」を通じて、農業への理解促進につなげ、農地の保全を進めていきます。

■公共緑地面積の推移



■田んぼアート

出典：尾張旭市HP



### ■施策の目的達成度を示す指標

指標名	当初値 (H17)	中間目標値 (H25)	現状値 (H24)	長期目標値 (H35)	指標の見方
公共緑地面積 (ha)	494	495	502	503	市内の緑地面積の増減を見る指標です。
私有緑地面積 (ha)	18	18	17.4	16	市内の緑地面積の増減を見る指標です。
農業振興地域における農地面積 (ha)	123	120	123	116	市内の農地が計画的に保全されているかを見る指標です。

## ■みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
緑地の保全	○計画的な土地利用を推進し、緑地等の確保に努めます。	企画 都計 都整	○市民参加による自然環境調査や観察会、保護活動に積極的に参加、協力します。 ○地域で緑の保全を行います。	○事業の実施時には、緑の保全に十分配慮します。 ○市による緑の保全活動に積極的に協力します。 ○市民団体の活動や地域の保護活動に積極的に参加します。
	○自然環境の改変を伴う公共事業を行う場合には、影響の低減に努めます。	各課		
	○環境浄化や防災機能など、多様な機能について周知し、緑地保全への理解を求めます。	産業 都整		
	○緑地や保存樹等の保全に努めます。	産業 都整		
	○市民参加による自然保護活動を促進します。	環境 都整		
農地の保全	○景観形成作物の栽培、市民農園としての利用など、遊休農地の活用を努めます。	産業	○低農薬・無農薬・有機栽培農作物を購入するよう努めます。 ○旬の農産物を購入するよう努めます。 ○地元の農産物を優先的に購入します。 ○農業体験を通して農業への理解を深めます。 ●田んぼアートや田んぼイルミネーション事業に参加し、農地保全への関心を高めます。(新規)	○環境保全型農業の推進に努め、安心できる地元の農産物を消費者に提供します。 ○商店では低農薬・無農薬・有機栽培農作物の販売に努めます。 ○飲食店では、低農薬・無農薬・有機栽培農作物を使うよう努めます。 ○水田など農地の多面的機能を認識し、健全な農業活動によってその機能を維持するよう努めます。 ○農村と都市間の交流体験の場を提供し、地域の農業をPRします。
	○農地の多面的機能に関する情報提供に努めます。	産業		
	○担い手農家への集積や営農組織による活用など、効率的な営農を支援します。	産業		
	○環境保全型農業で生産された農産物の特産品化を進めます。	産業		
	●耕作放棄地解消のための経費や、景観形成作物の栽培経費を補助します。(新規)	産業		
	●市民に農業を身近に感じてもらうため「田んぼアート」や「田んぼイルミネーション事業」を実施します。(新規)	産業		
	●農業体験や交流の場の機会を設け、農業への理解と関心の向上を働きかけます。(新規)	産業		
水辺の保全	○生態系に配慮しつつ、親水公園化や遊歩道の設置に努めます。	都整	○河川やため池の整備活動に参加・協力します。 ○河川やため池にごみを捨てないようにします。 ○水辺の環境美化活動に積極的に参加します。 ○地域で水辺保全と管理の問題について話し合います。	○市民団体の活動や地域の保護活動に積極的に参加します。
	○市民や事業者などの協力を得て、水辺とのふれあいの場の確保・整備に努めます。	産業 都整		
	●ため池が安全で豊かな自然とふれあえる憩いの場となるよう、多面的な機能を考慮しながら、必要最小限の整備を進めます。(新規)	産業		

## 施策4-2 緑と水を育みふれあう

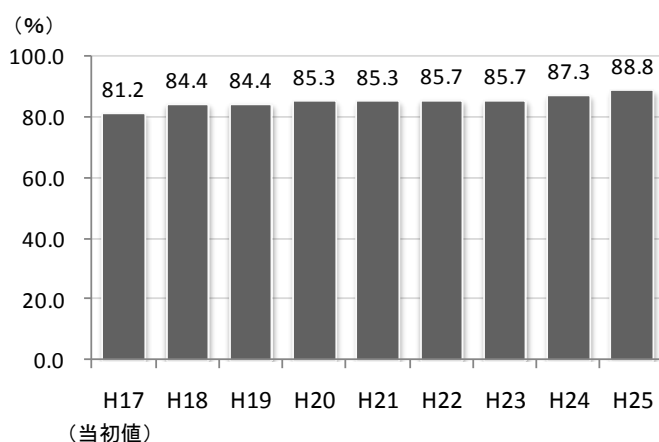
### 見直し

都市化に伴って森林や農地が減少するなか、ため池を利用した環境整備や山辺の散歩道、矢田川散歩道の整備を進めています。また、市民団体によって、これらの保全や有効活用に関する取り組みが進められた結果、「緑・水に親しめる場所があると思う市民割合」は増加傾向にあります。

こうしたことから、この状態を維持又はさらに改善していくための、継続した意識啓発が求められていると考えられます。

このため、市民との協働によって、土地区画整理事業区域内の公園整備を進め、緑に親しむことのできる空間確保を推進していきます。また、自然と触れ合う機会を提供するため、各種イベントを継続的に実施するとともに、市民団体が実施する事業についても積極的に支援していきます。

#### ■緑・水に親しめる場所があると思う市民割合



#### ■山辺の散歩道

出典：尾張旭市 HP



#### ■施策の目的達成度を示す指標

指標名	当初値 (H17)	中間 目標値 (H25)	現状値 (H24)	長期 目標値 (H35)	指標の見方
緑・水に親しめる場所があると思う市民割合 (%)	81.4	(増加)	87.3	90.0	市民が身近に自然環境があると感じているかを見る指標です。
新たに生み出された緑の箇所数 (箇所)	—	—	10	10	緑化の推進によって、身の回りの緑が増えているかどうかを見る指標です。
自ら緑を育成している市民の割合 (%)	—	—	52.0	60.0	緑化の推進によって、身の回りの緑が増えているかどうかを見る指標です。
水辺空間を利用している市民の割合 (%)	—	—	54.7	60.0	自然・動植物・水辺に親しむことができるかを見る指標です。
水辺空間の満足度 (%)	—	—	84.3	88.0	自然・動植物・水辺に親しむことができるかを見る指標です。

## ■みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
まちの緑化	○家庭や事業所の緑化を促進します。	産業 都整	○ガーデニングや生垣設置など、家の周囲に緑を増やします。	○事業所の敷地の緑化に努めます。
	○公共施設や街路の緑化を推進し、その際には在来種の植樹に配慮します。	都整		
	●民有地緑化を進めるため、生垣の新設、ブロック塀などから生垣への転用や住宅取得者の記念樹の植樹に対して助成を行います。(新規)	都整		
ふれあいの 機会の充実	○市民や事業者等の協力を得て、休耕田や里山、学校、公園などを利用した自然とのふれあいの機会確保に努めます。	産業 都整 教行	○公園や社寺などの緑に親しみ、大切にします。 ○公共の緑地の維持管理に積極的に協力します。 ●自然と積極的にふれあい、自然の大切さを学びます。(新規) ●学校の緑やビオトープの管理に協力します。(新規)	○公共の緑地の維持管理に積極的に協力します。 ●工場や事業所の緑地を、市民が身近に緑とふれあえる空間として開放します。(新規)
	○緑が身近に感じられる公園や広場等の整備を進め、緑に親しむことができる空間確保を推進します。	都整		
	○自然とのふれあいや自然の大切さを学習する機会を提供します。	産業 都整		
	●校庭の緑化スペースや学校ビオトープ空間等を保全活用します。(新規)	教行		
	●工場や事業所などが所有している緑地等を、自然観察の場や里山空間などとして活用し、地域の身近な空間として開放するように働きかけます。(新規)	産業 環境		
	●“あいち森と緑づくり事業制度”等を活用し、民有地の緑化を進めるとともに、小中学校の机や椅子に愛知県産木材製品の使用を図ります。(新規)	産業 都整		



### 施策4-3 動植物に配慮する

街区公園や矢田川散歩道の整備などによって、生物の生育・生息空間となる「緑地面積」や「緑被率」は、現状を維持しています。

また、吉賀池の貴重な湿地植物の保護を行うとともに、アライグマなどの外来生物の駆除を進め、本来の生態系等に対する被害防止にも努めています。

なお、こうした生態系の保全に関する取り組みを効果的に推し進めていくためには、市内の実態を適切に把握しておく必要がありますが、平成12年度以降、実態調査は実施されていません。

このため、今後も残された緑地や水辺の保全を推進し、外来生物の駆除を進めることによって生態系の保全に取り組むとともに、その前提となる実態調査の実施についても、取り組んでいきます。

#### ■吉賀池のシラタマホシクサ

出典：尾張旭市 HP



#### ■アライグマ

出典：市環境課



#### ■施策の目的達成度を示す指標

指標名	当初値 (H17)	中間 目標値 (H25)	現状値 (H24)	長期 目標値 (H35)	指標の見方
緑地面積 (ha)	512	513	520	519	市内の緑地面積の増減を見る指標です。
BODの主要河川での改善数値 (mg/l)	—	—	6.4	8.0以下	河川の水の汚れを見る代表的な指標です。
環境保全活動等に参加している市民団体数 (団体)	16	30	26	30	環境保全活動を行う団体として登録されている市民団体数です。
環境保全分野のボランティアをしている市民の割合 (%)	—	—	4.4	7.0	市民が環境保全分野のボランティア活動に参加しているかを見る指標です。

## ■みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
生物多様性の保全	○動植物の生息・生育環境の保全や希少種の適切な保護に努めます。	産業環境都整	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生物多様性やその恩恵について学びます。(新規)</li> <li>○市内に生息・生育する動植物に関心を持ち、動植物を大切にします。</li> <li>○野生動植物の生息・生育場所の保全に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○動植物の保護活動に協力します。</li> <li>○自然環境の整備や改変の際には、動植物への影響を最小限に抑える手法を検討します。</li> </ul>
	○市内の自然環境の分布や動植物の生息・生育状況に関する実態調査を行い、その保全方法について調査研究を行います。	産業環境		
	○水辺の整備に際しては、その生物環境に十分配慮します。	産業都整		
	●残された緑地や水辺の保全を推進します。(新規)	産業都整		
	●貴重な湿地植物が生育する吉賀池湿地の保全に取り組みます。(新規)	産業		
	●吉賀池湿地の一般公開を開催し、自然環境保全意識の高揚につなげていきます。(新規)	産業		
生態系ネットワークの形成	○市域に残された水辺や社寺林、公園等を拠点とした緑のネットワーク化を推進します。	産業都整	<ul style="list-style-type: none"> <li>●庭を活用した生態系ネットワークの創出を行います。(新規)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所敷地を活用した生態系ネットワークの創出を行います。(新規)</li> </ul>
	●北部丘陵地と矢田川、天神川の緑のネットワークを形成するための道路緑化を進めます。(新規)	都整土木		
	●東部丘陵生態系ネットワーク協議会の取り組みを推進します。(新規)	環境		
	●生態系ネットワーク形成の目標を共有するため、重要な自然や生物の生息生育の可能性を示した「生物多様性ポテンシャルマップ」の活用を進めます。(新規)	環境		
外来種対策	○関係機関と連携し、外来生物対策に係る情報を発信します。	環境	○良好な生態系を保全するため、外来生物などを自然に放さないようにします。	
	●外来生物の駆除により生態系の保全に取り組みます。(新規)	環境		



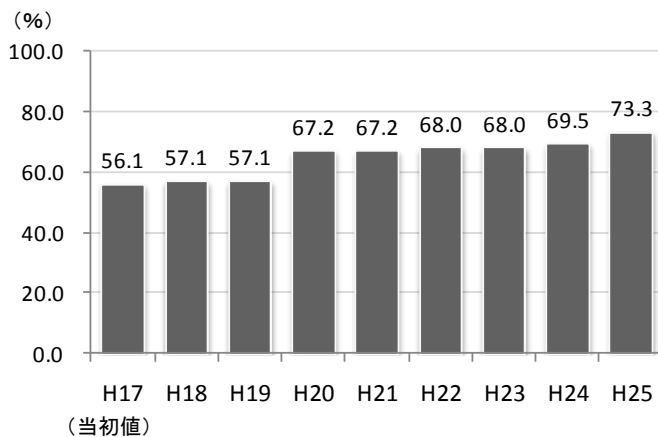
## 分野別目標⑤ 暮らしやすい快適なまちづくり

### 施策5-1 安全で健康な暮らしを守る

公共下水道の整備や生活排水への配慮などによって、主要河川でのBODの改善数値は向上傾向にあり、その結果、「快適な生活衛生環境だと思える市民の割合」も、引き続き高い水準を維持しています。一方で、「生活衛生環境に関する苦情件数」は依然として多い状態にあり、今後も高齢化の進行や地域コミュニティの変化等によって、この傾向は続くものと予想されるため、継続した啓発やパトロールの実施等が求められていると考えられます。

このため、「生活排水クリーン推進員」や市民ボランティアの協力を得ながら、水質の保全や周辺環境の改善に取り組んでいきます。さらに、公共交通網の整備や自転車等駐車場の維持管理を実施することで、自動車に頼らないまちづくりを進めるとともに、生活道路周辺の騒音防止や安全確保を図るため、幹線道路の整備にも引き続き取り組んでいきます。

■ 快適な生活衛生環境だと思える市民割合



■ 生活排水対策パンフレット

出典：愛知県 HP



### ■ 施策の目的達成度を示す指標

指標名	当初値 (H17)	中間目標値 (H25)	現状値 (H24)	長期目標値 (H35)	指標の見方
快適な生活衛生環境だと思える市民の割合 (%)	56.1	(増加)	69.5	72.0	生活衛生環境が快適であるかを見る指標です。
下水道普及率 (%)	49.1	60	63.7	83.0	下水道の普及割合を見る指標です。
生活衛生環境に関する苦情の解決率 (%)	—	—	96.6	97.0	生活環境についての問題解決の状況を見る指標です。
BODの主要河川での改善数値 (mg/l)	—	—	6.4	8.0以下	河川の水の汚れを見る代表的な指標です。
水質を維持しているため池数 (箇所)	—	—	4	7	ため池の水質が維持されているかどうかを見る指標です。
生活衛生環境を保全する活動を行っている市民の割合 (%)	—	—	59.5	6.0	地域住民の手で生活衛生環境が保全されているかを見る指標です。

## ■みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
水・土の 汚染対策	○公共下水道整備を推進します。	下水	○公共下水道が整備されている地域では、下水道への早期接続に努めます。 ○公共下水道の無い地域では、合併処理浄化槽の設置に努め、定期点検や清掃など適正な管理に努めます。 ○三角コーナーの設置や油のふき取りなど家庭でできる生活排水対策に努めます。 ●地域の環境監視に参加します。(新規) ●生活排水浄化に関心を持ち、生活排水クリーン推進員としての活動に参加します。(新規)	○公共下水道が整備されている地域では、下水道への早期接続に努めます。 ○公共下水道の無い地域では、合併処理浄化槽の設置に努め、定期点検や清掃など適正な管理に努めます。 ○工場・事業所の水質管理を徹底します。 ○工場排水に関する情報提供を行うなど、地域からの要望に対応します。 ○化学物質の管理・適正使用を徹底し、周辺環境に負荷をかけないようにします。
	○公共下水道への接続や合併処理浄化槽の普及促進及び適正管理の啓発に努めます。	環境 下水		
	○水辺の整備にあたっては、浄化能力を生かした工法の採用を検討します。	産業 都整		
	○生活排水対策に関する情報提供・啓発に努めます。	産業 環境 下水		
	○関係機関との連携のもと、事業所の公害に関する監視、観測、指導に努めます。	環境		
	●市民ボランティアの協力を得ながら、地域の環境監視に、より一層取り組みます。(新規)	環境		
	●河川の水質浄化推進のため、生活排水クリーン推進員を継続して委嘱し、さらなる啓発活動を展開します。(新規)	環境		
大気汚染、 騒音・振動 の防止	○公共交通網の充実に努めます。	都計	○公共交通機関が利用できる場合は、自家用車よりも公共交通機関を利用するよう努めます。 ○車を使用する際は、エコドライブを心がけます。 ○車を利用するときは相乗りに努め、近所への移動は徒歩や自転車を利用するよう努めます。 ○ノーカーデー運動を事業者、市と協力して進めます。 ○車の購入や買い替えの際には、次世代自動車等先進エコカーの購入に努めます。 ○ペットの鳴き声やテレビの音などの生活騒音に気をつけます。 ●自転車等駐車場の適正利用に努めます。(新規)	○車を使用する際は、エコドライブを心がけます。 ○車を利用するときは相乗りに努めます。 ○配送の合理化を図るなど、効率的な物流システムの整備に取り組みます。 ○排出ガスに関する情報提供を行うなど、地域からの要望に対応します。 ○ノーカーデー運動を市民、市と協力して進めます。 ○車の購入や買い替えの際には、次世代自動車等先進エコカーの購入に努めます。 ○営業時の騒音・臭気に気をつけます。 ○工場騒音・振動に関する情報提供を行うなど、地域からの要望に対応します。
	○駅・駅周辺施設を充実させ、公共交通の利用を促進します。	市活 都計		
	○幹線道路交通の円滑化に努めます。	都計 都整		
	○ノーカーデー運動を市民、事業者と協力して進めます。	人事 環境		
	○公用車の購入や買い替えの際には、次世代自動車等先進エコカーの導入に努めます。	契約 各課		
	○道路交通騒音や振動に関する調査、防止対策を実施します。	環境		
	○近隣騒音や営業騒音防止の啓発に努めます。	環境		
	●自転車等駐車場の維持管理に努めます。(新規)	市活		

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
有害物質、 その他公害 への対応	○有害化学物質等の情報の提供に努めます。	環境	○公害問題をはじめ、新しい環境問題への関心を持ちます。 ○浄化槽の適正管理に努めます。	○環境報告書や環境会計等を作成し、環境情報を発信します。 ○化学物質の管理・適正使用を徹底し、周辺環境に負荷をかけないようにします。 ○事業活動に関する法規制等を遵守し、環境保全に努めます。 ○環境関連項目の調査を自主的に実施し、結果を公表します。
	○浄化槽の適正管理の啓発に努めます。	環境		

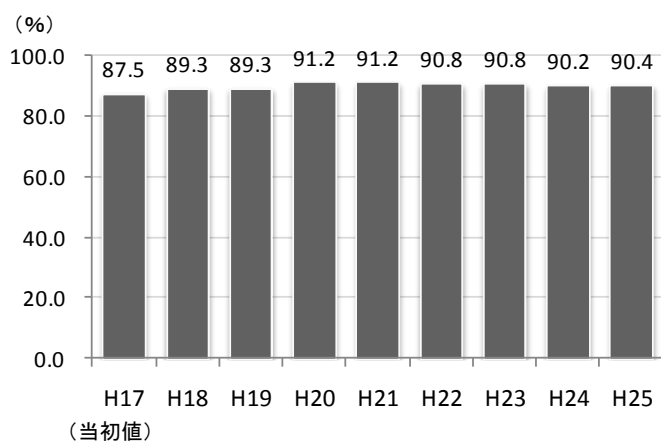
## 施策5-2 快適でゆとりある都市空間をつくる

歩道や駅前広場の整備、屋外広告物の適正化などを進めた結果、「秩序とやすらぎを感じる街が形成されていると思う市民割合」と「都市景観に満足している市民割合」は増加傾向にあります。

また、各種パトロールや「尾張旭市良好で快適な生活環境を確保する条例」に基づく指導の実施などによって、「犬のふん・ごみのポイ捨てなどをしない環境マナーに満足している市民割合」も高いレベルにあります。こうしたことから、この状態を維持又はさらに改善していくための継続した意識啓発が求められていると考えられます。

このため、駅のバリアフリー化を進めるとともに、未整備地区での基盤整備や老朽化した施設管理のあり方などの検討を進めることによって、今後も快適でゆとりある都市空間の創出に努めていきます。また、飼い主のいない猫によるふん害に対応するため、避妊・去勢手術を施してこれ以上増えないようにし、一代限りの命を全うするまで地域で衛生的に管理をする「地域ねこ活動」への支援についても積極的に実施していきます。

■秩序とやすらぎを感じる街が形成されていると思う市民割合



■愛犬出前しつけ方教室

出典：尾張旭市 HP



### ■施策の目的達成度を示す指標

指標名	当初値 (H17)	中間目標値 (H25)	現状値 (H24)	長期目標値 (H35)	指標の見方
秩序とやすらぎを感じる街が形成されていると思う市民割合 (%)	87.5	(維持)	90.2	92.0	秩序とやすらぎのあるまちが形成されているかを見る指標です。
都市景観に満足している市民割合 (%)	76.1	(増加)	82.4	85.0	市民が都市景観に満足しているかを見る指標です。
生活衛生環境を保全する活動を行っている市民の割合 (%)	—	—	59.5	60.0	地域住民の手で生活衛生環境が保全されているかを見る指標です。
生活衛生環境の向上支援件数 (件)	—	—	1,599	1,600	市民が、生活衛生環境を保つための支援が受けられているかを見る指標です。
ペット・小動物に関する苦情件数 (件)	—	—	22	25	地域住民の手で生活衛生環境が保全されているかを見る指標です。

## ■みんなの取り組み

区分	市	関連課	市民・市民団体	事業者
良好な生活環境づくり	○屋外広告物の適正化や電柱地中化など、都市景観の向上を図ります。	都計 都整	○建物のデザインは周辺と調和するよう配慮します。 ○地域の祭りや伝統行事などに積極的に参加します。 ○地域の年長者や有識者との交流を通じ、歴史や郷土芸能への理解を深めます。 ○地域のまちづくり活動に積極的に参加します。 ●あさひ景観フォトサロンに参加し、都市景観に関心を持ちます。(新規)	○景観を乱さぬよう、所有施設をはじめ、看板などにも配慮します。 ○地域の祭りや伝統行事などに積極的に参加します。 ○地域との交流を促進し、伝統的文化の継承に協力します。
	○歩行空間の整備や維持管理のほか、自転車走行空間の整備を推進します。	都整 土木		
	○公共施設や駅及び駅周辺のバリアフリー化を推進します。	都計 都整 土木		
	○地域の歴史や文化を生かした都市空間の形成に努めます。	文化		
	●未整備地区での基盤整備や老朽化した施設の管理のあり方などの検討を進めます。(新規)	財政 都計 都整 土木		
	●都市景観への関心の向上を図ります。(新規)	都計		
環境美化	○地域住民との連携を図り、公園など公共空間の適切な維持管理に努めます。	都整	○公園や街路樹などの維持管理に協力します。 ○町内会や市民団体の清掃活動や美化活動に参加します。 ○自宅やその周辺の清掃に努めます。	○事業所の敷地や周辺の清掃に努めます。 ○清掃活動などの地域活動に協力します。
	○環境美化意識の浸透に努めます。	環境		
	○空き地や空き家の雑草管理の徹底を図ります。	環境 消防		
マナーの向上	○放置自転車、放置自動車、違法駐車防止に努めます。	市活	○不法投棄、ポイ捨てをしません。 ●環境パトロールボランティアに協力します。(新規) ○ペットは、マナーを守って飼育します。 ●「地域ねこ活動」に協力し、飼い主のいない猫を削減します。(新規)	○不法投棄、ポイ捨てをしません。 ○自動販売機の設置の際には、回収容器を設置するなど、ポイ捨ての防止に協力します。 ○ペットの販売の際には、適正飼育を啓発します。(新規)
	○不法投棄、ポイ捨ての現状を把握し、防止対策に努めます。	環境		
	●環境パトロールボランティアの活性化を図ります。(新規)	環境		
	○動物飼育マナーや犬、猫などのふん害防止のための啓発に努めます。	環境		
	●「地域ねこ活動」への支援を促進します。(新規)	環境		

## 第4章 計画の推進

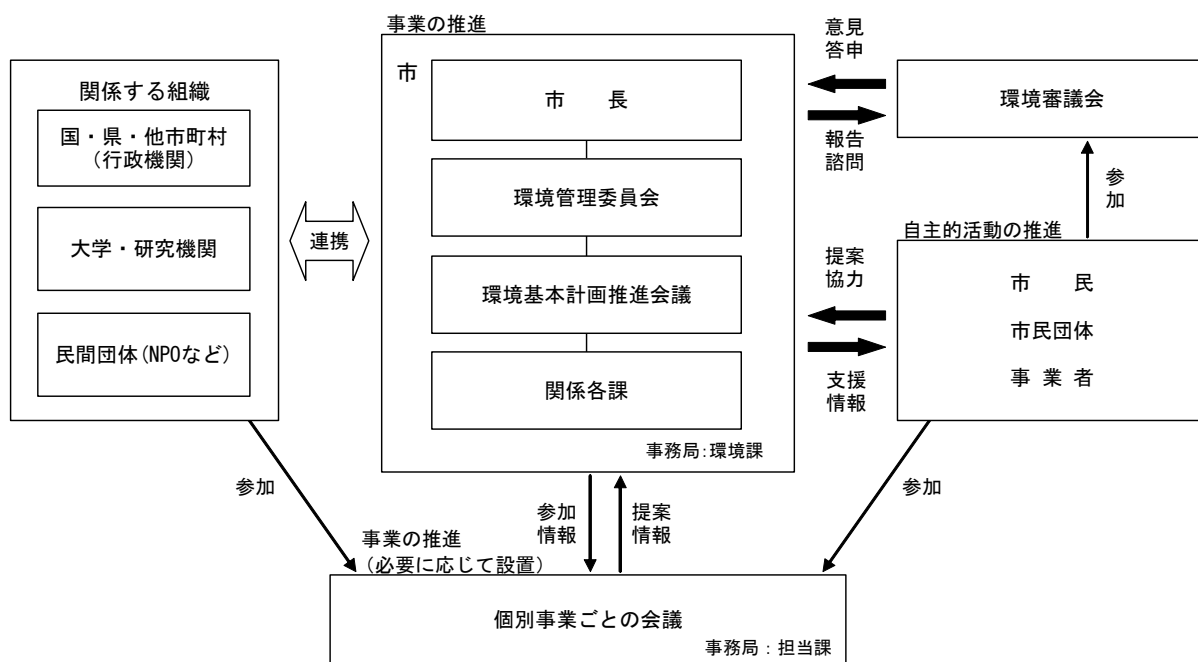
### 1. 推進体制

めざすべき「望ましい環境像」を実現するため、市、市民・市民団体、事業者がそれぞれの役割分担の中で緊密に連携・協力しながら計画を推進し、「環境審議会」において逐次進捗状況を確認します。

また、市の実施する重要な事業については、「環境管理委員会」や「環境基本計画推進会議」を通じて各課の連携を図るとともに、計画を効率的に推進するための検討を行います。

さらに、市、市民・市民団体、事業者が連携しながら取り組む個別事業については、関係者の協議や意見交換を行う会議の場を必要に応じて設置します。

なお、広域的な課題等に対しては、国、県、他の地方公共団体と協力し、連携を密にしながら環境の保全と創出のための施策を推進します。



#### ●環境審議会

○役割：計画に関わる事項その他の環境に関する重要事項についての審議及び調査を実施する機関。環境基本条例に基づき設置する。

○委員構成：有識者、公募市民、団体代表、事業者、行政機関の職員

#### ●環境管理委員会

○役割：環境基本計画に基づく環境の保全及び創出を目的とする事業について、市として最終的な調整及び進行管理を行う。

○委員構成：市長、副市長、教育長及び部長級職員

## ●環境基本計画推進会議

○役割：計画推進に関する基本事項の検討、課内の進捗等調査、各課間の調整などを行う会議。  
必要に応じて下部組織を持つことができる。

○委員構成：市民生活部長、関係部局の部次長級及び課長級職員

## ●個別事業ごとの会議

○役割：市、市民・市民団体、事業者など複数の主体が個別事業を推進するため、方針、計画や改善点などについて協議等を行う会議。事業ごとに、必要に応じて設置する。

## 2. 進行管理の方法

環境マネジメントシステムの考え方（PDCAサイクル）を基本とした計画の進行管理を行います。

### ① 計画（Plan）

本計画の策定や見直しを示します。なお、尾張旭市第五次総合計画の前期期間が満了する平成30年度を新たな見直しの時期として位置づけ、社会情勢や市民意識の変化等を踏まえ、全面的な見直し又は部分的な見直しの実施を検討するものとします。

### ② 実行（Do）

本計画に基づき、市、市民・市民団体、事業者は、それぞれの取り組みを実行します。

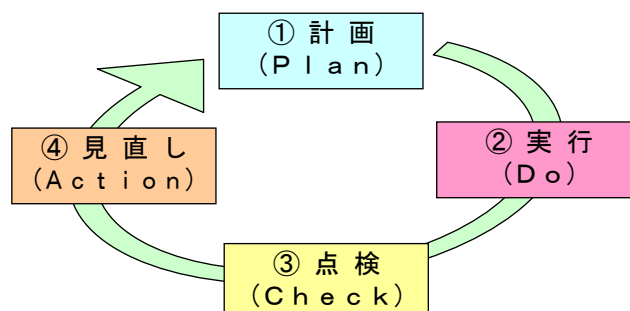
### ③ 点検（Check）

次の項目と方法により点検します。

項目	方法	頻度
分野別目標及び施策の進捗状況	設定した指標に基づく目標と現状を比較することにより進捗状況を確認します。	年度ごと
市の取り組み状況	事務事業評価により、事務事業ごとに指標を設定して進捗を管理します。	年度ごと
市民及び事業者の取り組み状況	市民及び事業者の取り組みについて、アンケート調査により把握します。	環境意識調査は本計画の見直しごと アンケート調査は2年ごと（まちづくりアンケート）

### ④ 見直し（Action）

点検結果に基づき、施策や市の取り組みを見直すとともに、新たに必要な取り組みについても検討します。なお、次回の計画見直しの際には、評価手法のあり方についても改めて検討するものとします。



## 巻末資料

### 尾張旭市環境審議会委員名簿

【平成26年度】

任命区分	所属等	氏名	区分
学識経験を有する者 (3人)	愛知工業大学客員教授	伊豆原 浩二	会 長
	愛知工業大学教授	松本 壮一郎	副会長
	尾張旭市教育委員会	木村 修	委 員
市長が必要と認める者 (3人)	愛知県県有林事務所	近藤 巧	//
	中部電力株式会社	橘 昭久	//
	日立オムロンターミナルソリューションズ株式会社	谷口 充 (森田 政宏)	//
	尾張旭市自治連合協議会	石原 彰	//
	尾張旭市地域婦人団体連絡協議会	松原 圭子	//
	寺田保全の会	浦野 達朗	//
	矢田川に親しむ会	千石 要	//
市民から公募した者 (3人)	公募による市民	高橋 賢一	//
		松岡 里枝	//

( )内は前任者(敬称略、順不同)



## 諮問・答申

### 環境審議会への市長の諮問

26環第38号  
平成26年5月20日

尾張旭市環境審議会  
会長 伊豆原浩二 殿

尾張旭市長 水野義則

尾張旭市環境基本計画の中間見直しについて（諮問）  
尾張旭市環境基本条例（平成16年条例第23号）第9条第5項において準用する同条第3項の規定等に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問事項  
尾張旭市環境基本計画の中間見直しについて

### 環境審議会から市長への答申

26環境審第7号  
平成27年3月10日

尾張旭市長 水野義則 殿

尾張旭市環境審議会  
会長 伊豆原浩二

尾張旭市環境基本計画の中間見直しについて（答申）

平成26年5月20日付け、26環第38号で諮問のありました「尾張旭市環境基本計画の中間見直し」については、社会経済情勢の変化や本市の現状と課題を踏まえ、意識調査やパブリックコメントを通じて市民意見の反映に努めるなど、慎重に審議してきました。

その結果、別添のとおり「尾張旭市環境基本計画の中間見直し（案）」をとりまとめましたので、次の意見を付して答申します。

今後とも「環境を考え ともにつくる 私たちのまち」の実現に向け、本計画に基づく各種施策を積極的に推進されることを要望します。

- 1 市民の期待の高い「環境教育・環境学習」をさらに充実させ、環境に対する意識向上へとつなげること。
- 2 詳細な賦存量や可採量の調査を通じて新エネルギーの計画的な利用を検討し、地球温暖化防止の取り組みをさらに推し進めること。
- 3 自然環境調査の実施によって動植物や生態系の現況を把握し、生物多様性に配慮した取り組みを積極的に推し進めること。
- 4 尾張旭市第五次総合計画の前期間満了年度である平成30年度を新たな見直しの時期とし、社会情勢や市民意識の変化等を踏まえ、全面的な見直し又は部分的な見直しを実施すること。
- 5 次回の見直しの際には、改めて評価手法のあり方について検討すること。
- 6 本計画の内容によらず、新たに必要な事業は積極的に実施すること。

添付資料

- 1 尾張旭市環境基本計画の中間見直し（案）
- 2 尾張旭市環境審議会会議録
- 3 素案に対する市民からの意見及びその意見に対する考え方

## 尾張旭市環境管理委員会設置要綱

- (趣旨)  
 第1条 この要綱は、尾張旭市環境管理委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
- (設置)  
 第2条 本市における環境管理を総合的かつ体系的に推進するため、尾張旭市環境管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (所掌事務)  
 第3条 委員会は、尾張旭市環境マネジメントシステム(以下「環境マネジメントシステム」という。)及び尾張旭市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)に関する次に掲げる事務を所掌する。  
 (1) 環境方針の決定に関すること。  
 (2) 環境マネジメントマニュアルの見直しに関すること。  
 (3) 環境目的・目標・プログラム(全体)に関すること。  
 (4) 環境目的・目標・プログラム(全体)の達成度の評価に関すること。  
 (5) その他の環境マネジメントシステムの重要事項に関すること。  
 (6) 環境基本計画の策定又は見直しに関すること。  
 (7) 環境基本計画に基づく環境の保全及び創出を目的とする事業の推進及び調整に関すること。  
 (8) 環境基本計画の進行管理に関すること。
- (組織)  
 第4条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。  
 2 委員長は、市長をもって、副委員長は、副市長をもって充てる。  
 3 委員は、部長職(これに相当する職を含む。)にある者をもって充てる。  
 (委員長及び副委員長)  
 第5条 委員長は、必要に応じて委員会の会議(以下「会議」という。)を招集し、会務を総理する。  
 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)  
 第6条 会議は、必要に応じて委員会委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。
- (庶務)  
 第7条 委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。
- (委任)  
 第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

## 尾張旭市環境管理委員会委員名簿

【平成26年度】

区分	役職名	氏名
委員長	市長	水野 義則
副委員長	副市長	秋田 誠
委員	教育長	玉置 基
	企画部長	川原 芳久
	総務部長	野村 孝二
	市民生活部長	小池 勲
	健康福祉部長	若杉 浩二
	都市整備部長	長江 均
	教育部長	長江 建二
	消防長	大脇 伸雄
	議会事務局長	森 重憲
	監査委員事務局長	加藤 雄二
	尾張旭市長久手市衛生組合事務長	竹内 剛

## 尾張旭市環境基本計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 尾張旭市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を総合的かつ体系的に推進するため、尾張旭市環境基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、環境基本計画に関する次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の推進に係る基本的事項の検討に関すること。
- (2) 関係各課内の進捗状況等の確認に関すること。
- (3) 関係各課間の調整に関すること。
- (4) 第6条に規定する下部組織への指示に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市民生活部長をもって充てる。
- 3 委員は、職員10名以内をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、必要に応じて推進会議を招集し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(下部組織の設置)

第6条 環境関連事業の推進を図るため、推進会議に必要に応じて下部組織を設置することができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 尾張旭市環境基本計画推進会議委員名簿

【平成26年度】

区分	役職名	氏名
会長	市民生活部長	小池 勲
委員	企画課長	酒井 清隆
	市民活動課長	秋田 芳忠
	産業課長	加藤 仁亜貴
	都市計画課長	鈴木 昌尚
	都市整備課長	谷口 正喜
	土木管理課長	松田 治仁
	下水道課長	藪本 精一
	学校教育課長	姫岩 弘治
生涯学習課長	平野 良子	

## 尾張旭市環境基本計画の中間見直し経過

年 月 日		内 容
平成26年	5月28日	第1回尾張旭市環境基本計画推進会議 ・尾張旭市環境基本計画の中間見直しについて ・環境に関する意識調査の実施について
	6月2日	第2回尾張旭市環境審議会 ・尾張旭市環境基本計画中間見直し業務委託について ・環境に関する意識調査の実施について
	7月4日	尾張旭市環境基本計画の中間見直しに係る意識調査票を発送 (対象者：18歳以上の市民2,000人、市内の事業所100社)
	9月26日	第2回尾張旭市環境基本計画推進会議 ・環境に関する意識調査結果について ・見直しの趣旨・背景、考え方について ・施策達成状況の調査について
	10月22日	第3回尾張旭市環境審議会 ・環境基礎調査結果について ・見直しの趣旨・背景、考え方について
	11月13日	第3回尾張旭市環境基本計画推進会議 ・施策、目標値及び取組内容の検討について
	12月10日	第4回尾張旭市環境審議会 ・見直しに係る骨子について ・今後の取り組み内容について
	12月22日	第1回尾張旭市環境管理委員会 ・尾張旭市環境基本計画の中間見直しについて
平成27年	1月5日 ～2月4日	尾張旭市環境基本計画中間見直し素案の公開及びパブリックコメントの募集
	2月9日	第4回尾張旭市環境基本計画推進会議 ・パブリックコメントの結果について
	2月25日	第1回尾張旭市環境審議会 ・パブリックコメントの結果について ・答申について
	3月24日	第2回尾張旭市環境管理委員会 ・尾張旭市環境基本計画中間見直し(案)について



**尾張旭市環境基本計画【中間見直し版】**

**平成 27 年 3 月**

発行 尾張旭市  
編集 市民生活部 環境課  
〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600-1  
TEL. (0561)53-2111 FAX. (0561)52-0831  
E-mail kankyou@city.owariasahi.lg.jp  
ホームページ <http://www.city.owariasahi.lg.jp/>